

平成 28 年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[ 日本高等教育評価機構 ]

平成 28(2016)年 6 月  
日本文化大學



## 目 次

. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 . . . . .	1
. 沿革と現況 . . . . .	4
. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 . . . . .	6
基準 1 使命・目的等 . . . . .	6
基準 2 学修と教授 . . . . .	18
基準 3 経営・管理と財務 . . . . .	62
基準 4 自己点検・評価 . . . . .	74
. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価 . . . . .	79
基準 A キャンパス整備 . . . . .	79
基準 B 社会貢献・社会連携 . . . . .	83
. エビデンス集一覧 . . . . .	86
エビデンス集(データ編)一覧 . . . . .	86
エビデンス集(資料編)一覧 . . . . .	87



・建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 日本文化大學 建学精神

日本文化大學の創学者蜷川親繼は建学の折、「建学精神と使命」を次のように記している。

「いずれの国にあっても、大学はその国最高の教育と学問とを担当し、それぞれの建学の精神と使命とに従って、次代の国家を背負う指導的人材の育成を使命とするものであります。

今日の我国は、各民族・各国家がそれぞれの歴史と文化のもとに、民族の精神の盛衰に応じて隆替興亡する世界歴史の波を受けており、さらに、いよいよ複雑多極化して不断に流動し、明日の国家の命運さえ測られない危局の現代世界の中に在ります。この困難な国際環境に囲まれ、しかも清く正しく、窮まりない命脈を希う我国にとっては、内外に対応する国民が尊敬される日本人でなければなりません。

これがためには、つねに日本の自主的精神を保持しつつ、洋の東西に渉る諸文化と諸問題を理解することが必要です。すなわち、世界史的視野にたつて海外諸文化の各特質を深く歴史的に弁別把握し、冷静正確に判断取捨する、中正な学問にもとづく深い教養と能力とに據らなければなりません。しかし、我々が祖先以来みずから持つ価値高きものは、更に精しく究めて学問的自信と文化的理解とを持ち、つねに之を保持充実することが大切です。このゆえ、祖先からの遙か上つ代以来の歴史と伝統をつらぬく日本文化の根源を尊重し、国典を考究し我国先哲を仰いで学と道とを求め、日本民族の美風と叡智とを承けて、理想的な国民であることが緊要であります。

わが国民は久遠の往古から、父祖の築いた文化価値を深く体認し継承するとともに、すでに早く諸種の印度系文化、ついで各系統の中国大陸の諸文化について、この弁別取捨をなし遂げ、更に自らの認識を深め豊かにして、素直で誠実な、つねに清明の心と和敬を尊び、恩愛を深く感じ省み、道を重んずる日本文化を発展させました。

しかし、幾多の辛苦と艱難、時あって盛衰を経験しつつも、つねに情理の判断と勇氣とによって支え伝えられ、悠久に断絶なく発展した二千年以上に亘る日本文化史に比較すると、明治からの文化的経験は、永く歴史の体験を全く別にし、久しく接した東洋文化とも、質と類型とを異にする西欧諸文化を受け、自己を喪失せず沈着に咀嚼選択するには、あわただしい百年でした。また波濤の勢で急迫する見知らぬ文化を、取捨するには困難な情勢でしたので、知らず識らずの内に錯覚して弁別力を失い、或は利己をはかるに煽られて情誼を忘れ、力を伴いおされては、祖先から発展継承した貴重な文化価値を見失いがちのものが真に少なくないのであります。

このゆえ、現在、最も要望されているものは、眼前の繁栄と世の激流とに惑うことなく、表面の現象に追われず深相を觀る重厚で中正な学問によって、古往をたずね彰らかにして新来を考え知る、現代における新しい反省的学問であります。この能力を新たに身につけることこそ、本学の使命であります。こうして、経・史・文の深い学問による日本人としての正しい自覚と我国本来の学問の認識、及び我国将来の行路指針とが、いま、切実に求められています。

目先の栄華と利己心の追求に走り、秩序の軽視と伝統の破壊の風潮が一部を侵し、

教育・学問の正道も見失われ勝ちな今日において、日本文化大學に修学される皆さんは、心すなおに恩愛の情誼豊かな、まごころの学徒を志し、祖先以来のまことの日本の心と本来の学問の在り方とを深く把握されんことを、切に望むものです。」(『平成 28 年度 学生便覧』2・3 頁)。

そのうえで、「建学精神と使命」を重点要約し、次のように簡明に表現している。

「智性豊かな学風」

「日本本来の美しい道徳的傳統と、その優れた叡智とに基づく建学精神によって、次代を背負う優秀な人材を育成します。その智性と情誼の篤い建学精神を、更に重点要約しますと次の四條目となります。

恩愛禮義

父母の慈愛や、人々のまごころの恩を温かく感受して、情誼に厚く禮と義とを尊ぶ。

清明和敬

清く明るく、爽やかな心を養い、人倫の和を尊び、自他には敬の心によって接す。

重厚中正

重みと厚みのある学問と人柄とを修め、正しい道を明らかにして、言行一致する。

祖風繼承

わが國の祖先からの美しい文化傳統を学問的に受け繼いで、さらに発展をはかる。」

(『平成 28 年度 学生便覧』1 頁)。

## 2. 大学の個性・特色

### 大学名の由縁

「日本文化大學学則」第 1 条に「本学は、我が国祖先以来の歴史と伝統に基づく日本文化の根源を尊び、祖先を敬い、国典を考究し、日本民族の美風と叡智を繼承し、我が国先哲を仰いで学と道を学び、文化の進展に貢献し、重厚中正かつ誠実な国民を育成する建学精神により、教育と学問の探究を行うことを目的とする。」とあるように、法学教育の基礎として日本文化の歴史と伝統をつらぬく日本文化の根源を理解することが重要視される。

そのため、本学の「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」には、「将来において、さまざまな職務を希望するとき、たとえそれが専門の法政関係でなくとも、それぞれの分野に必要な基本的法政理念と関係法の理解ができる学生、そしてさらに、各級指導者として、豊かな文化教養と理性的判断力と大局把握の建設的能力のある学生、そして、父祖以来の文化の叡智と成果とを受け継ぎ、将来にわたって永續する調和と努力の途を求めようとする優れた自覚ある学生に授与」される旨が、定められている。

「少人数制教育」

本学の収容定員は、開学以来 1 学年の定員を 200 人として学生一人一人に目の行き届く範囲に抑えている。

講義や学生指導を実施するうえでクラス制度を採用し、1 学年を原則 6 クラスに分けてきめ細やかな対応をしている。授業科目の履修は、クラスごとに割り当てられた時間

割の中から選択し、必修科目はクラス単位で履修する。初年度教育を目的とした1年次必修科目の「基礎ゼミ」は、1クラスを2分して15~20人前後、専門教育への導入として開設されている2年次必修の「基礎ゼミ」は10~15人前後の履修者数としている。3・4年次必修の「ゼミ」は、10人前後の履修者数である。

本学では、教員が少人数制のメリットを最大限生かして、学生の修学状況や学内外の生活、将来展望など詳しく把握したうえで指導している。その結果、教職員と学生の距離が近いという特色を持つに至っている。この点は、他学の追従を許さない本学の真価となっている（例えば、「週刊エコノミスト」(平成27(2015)年8月25日号)において、本学の就職実績に関連して「少人数である利点を生かし、きめ細かい指導が実績に結びついている」と評されている。)

#### 将来の進路や目標に応じて学べる「コース制」の導入

昨今、学校教育においてキャリア教育の必要性が指摘されて久しいが、本学では将来、学生がどのような職に就いて、どのように国家・社会に貢献したいのか、その進路希望に沿って系統的に学ぶことができるカリキュラムを導入している。2年次より、「経営コース」・「公共コース」・「法心理コース」の3コースに分けている。1年次の秋にコースを選択するが、その際には、「希望する就職の方向やその種別に関する調査」に必要事項を記入させている。同調査には、卒業後どのような方向に進みたいかとの問いがあり、希望する職種と、その志望理由、現在の対策、今後の対策を具体的に書かせている。このような方式を採ることによって、1年次から自分の将来の進路を意識しながら学生生活を送るようになっている。

#### 警察官合格率日本一

本学は、平成21(2009)年度以降、7年連続で警察官の採用試験における合格率日本一を達成している(プレジデント社「プレジデントファミリー」(平成22(2010)年1月号)77頁。「週刊東洋経済増刊号」(平成28(2016)年5月27日号など)。

なお、就職実績については、様々な報道機関によって取り上げられて報道されている。

#### シンボルマーク・校名ロゴの策定

平成27(2015)年に、シンボルマーク・校名ロゴを策定した。シンボルマークは、日本文化大學(NIHON BUNKA UNIVERSITY)の頭文字「N」をモチーフに、i(私)がN(ニチブン)というステージで上昇していく様子がイメージされている。赤の曲線は日の丸をイメージし日本の伝統や文化を表現し、それを支える赤い柱は、人材教育の大学の姿勢を意味している。青の「i」は人を表し、これからの有望な人間育成を表現し、黒の丸は和と敬の心を持った人格人材を意味している。

なお、シンボルマークについては、平成28(2016)年4月22日付けで商標原簿(第41類)に登録された(登録第5844745号)。



・沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 51 ( 1976 ) 年	1 号館、2 号館 竣工
昭和 53 ( 1978 ) 年	日本文化大學法学部設置認可・開学
昭和 54 ( 1979 ) 年	剣道場、弓道場 竣工
昭和 56 ( 1981 ) 年	3 号館 ( 図書館 ) 竣工
昭和 60 ( 1985 ) 年	食堂棟、庭園 完成
昭和 62 ( 1987 ) 年	体育館 竣工
昭和 63 ( 1988 ) 年	教育職員免許法による課程認定
平成元 ( 1989 ) 年	グラウンド整備、全天候型テニス・バスケットボールコート増設
平成 4 ( 1992 ) 年	4 号館 竣工 2 コース制 ( 「企業コース」, 「公共コース」 ) 導入
平成 5 ( 1993 ) 年	柏樹記念館 ( 5 号館 )、蜷川会館 ( 新学生食堂 ) 竣工、弓道場改築、 専門「ゼミ」制導入
平成 11 ( 1999 ) 年	総合グラウンド完成 「基礎ゼミ」制 ( 2 年次 ) 導入
平成 14 ( 2002 ) 年	旧「サークルスクエア」完成、「遊歩道」完成
平成 19 ( 2007 ) 年	「法学研究室」, 「ティーラウンジ」, 「パウダールーム」整備、 3 コース制 ( 「企業コース」, 「公共コース」, 「法心理コース」 ) 導入、 「基礎ゼミ」制 ( 1 年次 ) 導入
平成 20 ( 2008 ) 年	2 号館改修 ( 玄関ホール、教室、床、机、照明、トイレ等 )、 「模擬法廷」, 「コミュニティールーム」新設 柔道場整備
平成 22 ( 2010 ) 年	新「サークルスクエア」( 体育館 ) 竣工 日本高等教育評価機構 ( JIHEE ) による平成 22 年度大学機関別認 証評価を受審 ( 認定期間は平成 22 ( 2010 ) 年 4 月 1 日 ~ 平成 29 ( 2017 ) 年 3 月 31 日 )
平成 23 ( 2011 ) 年	メディアセンター ( 新図書館、新 PC ルーム、学生支援室 ) 竣工
平成 26 ( 2014 ) 年	「和敬の道」( 新遊歩道 ) 完成
平成 27 ( 2015 ) 年	シンボルマーク・校名ロゴの策定
平成 28 ( 2016 ) 年	グラウンド整備、人工芝・LED 照明完成
平成 29 ( 2017 ) 年	総合新校舎「楽工舎 ( 本館 )」落成予定

## 日本文化大學

### 2. 本学の現況

・大学名

日本文化大學

・所在地

校 地	所 在 地
八王子キャンパス	〒192-0986 東京都八王子市片倉町 977 番地
高田馬場学習センター	〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-5-9
総合グラウンド	〒193-0934 東京都八王子市小比企町 1658 番地

・学部構成

大 学	学 部 名	学 科 名
	法 学 部	法 学 科

・学部の学生数（平成 28（2016）年 5 月 1 日現在）（人）

法学部	入学定員	収容定員	在籍者数
人 数	200	800	722

・教員数（平成 28（2016）年 5 月 1 日現在）（人）

法学部	教授	准教授	講師	専任教員合計
人 数	13	6	7	26

・職員数（平成 28（2016）年 5 月 1 日現在）（人）

	正職員	パート	派 遣	合 計
人 数	10	2	4	16

・ 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1 . 使命・目的等

1 - 1 使命・目的及び教育目的の明確性

1 - 1 の視点

1-1- 意味・内容の具体性と明確性

1-1- 簡潔な文章化

(1) 1 - 1 の自己判定

「基準項目 1 - 1 を満たしている。」

(2) 1 - 1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1- 意味・内容の具体性と明確性

「学校法人柏樹式胤学園寄附行為」【資料 1-1-1】（以下、「寄附行為」と略す。）第 4 条は、「この法人は、… 次に掲げる学校 … 日本文化大學 法学部 法学科」のみを設置する旨を規定し、これを受けて「日本文化大學学則」【資料 1-1-2】（以下、「学則」と略す。）第 2 条第 1 項は、「本学に法学部を置き、法学部に法学科を置く。」と規定し、法学部だけの単科大学である旨を示している。

本学の使命・目的については、建学精神において明確にされ、「寄附行為」をはじめ「学則」において具体化されている。

「寄附行為」第 2 章「目的及び事業」第 3 条（主旨と目的）において、「この法人は、歴史と伝統とに立つ悠久の日本文化の根本を尊びこれを学問的に探究して各種の日本学術の発展を伸揚し、父祖の良風と美俗とを継承して、日本文化進運に貢献する至誠の国民を育成するを建学の主旨とし、教育基本法と学校教育法に則り、教育と学問研究とを行うのを目的とする。」と明確に表現されている。

建学精神に基づく大学の目的について、「学則」第 1 条には、「本学は、我が国祖先以来の歴史と伝統に基づく日本文化の根源を尊び、祖先を敬い、国典を考究し、日本民族の美風と叡智を継承し、我が国先哲を仰いで学と道を学び、文化の進展に貢献し、重厚中正かつ誠実な国民を育成する建学精神により、教育と学問の探究を行うことを目的とする。」と規定されている。

法学部の目的については、「学則」第 2 条第 2 項において、「法学部は、建学精神を基礎として法律学及びその関連諸分野の教育及び研究を行い、法的思考力豊かで次代の国家を背負う指導的人材を育成し、併せて研究成果を通じて社会の発展に寄与することを目的とする。」と規定されている。

以上のように、建学精神を基本として、その内容は「寄附行為」や「学則」において具体化され明確になっているといえる。

これらの建学精神や学則規定等の内容は、「教育研究上の目的 学問の本質的探究と自覚的認識」（『平成 28 年度 学生便覧』4・5 頁【資料 1-1-3】）により具体的に説明されている。とりわけ「教育目的」は、「恩愛和敬・美風継承」、「学問の深奥を探究」、「情宜と勇氣の自覚」、「慈愛と祈念に答応」の 4 項目にて説明され、建学精神が本学の教育を通してどのように生かされて教育されるのかについて明確にされている。

このように、本学建学精神をはじめ学則規定や教育目的などの文章は創学者蜷川親繼が認めたものであり、その内容が脈々と受け継がれてきている。いずれもその意味や内容においては具体的かつ明確であることから、適切である。

#### 1-1- 簡潔な文章化

本学の建学精神は、「恩愛禮義」、「清明和敬」、「重厚中正」、「祖風繼承」の四条目で簡潔に文章化されている。

##### 恩愛禮義

父母の慈愛や、人々のまごころの恩を温かく感受して、情誼に厚く禮と義とを尊ぶ。

##### 清明和敬

清く明るく、爽やかな心を養い、人倫の和を尊び、自他には敬の心によって接す。

##### 重厚中正

重みと厚みのある学問と人柄とを修め、正しい道を明らかにして、言行一致する。

##### 祖風繼承

わが國の祖先からの美しい文化傳統を学問的に受け継いで、さらに発展をはかる。

以上の建学精神を学内外に周知させるため、次の取り組みを行っている。

『大学案内』（『大学案内 2017』36 頁【資料 1-1-4】）

『大学案内』に、「大学の理念 & 沿革」の項目を作成して建学精神を明示している。

ホームページ（<http://www.nihonbunka-u.ac.jp/about/spirit/index.html>【資料 1-1-5】）

本学のホームページの「大学概要」の項目内に、「建学の精神」の見出しを付けて明示している。

##### 「入学説明会」

合格発表後、合格者と保護者に対し、本学の建学精神を始め、カリキュラムや入学手続等について、本学教員が個別に説明をしている（『平成 29 年度 入学試験要項』「6. 入試結果通知」3 頁参照【資料 1-1-6】、『平成 29 年度 指定校推薦入学試験要項』「14. その他」9 頁参照【資料 1-1-7】）。なお、建学精神の四条目については、入学生に声を出して読ませている。

##### 「日本文化大學指定校入試説明会」【資料 1-1-8】

年 2 回実施している「指定校入試説明会」において、指定校の高校の先生方に対し、「本学の概要」を説明している。この場を活用して、本学の建学精神や沿革、教育目的などを簡単に説明している。なお、「指定校入試説明会」の全体説明終了後には、出身校の先生方と在学生の懇談の機会を設けている。

##### 「入学準備ゼミナール」課題

早期入学試験である AO 入学試験や指定校推薦入学試験、一般推薦入学試験による入学予定者に対して 11 月下旬の日曜日に「入学準備ゼミナール」を実施している【資料 1-1-9】。同ゼミナールにおいて、「入学準備学習」の課題を課している。その中には、「日本文化大學の『建学の精神と使命』の理解」を図るため「ノートの左のページに『建学

の精神と使命』を書き写し ... 右のページには、語句の意味など、分からない漢字や表現がありましたら、必ず辞書を引いて調べた内容を書き、入学前に建学精神の理解を深めさせている【資料 1-1-10】。なお、「入学準備学習確認表」にて、この課題を取り組んだ結果を自己評価（理解が深まった・やや深まった・まだ理解が浅い）をさせている【資料 1-1-11】。学習をした結果については、この確認表を高校担任に見せ、確認印を頂くよう指示している。そのうえで、入学後、ノートを提出させている【資料 1-1-12】。

「新入生オリエンテーション in 河口湖」【資料 1-1-13】

「ガイダンス 『建学精神』」(40分)

「グループワーク」(80分)

テーマ『大学とは何か』【資料 1-1-14】

大学に対し、どのようなイメージを持っているか。

大学は、社会にとってどうあるべきか。

大学とは何か。

どのような大学生活を送るか。

「ガイダンス 『講評』(グループワークの内容発表を含む)」(60分)【資料 1-1-15】

「後期始業式ガイダンス」(1年次、2年次)【資料 1-1-16】

学長補佐より「建学精神」と題し、主として『学生便覧』の記載内容、「近代以降の『柏樹書院』歴代当主」及び「日本の年中行事と柏樹書院」に関する講義を行っている(『平成 28 年度 学生便覧』9 ~ 15 頁参照【資料 1-1-17】)。

「日本文化史」(1年次必修科目)

日本文化史の講義では、「日本文化大學の特徴」、「近代以降の『柏樹書院』歴代当主とその業績」の概要を教えるとともに、「師承」を読ませたうえで大学 4 年間の学びを考えさせて自己の見解を書かせている【資料 1-1-18】。さらに、建学精神と五倫についての関連を茶道史を概観しながら説明している。

「日本政治思想史」(2年次選択科目)

「日本政治思想史は、日本文化大學の建学精神と理念を学ぶことを目的としている。実際に日本史ゆかりの地を訪ね、重要な遺跡を見学して先哲の精神に触れ、将来に対する自覚を深めて修学の充実を期するものである。」(『平成 28 年度 学生便覧』24 頁【資料 1-1-19】)。

なお、「日本政治思想史」のフィールドワークとして 1 泊 2 日の日程で「文化学総合演習」を実施している。平成 27 年度は、伊勢神宮をはじめ神宮徴古館、せんぐう館、皇學館大學神道博物館などを見学し【資料 1-1-20】、平成 28 年度は「近世日本の教育遺産群 - 学ぶ心・礼節の本源 - 」の日本遺産に認定された弘道館や偕楽園、さらに大宝城跡、関城跡、筑波山神社などを見学する予定である【資料 1-1-21】。

「東京国立博物館キャンパスメンバーズ」

「柏樹書院」第 22 代当主の蜷川式胤は、東京国立博物館の創設にあたり、大変な尽力をされた。特に、蜷川式胤と「柏樹書院」第 23 代当主の蜷川第一とが収集された資料は、今日でも文化財保護活動の先駆けとして評価されている【資料 1-1-22】。そこで、本学の建学精神や日本文化の理解促進を図るためにキャンパスメンバーズになっている(『平成 28 年度 学生便覧』167 ~ 168 頁【資料 1-1-23】)。

「江戸東京博物館」

「江戸東京博物館」には、幕末から明治にかけての旗本家の歴史や暮らし向きを知ることができる「幕臣 蜷川家文書」計 88 点をはじめとする「蜷川コレクション」が収納されていることから【資料 1-1-24】、その旨を『平成 28 年度 学生便覧』10 頁【資料 1-1-25】に紹介して学生に見学を推奨している。

このほか、入学式・学位記授与式が行われる「柏樹記念館」には「建学精神」四条目が掲げられ【資料 1-1-26】、学内外に広く周知されており、適切である。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的等については、引き続き創学者の遺訓を大切に継承しながら学内外に周知するための施策を講じていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2 の視点

1-2- 個性・特色の明示

1-2- 法令への適合

1-2- 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2- 個性・特色の明示

本学の使命・目的及び教育目的は、次のような個性・特色として具現化しており、その内容については学内外に広く公表されている。

将来の進路や目標に応じて履修可能な「コース制」を設けていること

本学では、2 年次より「経営コース」・「公共コース」・「法心理コース」の 3 コースに分けて教育課程を策定している【資料 1-2-1】。このように「コース制」を採用することによって、科目担当教員は、学生の将来の進路や目標に応じて講義内容に工夫を凝らすことも可能となっている。また、2 年次以上からの「コース」は、単に科目履修の際のクラス分けという意味のみならず、「クラス（組）」の基礎ともなる。つまり、それぞれの「コース」をさらに半分に分けたものがクラスとなり、それぞれのクラスには担任が配置されている。よって、クラス担任は、学生の進路や目標を理解したうえで現時点において学生が抱える問題について指導を行うことにもつながっている。

学年の進行に合わせて「ゼミ」を中心とした少人数制教育を実施していること

初年度教育を目的とした 1 年次必修科目「基礎ゼミ」は 15～20 人前後、専門教育への導入として開設されている 2 年次必修科目「基礎ゼミ」は 10～15 人前後の履修者数としている。この「基礎ゼミ」の講義時間を活用して、各年次全員に周知徹底すべき事項は「ガイダンス」を実施し【資料 1-2-2】、また基礎教養教育の充実を図る目的で「教養科目模擬試験」【資料 1-2-3】及びその事前講義を実施している。これら「ガイダンス」の出席や「教養科目模擬試験」の結果【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】については、「基

礎ゼミ」の単位修得の条件(『平成 28 年度 学生便覧』「『基礎ゼミ 』の単位修得」、『基礎ゼミ 』の単位修得」19～21 頁【資料 1-2-6】)として徹底して指導にあたっている。

3・4 年次必修の「ゼミ ・ 」は、10 人前後の履修者数であり、大学 4 年間の研究成果として卒業論文を提出しなければならない(『平成 28 年度 学生便覧』18・19 頁【資料 1-2-7】)。全卒業生の卒業論文は、図書館にて学生の閲覧に供するとともに「蜷川会館」(学生食堂)には論題を掲示し公表している【資料 1-2-8】。

ほかの必修科目については、クラス単位で履修することになっていることから、1 科目について複数コマが開講されている。よって、同一教員が同一科目を複数回、講義を実施している。

正規カリキュラムにキャリア支援教育を組み込み実施していること

大学においてもキャリア教育の必要性が説かれる中、本学では、正規カリキュラムの中で系統的にキャリア支援教育を実施している。

1 年次については、金曜日 4 時限を「ガイダンス」の時間と位置づけて、各種模試や講演「スペシャリストセミナー」、講義、就職内定者によるアドバイスなどを実施している【資料 1-2-9】。ちなみに、1 年次に対しては「クレペリン検査試験」を実施しているが、その結果は、学生自身が自己のメンタルヘルスの特性や心理状態、指向性について知ることによって自己分析のための判断材料になると共に、キャリア支援のための相談にも活用されている。その他、キャリア支援の目的で開設されている講義科目としては、「日本文化史」、「基礎ゼミ 」(以上、必修科目)、「警察学」、「少年非行論」(以上、選択科目)などがある。

2 年次については、「基礎ゼミ 」の講義時を活用して、各種模試や講演「スペシャリストセミナー」、講義、就職内定者によるアドバイスなどを実施している【資料 1-2-10】。2 年次を対象に「NAAIP テスト」【資料 1-2-11】を実施し、自身の基礎能力や性格特性(職業特性)を知ると共に、それらの能力や特性がどのような職業分野に適しているのかを知ることによって、具体的な職業を意識するために有効な試験になっている。また、SPI3 の模擬試験【資料 1-2-12】を実施することによって、具体的な就職活動の対策を講じるための現状分析を行うための資料として有効なものとなっている。なお、キャリア支援の目的で開講されている 2 年次配当の科目としては、「基礎ゼミ 」(以上、必修科目)、「キャリアマネジメント 」、「行政活動と法 (行政書士)」、「不動産法(宅建)」、「労働保険(社労士)」、「ファイナンシャル・プランニング」(以上、選択科目)などがある。

3 年次については、火曜日 1 時限を「ガイダンス」の時間とするとともに「就職情報概論」の講義を開講している。そこでは、講義を始めとして、各種模試や講演「スペシャリストセミナー」やセミナー、インターンシップ説明会、履歴書やエントリーシート講座、就職内定者によるアドバイスなど多彩なプログラムを実施している【資料 1-2-13】。その他、キャリア支援の目的で開講されている科目には、「キャリアマネジメント 」、「インターンシップ」、「行政活動と法 (行政書士)」、「不動産経営学(宅建)」、「社会保険(社労士)」、「警察行政演習」(以上、選択科目)などがある。

#### 正規カリキュラム外のキャリア支援を実施していること

正規カリキュラムの他に、キャリア支援活動を積極的に実施している。例えば、公務員試験の専門予備校と連携した受験対策講座である「サバイバルゼミ」【資料 1-2-14】や「就職活動壮行式」【資料 1-2-15】である。その中でも特筆すべきは「就職活動壮行式」であるが、これは本格的な就職活動を間近に控えた3年次の9月に行われるもので、保護者も参加のもと3年次生全員が参加する大学行事である。式は、学長式辞を始め、就職内定者による就職活動のアドバイス、就職内定者紹介、学生宣言の内容で執り行われ、その後に公務員試験説明会、企業説明会と続く。なお、説明会の間は、保護者に対して就職活動の実際に関する説明が行われている【資料 1-2-16】。

#### 年度や学期の始めと終わりに大学行事を実施していること

年度始めには、全年次それぞれ「進学式・ガイダンス」を実施している。そこでは、学長式辞を始めとして、建学精神と題した講話、「蜷川親繼先生奨学生」の表彰、各種資格試験合格者の表彰などが行われ、学生はスーツスタイルで清新な心構えで新年度を迎えるようにしている【資料 1-2-17】。また、学期末にも「ガイダンス」を行い、休暇中の過ごし方や各種講座の案内などを行い、有意義な学生生活を送るように指導している【資料 1-2-18】。

以上の個性や特色は、学則に規定する大学の目的及び法学部の目的に適うものであり、本学の使命を具現化するものである。これらの個性や特色は、『大学案内』やホームページにおいても広く学内外に周知されている。

### 1-2- 法令への適合

「寄附行為」【資料 1-2-19】第3条には、「教育基本法と学校教育法に則り、教育と学問研究とを行う」と定められ、本学の運営は法令遵守の観点から教育法規に従って行われる旨が明確に表現されている。

また、「就業規則」においても「法令、この規則及びその他の諸規則を遵守し、上司の指揮命令に従ってその職務を誠実に遂行しなければならない。（「教育職員就業規則」【資料 1-2-20】第10条第1項、「事務職員就業規則」【資料 1-2-21】第13条第1項）と定め、いわゆる法令遵守条項を設けている。

なお、「就業規則」には建学精神と密接に関連する規定がある。

本学に従事する教職員は、「創学者蜷川親繼先生の建学精神と使命とに従って、本学の学風・教育特色を尊重し、学生教育指導の万般とこれに伴う教育業務を担当し、学生の育成に尽力するものとする」（「教育職員就業規則」第1条第2項、「事務職員就業規則」第1条第2項）とし、さらに服務にあたって「創学者蜷川親繼先生のご遺志を継承し、日本古来の良き伝統を護り、祖先以来の叡智と美風とを継承し、日本の道を明らかにする態度を保持し、教育のすべてに建学精神と使命とに従って、恩愛和敬の心を常時もち、信義に則り、睦み合い、相互協力のもとに本学の発展に努めなければならない。」（「教育職員就業規則」第9条第1項、「事務職員就業規則」第12条第1項）と定められている。

他方、「学則」【資料 1-2-22】第1条において、「本学は、我が国祖先以来の歴史と伝統に基づく日本文化の根源を尊び、祖先を敬い、国典を考究し、日本民族の美風と叡知を継承し、我が国先哲を仰いで学と道を学び、文化の進展に貢献し、重厚中正かつ誠実

な国民を育成する建学精神により、教育と学問の探究を行うことを目的とする。」と規定し、第2条第2項で「法学部は、建学精神を基礎として法律学及びその関連諸分野の教育及び研究を行い、法的思考力豊かで次代の国家を背負う指導的人材を育成し、併せて研究成果を通じて社会の発展に寄与することを目的とする。」と規定されているが、これら学則規定を具現化する目的で「就業規則」によって具体的な「服務心得」が明文化されている。

よって、これらの規定は、学校教育法第83条並びに大学設置基準第2条の定めに対応するものである。

なお、本学の名称を「日本文化大學」としているが、これは大学の目的を端的に示したものであり、大学設置基準第40条の4(大学等の名称)の規定内容に対応するものである。

その他、学校教育法や大学設置基準などの教育法令の改正にあわせて、学則等の内部規程の改正等の措置が恒常的に適正に行われている。

### 1-2- 変化への対応

本学は、昭和53(1978)年に法学部だけの単科大学として建学して以来、大学を取り巻く社会情勢の変化、大学に対するニーズの変化などに対応するため、様々な改革を行ってきた。

平成4(1992)年度には、バブル経済崩壊後の経済産業社会の変化に対応するため、「企業コース」と「公共コース」の2コース制を導入し、将来の就職の方向を考えた履修をさせることによって就職氷河期下の就職支援を実質化するための取り組みを行った。

平成5(1993)年度には、専門教育をより一層充実したものにすため、専門「ゼミ」制を導入すると共に卒業論文を必修化した。また、学内「法律討論会」についても、同年より開催して法学教育の充実の取り組みを行った。

平成11(1999)年度には、更なる景気減退のなか就職環境は「超超氷河期」といわれ、具体的な対策を講じる必要があり、特に警察官採用試験を中心として「公務員試験対策講座」を開講した。また、就職に対する学生の考え方が急激に変化した時代でもあったことから、「基礎ゼミ」を開講することによって少人数制による指導を強化した。

平成19(2007)年度には、いわゆる「ゆとり世代」が大学に入学してきたことから、基礎学力の向上に向けた取り組みをする必要があり「基礎ゼミ」を1年次から実施することとした。また、警察官志望者が多く在籍するようになったこと、「心理学」を選択履修する学生が安定して多くいたことから「法心理コース」を設置して3コース制とした。

さらに、平成27(2015)年度には、本学のブランド化を図る目的で、大学のシンボルマークと校名ロゴを策定した。

以上のように、本学は、建学精神を堅持しながら大学を取り巻く様々な状況の変化に対応するため、適切に改革を実施している。

### (3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)

建学精神を堅持する一方で、社会情勢の変化や社会のニーズに対応した改革を、学長を筆頭に推進していく。

### 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

#### 1-3の視点

1-3- 役員、教職員の理解と支持

1-3- 学内外への周知

1-3- 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3- 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

「基準項目1-3を満たしている。」

(2) 1-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 1-3- 役員、教職員の理解と支持

本学の建学精神や使命・目的及び教育目的は、建学以来堅持されているとともに、役員をはじめ教職員の理解と支持を得ている。

理事長の職務について、「寄附行為」【資料1-3-1】第11条で「理事長は、法令並びにこの法人の建学の精神及び主旨により寄附行為に規定する職務を執り行うとともに、この法人内部の業務を総括し、この法人の業務について、この法人を代表する。」と規定され、建学精神に依拠してその職務を行う旨が明文化されている。

学長の資格に関して、「学識経験者で温厚にして崇高な人格を有し、建学の精神を堅持するものでなければならない」(「学長に関する規程」【資料1-3-2】第3条)と規定され、建学精神を体し堅持することが学長の資格要件となっている。

他の理事についても、「本学園の建学の精神及び主旨に則る学識経験者」(「寄附行為」第6条第1項第3号)であることが求められている。

評議員についても、その選任において「本学園の建学の精神及び主旨に則る」者(「寄附行為」第22条第1項)でなければならない旨が規定されている。

監事については、その就任にあたり、「日本文化大學の建学精神に依據し、その教学と教育との主旨を重んじ、... 就任することを承諾」する旨の「就任承諾書」【資料1-3-3】に署名捺印している。

専任教員については、「我が国の正しい学問の研究に忠実で単に学識経験のみならず建学精神による教育者」(「教育職員就業規則」【資料1-3-4】第1条第3項)であることが求められ、服務にあたって「創学者蜷川親繼先生のご遺志を継承し、日本古来の良き伝統を護り、祖先以来の叡智と美風とを継承し、日本の道を明らかにする態度を保持し、教育のすべてに建学精神と使命とに従って、恩愛和敬の心を常時もち、信義に則り、睦み相い、相互協力のもとに本学の発展に努めなければならない。」(同規則第9条第1項)のである。

非常勤講師についても、「常に日本文化大學の建学精神に則り、互いに協調して職場の秩序を維持し、非常勤講師に適用される諸規程を遵守して、師父として誠実に職務を遂行すること。」(「日本文化大學非常勤講師契約書兼労働条件通知書」【資料1-3-5】第11条第1項)が求められる。

事務職員については、「創学者蜷川親繼先生の建学精神と使命とに従って、本学の学風・教育特色を尊重し、学生教育指導の万般と、これに伴う教育業務を担当」(「事務職

員就業規則」【資料 1-3-6】第 1 条第 2 項)し、「職員は、建学精神を發揚し、我が国の正しい学問研究を完成させるために、教育職員を補佐し、... 学生に対しては常に積極的に接し、本学の精神と使命のもとに、訓育及び徳育を指導するに適する者でなければならない。」(同規則同条第 3 項)と規定されている。さらに、服務にあたっては、「創学者蜷川親繼先生のご遺志を継承し、日本古来の良き伝統を護り、祖先以来の叡智と美風とを継承し、日本の道を明らかにする態度を保持し、教育のすべてに建学精神と使命とに従って、恩愛和敬の心を常時もち、信義に則り、睦み合い、相互協力のもとに本学の発展に努めなければならない。」(同規則第 12 条)のである。

よって、専任教員、非常勤講師、事務職員は、就任にあたってこれらの規程を遵守する旨が書かれた誓約書に署名捺印しなければならない。

以上のように、本学の建学精神や使命・目的及び教育目的は、建学以来堅持されているとともに、役員をはじめ教職員の理解と支持を得られていると評価できる。

### 1-3- 学内外への周知

本学の建学精神や使命・目的及び教育目的は、具体的には次に掲げる方法によって学内外に周知されている。

#### 創学者蜷川親繼の銅像と並ぶ 2 基の碑文

本学正門を入ると、創学者蜷川親繼の銅像と碑文 2 基があるが、その碑文には「建学精神、沿由と学統」が顯示されている【資料 1-3-7】。さらに、入学式や学位記授与式等の式典が行われる「柏樹記念館」の正面には、「建学精神」四条目と「日本文化大學大學歌」が書かれた大きな額を掲げている【資料 1-3-8】。

#### 『大学案内 2017』【資料 1-3-9】

『大学案内』パンフレットの「日本文化大學が育てる力 日本文化大學の教育とサポート」と題したページに、「教育目的」並びに「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」が記載され(35 頁)、「大学の理念&沿革」の項目に「『建学の精神』を大切にす人格教育」と題して「建学の精神」四条目とともに大学の目的(「学則」第 1 条)、法学部の目的(「学則」第 2 条第 2 項)が明記されている(『大学案内 2017』36 頁)。

#### ホームページ

大学ホームページにおいて、「大学概要」の項目中、「建学の精神」には、建学精神四条目とその内容について説明されるとともに大学の目的(「学則」第 1 条)、法学部の目的(「学則」第 2 条第 2 項)が明記されている(<http://www.nihonbunka-u.ac.jp/about/spirit/index.html>【資料 1-3-10】)。さらに、「本学の教育」には、「教育目的」並びに「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」が記されている(<http://www.nihonbunka-u.ac.jp/about/study/index.html>【資料 1-3-11】)。

#### 「入学説明会」

「入学説明会」において、本学教員が入学生及びその保護者に対し、本学の建学精神をはじめ、教育方針やカリキュラム等について個別に説明をしている【資料 1-3-12】。

『入学試験要項』

『入学試験要項』に「共通事項 出願心得」として、「本学は、少人数制のもとで目の行き届いた教育・指導を行っている私立大学です。入学希望者は、別冊の大学案内をよく読んで、特に 36 ページの『建学の精神』および『沿革』、37 ページの『学長のメッセージ』を十分に理解して出願してください。また、保護者の方にも同様のご理解をお願いします。」【資料 1-3-13】と明記している。

「新入生オリエンテーション in 河口湖」

オリエンテーションでのガイダンスの中で、「建学精神」という項目を設け、40 分間にわたる説明の中で、大学の基本方針について詳しい説明を新入生に対して行っている【資料 1-3-14】。

「後期始業式ガイダンス」(1 年次、2 年次)

「後期始業式」において、学長補佐が「建学精神」と題した講義を行っている。【資料 1-3-15】その内容は、「近代以降の『柏樹書院』歴代当主」及び「日本の年中行事と柏樹書院」に関するものである(『平成 28 年度 学生便覧』9～15 頁参照【資料 1-3-16】)。

「日本文化史」(1 年次必修科目)

講義において、「建学精神と使命」、「大学の目的」、「法学部の目的」、「教育目的」、「近代以降の『柏樹書院』歴代当主とその業績」について、その概要について教授している。

### 1-3- 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

なお、本学では、中長期的な将来計画策定を目指し、学長の指示に従い、学長補佐を中心に「入試委員会」、「教養教育検討委員会」、「学務委員会」が協働して検討し、「3 つのポリシーにおける中長期の視座(案)」が取りまとめられた。さらに、平成 27(2015)年 9 月より同案を具現化するため、学長補佐及び三委員会が引き続き検討を重ね、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」にある「学問を重んじ而も深く考える」教育を実現することが重点課題であるとの認識で一致し、「卒業に必要な単位数」134 単位を見直す具体的な検討が行われた。その結果、「卒業に必要な単位数」を減らして 124 単位とすることが妥当であるとの結論に至り、その審議内容が学長に答申された。その後、平成 28(2016)年 2 月 10 日の教授会において審議され、審議結果を踏まえて同月 13 日の理事会において「3 つのポリシーにおける中長期の視座」【資料 1-3-17】と「学則」変更が承認された。その後、3 月 1 日の教授会で報告され、同月 19 日に行われた「教育会議」(専任非常勤を問わず全教員を対象とした会議)において、蜷川親輝学長補佐によって全教員に周知された。

このように、本学の建学精神や目的並びに教育目的、3 つの方針は、実状を踏まえながら「3 つのポリシーにおける中長期の視座」に反映され、具現化している。

【資料 1-3-17】「3つのポリシーにおける中長期の視座」

	入学者の受入の方針 アドミッションポリシー	教育課程編成・実施の方針 カリキュラムポリシー	学位授与の方針 ディプロマポリシー
目 標	<p>「次代を継承し指導者として貢献したいとの決心が強い人」</p> <p>日本の将来をきりひらく建設的決意が強い人</p> <p>建学精神に感銘を覚える人</p> <p>4年間の勉学に耐える努力をする人</p>	<p>「学問を重んじ而も深く考えること」</p> <p>基礎的な関係学の履修に重点を置く</p> <p>教科編成や履修課程を考慮する</p> <p>ゼミの充実を図る</p>	<p>「所定の単位を修得した学生に学士(法学)を授与する」</p> <p>建学精神を身につける</p> <p>基本的法理念と関係法の理解ができる</p> <p>豊かな文化教養、理性的判断力、建設的能力のある学生</p>
具 体 的 な 事 柄	<p>入試及び入学説明会において、以下の点を留意する。</p> <p>入学にあたり最も重要なことは、大学で学ぶことの意義をしっかりと理解できているかである。そこで、目標に相当する将来の目的意識がはっきりしているかを入試の面接や入学説明会で確認する。</p> <p>入学説明会において、面談担当教員は、建学精神について、どのようなことを思うかを聞くとともに大学生生活と照らし合わせながら助言する。</p> <p>入学説明会において、授業の出席は常とし、所定の単位を修得し、4年間で卒業し、志望する職業に就くことを目指すよう助言する。</p>	<p>教育課程編成・実施にあたり、次の点を留意する。</p> <p>学生の基礎学力(漢字、文章力、発表力、計算力)を、全学挙げて向上させる。</p> <p>「深く考えること」を原則としてカリキュラムの改革を行う。</p> <p>入学してから卒業し、就職するまでの間、ゼミを中心として法的思考力豊かで次代の国家を背負う指導的人材を育成する。</p> <p>春・秋の教育会議ではゼミの活動状況を報告し、教育方法の情報交換を行う。</p>	<p>これまでの本学の高い就職率は、特に目標・等の一面向が社会から評価されてきたものと考えられる。そこで、次の点に留意する。</p> <p>「礼」を示す実践教育を徹底するため、朝のお迎え付けや、茶道を中心とした文化的教養教育を継続する。</p> <p>高い就職率を維持するために、カリキュラムポリシーを考慮しつつ、総合的な改善・改革の実施計画を策定するとともに実施していく。</p>

### 1-3- 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、法学部のみで構成されており、その基本は「学則」に定められ、大学の使命・目的及び教育目的を遂行するため、「学長は、校務を掌り、所属教職員を統督」（「学長に関する規程」第2条）し、事務組織及びその分掌については「事務組織及び分掌規程」【資料 1-3-18】に明記している。

さらに、「教授会規程」において、教授会の運営に関する細目が定められ、必要と認めるときには特定事項を審議する「専門委員会」を設置し、権限を委譲することができる（「教授会規程」【資料 1-3-19】第5条）。

なお、自己点検・評価については「学則」【資料 1-3-20】第6条に規定され、これを受けて「自己点検・評価規程」及び「『自己点検・評価規程』施行細則」が定められている。

いずれの組織も本学の建学精神・使命に基づいた組織構成であり、教育目的と教育研究組織の構成との整合性を有した組織である。

#### (3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学精神や使命・目的及び教育目的は、建学以来堅持され、役員をはじめ教職員の理解と支持を得ているが、引き続き理解と支持を得られるように努めるとともに、学内外により積極的に周知できるよう、『大学案内』やホームページを毎年、点検したうえで改善を行っていく。

#### 【基準1の自己評価】

本学の使命・目的については、建学精神において明確にされ、建学精神は「寄附行為」をはじめ「学則」等において具現化されており、学校教育法、大学設置基準等の法令に従い、適切である。本学では、大学の使命・目的、教育目的だけでなく、個性や特色についても、『大学案内』、ホームページ等で簡潔な文章で学内外に広く周知しており、適正である。本学の使命・目的、教育目的は、役員をはじめ教職員の理解と支持を得て、3つの方針にもこれらが反映されている。本学の建学精神や使命・目的及び教育目的、3つの方針は、実情を踏まえながら策定されており、「3つのポリシーにおける中長期の視座」に反映され具現化している。本学の教育研究組織は、法学部のみで構成されており、整合性を有している。以上の観点から、総合的に基準1の各項目に照らし適切であると評価できる。

## 基準 2 . 学修と教授

### 2 - 1 学生の受入れ

#### 2 - 1 の視点

- 2-1- 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1- 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1- 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### (1) 2 - 1 の自己判定

「基準項目 2 - 1 を満たしている。」

#### (2) 2 - 1 の自己判定の理由 ( 事実の説明及び自己評価 )

##### 2-1- 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学の「入学者の受入の方針 ( アドミッションポリシー )」は、建学時に次の通り策定されている。

「大学の生活は、次代を承継し指導者として貢献したいとの決心が強く、温かい感受性と氣力を持ち、学問の深奥に触れる修学生活です。従って、学問修養は無限であり、これに専念する努力もまた無限です。

今日の各界は、現代世界の変動が激しければ激しいほど、日本の将来をきりひらく建設的決意が強く、真姿の学問・教育と正しい自覚をもって学ぶ、元氣ある好学の若人に対して大きな期待を寄せています。それゆえ本学は、この現代の期待に答え勉学氣力のある若人の志望が多いので、本学四年間の勉学指導に耐える努力のない人の入学は適しません。

本学法学部は、明日の日本を安泰に守り導こうと願う若人が、法学部を志望して正しい経国治世の学問を求め、建学の精神と使命のもとに、わが叡智と美風の道を探求します。また、本学生はこのような先哲の純正な学問に感銘を覚え、次代へ実現の大切さを自覚し、将来の使命に誇りとアンビションとを抱いて勉学する学生を選考します。」

現在、この「入学者の受入の方針 ( アドミッションポリシー )」は、『大学案内』【資料 2-1-1】、『入学試験要項』【資料 2-1-2】、『指定校推薦入学試験要項』【資料 2-1-3】、ホームページ【資料 2-1-4】等に明示され、周知が図られている。

『大学案内』は、学外の専門業者の協力も得て、高校生にとって親しみやすく、分かりやすい内容のものとするよう制作している。「入学者の受入の方針 ( アドミッションポリシー )」は、「入学インフォメーション」のページに掲載するとともに、本学の建学精神に照らして、本学がどのような学生を求め、どのような学生生活を送って欲しいかが分かるような構成にしている。また、「夢をかなえた先輩たち」【資料 2-1-5】と題したページを作成し、本学の卒業生を複数人紹介することにより、入学者が入学に際して将来の職業に対する明確なビジョンが持てるよう配慮している。

ホームページは、『大学案内』を制作している業者と同じ業者を起用し、内容的に『大学案内』と連動させている。「入学者の受入の方針 ( アドミッションポリシー )」は、入

試情報のページに「入学者の受入の方針(アドミッションポリシー)」として個別のタグを設け表示している。

『入学試験要項』、『指定校推薦入学試験要項』においては、「入学者の受入の方針(アドミッションポリシー)」をおもて表紙の裏面に印刷するとともに、出願資格や推薦基準として、特に「向学心が強く、本学の「建学の精神」を理解できる者」(AO入試、一般推薦入試)、「本学の『建学の精神』を理解し、本学の発展に寄与できる生徒」(指定校推薦入試)等の条件を明記している。

これらの情報を伝達するために、受験生、高校生、保護者に対しては、オープンキャンパス(年8回開催)【資料2-1-6】や各高等学校主催・業者主催の進学説明会(年10回程度)あるいは各高等学校で主催される模擬授業(年数回)等の機会を利用して、大学案内や入学試験要項を配布し、本学の求める人材、本学の教育方針、カリキュラム、教育環境、将来の就職先等を分かりやすく説明するよう努めている。

高校教員に対しては、毎年、春秋に本学教職員が首都圏の高等学校を個別に訪問し、大学案内や入学試験要項を提供したうえで、高校側の本学に対する要望事項を聴取するとともに、本学が求める人物像等を直接伝え、意見交換を行っている。また、毎年5月と6月には本学主催で「指定校入試説明会」を八王子キャンパスで開催し、対象となる高校の先生方を招き、本学の概要、就職状況、指定校推薦入試の条件等を詳しく説明している。この機会を利用して、出席された先生方のために、それぞれの高校の出身在学生に面談する機会も設けている。

## 2-1- 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

入学者の受入れは、「入学者の受入の方針(アドミッションポリシー)」に示された基本方針に沿って実施しており、本学の建学精神に賛同し、意欲に溢れる多様な能力を持った学生を確保するため、7種類の選抜方法を設けている。

すなわち、「警察官志望AO入試」、「公務員志望AO入試」、「一般推薦入試」、「指定校推薦入試」、「ニチブンサクセス入試(自己推薦入試)」、「一般入試」、「大学入試センター試験利用入試」である。

「警察官志望AO入試」及び「公務員志望AO入試」は、将来の職業として、それぞれ、警察官及び市役所職員等その他公務員を志望する学生を対象としたAO入試で、小論文(800字、50分)と面接により合否を判定している。小論文は、志望する将来の職業に関するものと、その時々時事問題に関するものとの2つのテーマから1つを選択して書かせ、主として、50分で800字程度のまとまった文章が書けるか、誤字・脱字がないか等を採点の基準としている。また、面接は、教員2人によりそれぞれ15~20分程度行っており、高校までの学習・課外活動状況と、大学入学以降の生活設計の両面から質問を行い、志願者の職業に対する志望動機、意志の明確さ、本学における勉学に対する熱意等を明かにするよう求めている。

「一般推薦入試」・「指定校推薦入試」は、本学の建学精神と教育の特色に賛同する豊かな資質を持った生徒を高等学校長に推薦してもらい、入学を許可するものである。学業成績は、一般推薦入試の場合、全体の評定平均値が3.0以上(または外国語、国語、公民、地理歴史の4教科の平均が3.0以上)、指定校推薦入試の場合は、全体の評定平均

値が 3.3 以上（または外国語、国語、公民、地理歴史の 4 教科の平均が 3.3 以上）を条件としている。特に、「指定校推薦入試」は、本学と指定校との信頼関係に基づき、高等学校長に意欲のある生徒を推薦して貰うものであるが、AO 入試と同様に小論文（800 字、50 分）と教員 1 人による 20 分程度の面接を実施しており、その結果を選考に反映させている。全体として、警察官や公務員といった将来の職業に対して明確な目的を持った学生が多数志望してきており、本学の入学試験においても中核の一つをなしている。

「ニチブンサクセス入試」は、既卒生にも門戸を開いた自己推薦入試である。

「一般入試」は、国語及び選択科目（英語、世界史 B、日本史 B、政治・経済）の中から 1 科目を選択して行う学科試験と面接により合否を判定する試験方法である。

試験問題は、本学の専任教員が分担して作成しているが、最終的には、「入試委員会」が出題内容を検討し決定している。また、面接は、教員 1 人が 20 分程度行い、本学の建学精神の理解度、将来の職業に対する意識の高さ、本学における勉学意欲等を、判定材料の一つとしている。

「大学センター試験利用入試」は、国語及び選択科目 1 科目（英語、地理歴史、公民の中から選択）の大学入試センター試験の成績に基づき合否を判定する入試方法であるが、教員 1 人により 20 分程度行われる面接の結果も合否の判定材料としている。面接の内容、判定基準等は「一般入試」と同様である。

## 2-1- 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

法学部は、前掲の試験区分ごとに募集定員を定めているが、入学定員に沿った学生受入は、ほぼ実現されている。なお、収容定員に対する在籍学生数（定員充足率）は、【資料 2-1-7】の通りである。これは、全国的な少子化の影響を受けたものであると考えられる。

なお、現在、収容定員を満たすために、次の取り組みを実施している。

### オープンキャンパスの効果的運営【資料 2-1-8】

本学では、オープンキャンパス開催の告知は、進学情報誌、電車内広告、ホームページ、LINE、メルマガ等の媒体を通じ幅広く行っており、オープンキャンパスにおいては、入試説明会、個別相談会、模擬授業等を実施しているほか、「本学の OB・OG 警察官等によるトークショー」を開き、本学の特色を出すよう努めている。また、本学の在籍学生を「ナビ」として各所に配置し、参加した高校生や保護者からの様々な質問に対し丁寧に答えられるような体制を取っている。

オープンキャンパスは、高校生及びその保護者に、本学の施設を公開し、教育内容、学生生活、将来の就職状況、入試情報等を伝達することにより、本学の魅力を訴えて志願者数の増加につなげる重要な機会である。実際、本年度の入学者うち、オープンキャンパスに参加して入学してきた高校生は全体の約 70% を占めている。したがって、オープンキャンパスは収容定員を満たすために機能しているといえる。また、オープンキャンパスに 2 回以上参加している学生は、入学してきた高校生のうち約 70% もおり、その数値は高い。以上のことから、オープンキャンパスは効果的に運営されていると評価できる。

## 高校訪問

本学の教職員が、春秋の二度に亘り、1都4県の特に重要と考えられる高校を集中的に訪問し、本学の教育方針、カリキュラム、在学生の活動状況、就職状況等を詳しく説明している。なお、高校訪問の結果については、「高校情報管理システム」を活用して、大学と受験生・高等学校との関係をデータ管理している。さらに、「朝礼」において、訪問内容について報告することによって他の教職員に情報が共有されている。

### 広報ツールの見直し【資料 2-1-9】

従来から行っている新聞・雑誌広告、DM、電車内広告等に加え、高校生への訴求力を高めるために、進学情報サイトでのバナー広告や“警察官”、“公務員”等のキーワード検索をしたページにリスティング広告を掲載する等、インターネット広告を実施している。また、特定の層の高校生にターゲットを絞って、直接メッセージを送ることが可能な、LINE や Studyplus といったソーシャルメディアを活用して、本学の情報発信を積極的に行っている。

『大学案内』やホームページも、高校生に対して分かりやすく、よりアピール力の高いものに改善を加えている。特に、女子学生の割合を増やすことは、本学の課題のひとつである。そのために、平成 27(2015)年度より『大学案内』やホームページ及びオープンキャンパスにおいて女子学生を対象にしたページやコーナーを大幅に増やしている。

### (3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)

これまで「入学者の受入の方針(アドミッションポリシー)」は、『大学案内』を始めとして『入学試験要項』、『指定校推薦入学試験要項』、ホームページ等で明示され、周知されている。引き続き、様々な広報媒体を通じて周知されるよう工夫する。

入学定員の確保については、オープンキャンパスや高校訪問、入試説明会等の機会を通して、本学の認知度を更に高める必要がある。このため、潜在的志願者に対してカリキュラム面及び就職実績面における本学の優位性を強く訴え、その後もメール等によるフォローを続け、本学の受験、ひいては入学に結び付けるよう施策を強化していく。

## 2-2 教育課程及び教授方法

### 2-2 の視点

2-2- 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2- 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

#### (1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

#### (2) 2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2- 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学の教育目的は、学外者向けに『大学案内』【資料 2-2-1】、ホームページ【資料 2-2-2】、本学学生に向けては『学生便覧』【資料 2-2-3】において、明示している。

本学の教育目的の概要は、次の通りである。

第一に、「恩愛和敬・美風継承」である。本学の建学精神のもと、「我が先哲の学問を仰いで日本文化の叡智と美風とを承け … 学問を深め … 品格と教養が高く、情誼豊かな人材を育成」することを目的としている。

第二に、「学問の深奥を探究」することである。つまり、「学の源泉と在るべき法の本質とをしっかりとつかみ … 『学問を重んじ而も深く考える』ことを教育の目的」としている。

第三に、「情誼と勇気の自覚」である。この意味は、「学問によって己を充実し向上させようと願う本学の教育は、『己』と同時に存在する『人』人々に対して、自他に敬み、日々省み、まごころを盡して自らを豊かにします。… 人としてつねに反省し、叡智による情誼を重んじ、正道を歩む真の勇気を体得」することを目的としている。

第四に「慈愛と祈念に答応」することである。つまり、「本学は、永く深い父祖の歴史の体験と学問の重層的な経験とにもとづき発展し形成された、日本文化の叡智と美風とを継承し、学問の探究と人柄の充実に努め」ることを目的としている。

これらの教育目的を達成するため、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」には、「『学問を重んじ而も深く考える』ことを教育の要点」とすることが唱われ、「極端に走って学問の叡智を失い倫理を忘れて、法文の文言解釈万能に陥らないよう、特に留意」する旨が定められている。

そこで、教育目的を達成するため、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」に従って、「2年次以降については、経営コース、公共コース及び法心理コースを設置し、それぞれに必要な授業科目(「学則」【資料 2-2-4】第 10 条第 2 項)を開講している。

「経営コース」は、「各種企業や自営業などの業務に従事することを希望する学生が選択するコース」(『平成 28 年度 学生便覧』17 頁)である。「経営コース」の学生を対象にした必修科目は、「商法総則・会社法」(2 年次)、「企業法務」(3 年次)である。また、同コースの学生に対しては、次の選択科目について必ず 1 科目以上履修するように指導している。2 年次については、「簿記原理」<sub>1</sub>、「行政活動と法 (行政書士)」<sub>1</sub>、「不動産法(宅建)」<sub>1</sub>、「労働保険(社労士)」<sub>1</sub>、「ファイナンシャル・プランニング」<sub>1</sub>、「キャリアマネジメント」<sub>1</sub>である。3 年次については、「民法 (債権各論)」<sub>1</sub>、「民事訴訟法」<sub>1</sub>、「経営学」<sub>1</sub>、「インターンシップ」<sub>1</sub>、「行政活動と法 (行政書士)」<sub>1</sub>、「不動産経営学(宅建)」<sub>1</sub>、「社会保険(社労士)」<sub>1</sub>、「警察行政演習」<sub>1</sub>、「キャリアマネジメント」<sub>1</sub>、「商取引と法」<sub>1</sub>、「労働法」<sub>1</sub>、「知的財産法」<sub>1</sub>、「税法」<sub>1</sub>、「経済法」<sub>1</sub>、「経済政策」<sub>1</sub>である。

「公共コース」は、「公務員や資格試験の取得により公共の業務に従事することを希望する学生が選択するコース」(『平成 28 年度 学生便覧』17 頁)である。「公共コース」の学生を対象にした必修科目は、「行政法」(2 年次)、「行政学」(3 年次)である。また、同コースの学生に対しては、次の選択科目について必ず 1 科目以上履修するように指導している。2 年次については、「簿記原理」<sub>1</sub>、「行政活動と法 (行政書士)」<sub>1</sub>、「不動産法(宅建)」<sub>1</sub>、「労働保険(社労士)」<sub>1</sub>、「ファイナンシャル・プランニング」<sub>1</sub>、「キャリアマネジメント」<sub>1</sub>である。3 年次については、「民法 (債権各論)」<sub>1</sub>、「刑法 (各論)」<sub>1</sub>、「日本法制史」<sub>1</sub>、「行政活動と法 (行政書士)」<sub>1</sub>、「不動産経営学(宅建)」<sub>1</sub>、「社会保険(社労士)」<sub>1</sub>、「警察行政演習」<sub>1</sub>、「キャリアマネジメント」<sub>1</sub>、「環境と法」<sub>1</sub>、「比較憲法」<sub>1</sub>、「日本

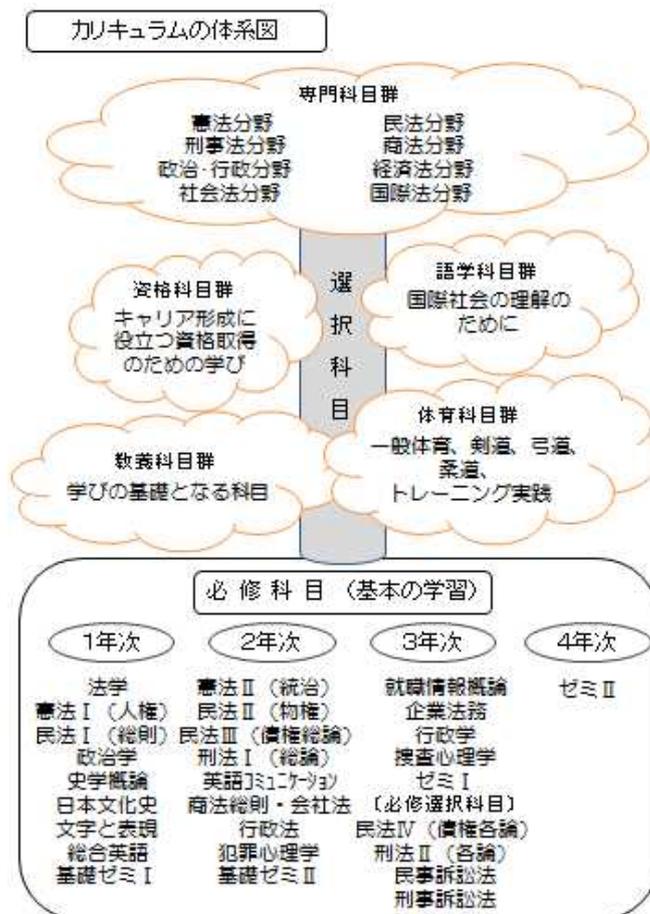
憲法史」,「国際法」である。

「法心理コース」は、「人間と法を学ぶことにより、さまざまな業務に従事することを希望する学生が選択するコース」(『平成 28 年度 学生便覧』17 頁)である。「法心理コース」の学生を対象にした必修科目は、「犯罪心理学」(2 年次)「捜査心理学」(3 年次)である。また、同コースの学生に対しては、次の選択科目について必ず 1 科目以上履修するように指導している。2 年次については、「簿記原理」,「行政活動と法 (行政書士)」,「不動産法 (宅建)」,「労働保険 (社労士)」,「ファイナンシャル・プランニング」,「キャリアマネジメント」である。3 年次については、「刑法 (各論)」,「刑事訴訟法」,「日本法制史」,「行政活動と法 (行政書士)」,「不動産経営学 (宅建)」,「社会保険 (社労士)」,「警察行政演習」,「キャリアマネジメント」,「行政学」,「日本憲法史」,「民法 (親族・相続)」,「国際法」である。【資料 2-2-5】

平成 28 (2016) 年度より、学生に法律や政治、行政、経済、歴史の基礎的知識を身に付けさせるとともに、コースに応じた体系的な専門科目を履修させ、法的素養を持った社会人として必要な知識や能力を習得できるようにするためにカリキュラム改革を実施した。その結果、必修科目・必修選択科目のほか、選択科目について科目群に分類して体系的な履修が出来るようにした。ちなみに、本学の選択科目の科目構成は、「教養科目」,「語学科目」,「体育科目」,「キャリア・資格科目」,「専門科目」から成り立っている(『平成 28 年度 学生便覧』25 頁【図 2-1-1】)。なお、履修計画を立てる際には「将来公共の業務に従事することを希望する者、又は各種企業や自営業の業務に従事することを希望する者、あるいは教員免許や各種公的資格を取得することを希望する者など、それぞれが志望するコースや目的に合わせて、4 年間の履修計画を立て、バランスよく履修することが大切である」(『平成 28 年度 学生便覧』24 頁【資料 2-2-6】)ことを『学生便覧』に明記するとともに、「学年末ガイダンス」や「履修登録」の際には口頭で指導している。

以上のことから、教育目的を達成するための「教育課程編成・実施の方針 (カリキュラムポリシー)」が適切に定められ、また具現化されていることから適切である。

【図 2-1-1】「カリキュラムの体系図」



## 2-2- 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 「教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」に沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程は、2-2- に記した通り、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」に基づき、具体的な科目構成について、「教育課程基本型」に示されている。また、1-3- で記した「3つのポリシーにおける中長期の視座」では、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」の目標と具体的な事柄が示されている。

本学の教育課程のうち、必修科目は、1年次では法学部の基礎となる「法学」、「憲法」、「民法」を学ぶと共に、専門科目を学ぶうえで必要とされる基礎学習を向上させることを目的とし、1クラス単位で行う「文字と表現」、15~20人前後で行う「基礎ゼミ」なども設置している。少人数制のメリットをいかし、学生の習熟度に応じた指導を行っている。

2年次の必修科目には、「憲法」、「民法」、「民法」、「刑法」など専門科目を基本とし、進路に即したコースの必修科目を履修する。2年次では、専門科目を中心に設置することで、1年次から段階を踏んで確実に専門科目を修得できるように編成している。2年次には、専門科目の学習の導入として「基礎ゼミ」を、また、専門分野の研究、卒業論文の作成の場として3・4年次の「ゼミ」すなわち「専門ゼミ」を、

それぞれ設置している。「基礎ゼミ」は、基礎テーマに関する発表、ディスカッション等を通じて一般教養と表現力を身に付けるためにアクティブ・ラーニングを取り入れ、より専門的な研究への基礎を学ぶものである。さらに、「基礎ゼミ」は、礼を示す実践教育をするために人格教育を行っている。また、本学における各種ガイダンスに出席することも、すべての「基礎ゼミ」で指導している。「基礎ゼミ」においては、東京地方裁判所立川支部の刑事裁判傍聴を全学生が行っており、裁判傍聴後には裁判をめぐるレポート作成を義務づけている【資料 2-2-7】。

3・4年次を通して同じ教員によって実施する「専門ゼミ」においては、2万文字に及ぶ卒業論文の提出を義務づけており、専門的な内容の研究成果をまとめさせることにより、2年間の研究の成果を可視化することができる。なお、優秀な卒業論文については、ゼミの指導教員より、「柏樹賞選考委員会」に推薦書が提出され、各委員が推薦された卒業論文を査読する。その後、推薦された学生による「柏樹賞推薦論文審査発表会」が行われる。この「柏樹賞推薦論文審査発表会」には、「柏樹賞選考委員会」の委員のみならず専任教員が参加し、学生の報告の後には委員を中心として口頭試問及び質疑応答が行われる。これらの審査を基にして、「柏樹賞選考委員会」で「柏樹賞」の受賞者が選考される。その内容を教授会で報告した上で、学位記授与式の際に「柏樹賞」を授与し、その際に簡単な審査概要及び論文の概要等を卒業生並びに保護者等に説明している【資料 2-2-8】。なお、当該年度における全学生の卒業論文の論題は「蜷川会館」に掲出し、広く公開している。

選択科目については、「教養科目」、「語学科目」、「体育科目」、「キャリア・資格科目」、「専門科目」の科目群に分けて編成されている。なお、学生が科目履修をするにあたって、専門科目群から4科目16単位以上、キャリア・資格科目群から1科目4単位以上、教養科目群・語学科目群・体育科目群の中から3科目12単位以上、それら科目群にとらわれず4科目16単位を自由に選択できるようにしている。そして、1年間に履修できる上限を50単位とし、それぞれの科目の受講にあたり事前・事後学習を行うよう『講義要項』にて各科目担当教員の指示内容を明記するとともに【資料 2-2-9】、適宜、講義時間中、口頭で指示している。

履修登録の際には、学務課の教職員及び担任が履修の相談に応じ、一人一人にあった履修を実現させている。なお、教職課程については、「教職に関する科目」を、教職免許状を取得するのにふさわしい学力を育成するように、教員免許法の趣旨などを踏まえ、1年次から履修できるように編成している。本学で取得できる教員免許状は、「中学校教諭一種免許状 社会」、「高等学校教諭一種免許状 地理歴史」、「高等学校教諭一種免許状 公民」である（「学則」第5条）。

以上のように、本学では、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」に基づいて、段階を踏んで体系的に学習できるように各年次に亘って教育課程が編成されており、教育課程の編成は適切である。

【表 2-2-1】 「平成 28 (2016) 年度 教育課程基本型」

別表 1 - 1 平成 28 年度 教育課程基本型 (学籍番号 2016 から始まる学生)							
	1 年 次		2 年 次				
	科目名	単位	科目名	単位	経営	公共	法心理
必修科目	法学	4	憲法 (統治)	4			
	憲法 (人権)	4	民法 (物権)	4			
	民法 (総則)	4	民法 (債権総論)	4			
	史学概論	4	刑法 (総論)	4			
	政治学	4	英語コミュニケーション	2			
	日本文化史	4	商法総則・会社法	4			
	文字と表現	4	行政法	4			
	総合英語	2	犯罪心理学	4			
	基礎ゼミ	2	基礎ゼミ	2			
		必修科目 9 科目 32 単位 (4 × 7) + (2 × 2)		必修科目 7 科目 24 単位 (4 × 5) + (2 × 2)			
教養科目	少年非行論	4	児童福祉法	4			
	経済学	4	社会福祉概論	4			
	倫理学	4	哲学	4			
	心理学	4	日本政治思想史	4			
	人文地理学	4	文化学	4			
	自然地理学	4	東洋史	4			
	数と論理	4	日本地誌	4			
	基礎数学	2					
	警察学	4					
	ビジュアルコミュニケーション	4					
日本美術史	4						
語学科目	英語	2	英語	2			
	独語	2	独語	2			
	仏語	2	仏語	2			
	英会話	2	英会話	2			
体育科目	スポーツ健康科学	2	トレーニング実践	2			
	A (一般体育)						
	B (剣道)						
	C (弓道)						
D (柔道)							
キャリア・資格科目	簿記原理	4	簿記原理	4			
	TOEIC・英検受験講座	2	行政活動と法 (行政書士)	4			
	パソコン演習	2	不動産法 (宅建)	4			
	Word		労働保険 (社労士)	4			
	Excel		ファイナンシャル・プランニング	4			
PowerPoint		キャリアマネジメント	4				
専門科目			行政法	4		(必)	
			商法総則・会社法	4	(必)		
			公共政策	4			
			国際法	4			
			少年法	4			
			国際政治学	4			
			国際経済学	4			
		再履修					
		法学	4				
		民法	4				
		史学概論	4				
		総合英語	4				
		基礎ゼミ	2				
	選択科目 12 単位		選択科目 12 単位				
	履修登録上限単位数 50 単位		履修登録上限単位数 50 単位				
	2 年次への進学要件なし		1・2 年次必修科目のうち 8 科目以上を修得していること。				

- (1) 原則として、上級年次の選択科目を履修することはできない。  
 (2) 印の科目については、該当年次の学生のみ履修することができる。

日本文化大學

		3年次				4年次		
		科目名	単位	経営	公共	法心理	科目名	単位
必修科目	就職情報概論	4					ゼミ	4
	企業法務	4						
	行政学	4						
	捜査心理学	4						
	ゼミ	4						
必修科目3科目12単位(4×3)								
必修選択	民法 (債権各論)	4						
	刑法 (各論)	4						
	民事訴訟法	4						
	刑事訴訟法	4						
必修選択科目1科目4単位(4×1)								
必修+必修選択科目4科目16単位(4×4)								
教養科目	経営学	4					3年次選択科目のうち12単位を3年次の単位とし、これを超える履修科目について4年次の単位とする。	
	東洋政治思想史	4						
	日本法制史	4						
	西洋史	4						
	世界地誌	4						
語学科目	英外書講読	4						
	独外書講読	4						
	仏外書講読	4						
キャリア・資格科目	インターンシップ	4						
	行政活動と法 (行政書士)	4						
	不動産経営学(宅建)	4						
	社会保険(社労士)	4						
	警察行政演習	4						
	キャリアマネジメント	4						
専門科目	行政学	4			(必)			
	商取引と法	4						
	環境と法	4						
	比較憲法	4						
	日本憲法史	4						
	民法 (親族・相続)	4						
	労働法	4						
	知的財産法	4						
	税法	4						
	国際法	4						
経済法	4							
経済政策	4							
履修条件	履修条件							
	専門科目群 (4科目16単位以上)							
	キャリア・資格科目群 (1科目 4単位以上)							
	教養・語学・体育科目群 (3科目12単位以上)							
自由選択 (4科目16単位以上)								
選択科目 12単位								
履修登録上限単位数50単位								
1年次から3年次の必修科目のうち未修得が4科目以内								
卒業単位数 124単位								

(3) 3年次「必修選択科目」( )のうち1科目4単位を修得しなければならないが、これを超える

履修科目については3・4年次「選択科目(専門科目群)」の単位とする。

(4) の選択科目のうち1科目以上を履修して単位を修得すること。

(5) 各科目群の所定単位数を満たすことを基本とする。

(2) 教授方法の工夫・開発

本学では、大学卒業後の進路について、目的意識を持った学生が多く入学している。本学の強みである「警察官合格率日本一」に誇りを持ち多くの学生が、熱心に勉強に取り組む一方、学力や学習意欲が思うように高まらない学生が一部いることも事実である。そのような学生を均一に指導していくことは困難であり、本学では、少人数制教育を基礎として、様々な取り組みを行っている。

まず、教員が学生の顔と名前を覚えて講義を行うことが指導・教授方法の根本である。そして、各教員は、レジュメを作成・配布する、PowerPoint を使う、講義の一部に関連する DVD や資料をプロジェクターにより投影するなど、学生を学習の到達目標まで到達させるよう、各科目において様々な工夫をこらしている。教員相互での、学生の学習に有益であると思われる手法などについては、教員控室において情報交換がなされている。このことは、新任教員はもちろん、時代と共に学生の感覚や質も変動していることから、教授方法の見直しを絶えず行い、教授方法の工夫・開発することに大いに役立っている。

全学的な取り組みとしては、習熟度別にわけた少人数制教育があげられる。具体的には、1 年次必修科目の「総合英語」は、入学時に実施する「基礎学力試験」の結果を踏まえ、英語の実力に応じて、学生のレベルにあったクラスで学習できるように配慮している。その他の必修科目においても、原則 2 クラスずつ、同一教員の講義を履修する。このことは、学生の就学状況の把握に役立つだけでなく、2 年次以降の必修科目については、進路に即したコース別の講義となり、担当教員は、コースによって学生の将来の進路に合わせた講義を展開することができ、工夫が施されている。

なお、平成 28 (2016) 年度入学式後、入学生及びその保護者に対して、学務部長より、広く教養を身につけるために、新聞を活用した学習をするように指導すると共に【資料 2-2-10】、記念品として式当日の新聞を全入学生に対して配布した。また、平成 28 (2016) 年 4 月 5 日・6 日には 1 泊 2 日で「新入生オリエンテーション in 河口湖」を実施し、アクティブ・ラーニングを取り入れ、大学とは何か、学習する意義などを考え、話し合い、その結果を学年全体で共有した。

講義における出席については、全教員が学生の名前を点呼し、出席をとり、厳正な出席管理を行っている。大学における学びの根幹は、講義に出席することである。そのため、学生には、定期試験の受験資格として、出席要件を課しており、原則授業の総欠席数が 9 回に達した者は、当該科目の試験を受験しても無効となる旨を周知している。なお、科目によって出席要件が異なるため、『学生便覧』やガイダンスなどで周知すると共に、担当教員から受講者に対して、適宜、講義を通して指導している。

【表 2-2-2】「定期試験の受験資格」(『平成 28 年度 学生便覧』31 頁)

通年科目	総欠席数が 9 回に達した時点で無資格とする。
・基礎ゼミ ・スポーツ健康科学 ・就職情報概論	総欠席数が 7 回に達した時点で無資格とする。
・簿記原理 ・キャリアマネジメント ・キャリアマネジメント	週 2 コマの講義を実施し、総欠席数が 17 回に達した時点で無資格とする。
半期科目	総欠席数が 5 回に達した時点で無資格とする。
・日本政治思想史	総欠席数が 7 回に達した者および現地講義を欠席した者は無資格とする。
・ファイナンシャル・プランニング	総欠席数が 9 回に達した時点で無資格とする。

3 年次の「ゼミ」においては、国会議事堂、最高裁判所、警視庁本部、警察署、東京証券取引所、刑務所、地域の伝統文化や歴史を知ることのできる施設等を見学し、それぞれ訪問先で先方の講義を受けるなどフィールドワークが行われている。

講義については、「授業に関するアンケート」や「授業実態調査」を実施している。これらは、2-6- で後述するように、教員の教授方法の工夫・開発に役立っている。

以上の通り、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」に従って、体系的に教育課程が編成されている。学生に対しては、教育課程の体系が理解されやすいように「カリキュラム体系図(カリキュラムツリー)」を『学生便覧』で明示するとともに、「教育課程基本型」で必修科目と選択科目に分けるとともに、選択科目については科目群に分類することにより、必修科目と選択科目双方からバランスよく履修できるように配慮されている。

このように、本学では、教養科目を中心とした初年次教育、2 年次以降からはコース別に教養科目と専門科目をバランスよく履修できるよう、3 年次は、将来に向けた就職を意識して 1・2 年次で履修した教養科目を踏まえて発展的で専門的な学習ができるようにカリキュラムを体系的に編成している。また、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」にあるように、「きめ細かい演習制度」を実現するために 4 年間のゼミ制を採用し、1 年次はクラス担任が中心となり、2 年次は専任教員が担当することによって、学生の状況を把握し、一人一人にあった指導を実践している。これらの取り組みは、本学の就職状況などを見ても、成果をあげていると考えられるため、今後も継続していく。以上の観点から、基準項目を満たしている。

### (3) 2-2 の改善・向上方策(将来計画)

平成 27(2015)年度に行ったカリキュラム改革において、従来よりも教育目的が達成できるように、さらなる努力を行い、「学務委員会」及び「教養教育検討委員会」において学生の学力を見ながらカリキュラムの編成の妥当性について、検討を継続していく。

また、教授方法の工夫・改善については、「FD 委員会」の研究と研修を通して改善に

努める。

## 2-3 学修及び授業の支援

### 2-3の視点

#### 2-3- 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant )等の活用による学修支援及び授業支援の充実

##### (1) 2-3の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

##### (2) 2-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

###### (1) 教員と職員の協働

学生に対する個別の学修支援が円滑に行われるよう、教員と職員の協働による学修支援体制がとられている。具体的には、教職員が一堂に会する毎日の「朝礼」を始め、学年担任間、科目担当者と担任との間で学生に関する情報交換のほか、保護者から事務室への問い合わせ内容の共有等、教職員相互に連絡をこまめにとることにより、一人一人の学生に対して学修支援が徹底するよう体制を整えている。

特に、1年次においては、本学独自の学修支援体制が整えられている。

第一に、入学直後に約1週間にわたって実施される「新入生オリエンテーション」である。このオリエンテーションでは、担当教職員から、科目履修を始め大学生活にかかわる様々な説明が行われ、とりわけ履修登録に際しては個別の指導が行われている【資料 2-3-1】。ちなみに、「新入生オリエンテーション」の一環として、1泊2日の日程で「新入生オリエンテーション in 河口湖」が行われているが、宿泊を伴う「オリエンテーション」を行うことによって、教職員相互や教職員と学生、学生相互の理解と親睦を深めることに資するものとなっている。

第二に、「基礎ゼミ」の指導教員が分担して行う全学生を対象とした個別面談である。この個別面談は5月に行っているが、この時期になると大学生活に慣れ始める一方で、学習や将来に不安を感じ始める頃である。そのため安定的な学生生活を送るうえで必要な指導をしている。なお、面談を行うにあたって学生に記入させている項目は、次の通りである【資料 2-3-2】。

1. 通学時間について(時間と通学環境)
2. 講義について(履修コマ数と修得単位数)
3. 将来の進路
4. アルバイト(勤務内容・状況)
5. 現在大変だと思っていること(勉強・アルバイト・友人・通学・異性など)
6. 生活について(自宅か下宿か)
7. 現在の悩みや心配事(自由記述)
8. 授業・勉強で心配なこと(自由記述)
9. 現在欠席の多い科目とその理由(自由記述)
10. その他何でも(自由記述)

2 年次以降になると、担任のみならず、事務職員やゼミの指導教員、部やサークルの顧問等、様々なチャネルでの相談が容易になる。これは、小規模大学ゆえの特長である。なお、ゼミの指導教員は専任教員を中心に担当していることから、講義のない時間には学生の質問や進路相談、修学相談等の幅広い内容について相談を受けている。また、留年者に対しては、履修ガイダンスの日程を分ける等、科目履修を適正に行い、卒業に向けて学習するよう指導している。さらに、特に秘匿したいような内容の相談に応じることができるよう「学生相談室・学習支援室」及び「健康管理室」を設置している。前者については、高校での教歴のあるベテラン教員を配置することで、学生が気兼ねなく相談できる環境を提供している。これら一連の指導に際しては、指導した教職員は「学生カード」【資料 2-3-3】に記載されている「学生指導・修学相談」等を参考にするとともに、その内容を新たに記すことによって情報の共有化を図っている。このように、学生一人ひとりの状況を的確に把握した重層的な相談体制が整えられている。

## (2) 学修及び授業支援体制の整備と運営の現状

### 入学前教育；「入学準備ゼミナール」の実施

入学後、学生の修学が円滑に行われることが何よりも大切であると考え、そのため「入学準備ゼミナール」を実施している。「入学準備ゼミナール」のねらいは、建学精神について理解を深めさせることや高校卒業後から本学入学までの間、学習意欲を維持させることである。課題として読后感想文、高校での授業に関するレポート提出を課している。また、日本漢字能力検定受験の推奨も行っている。これらの課題レポートは入学後提出させ、その成果を確認し高校教育から大学教育への連続性を適切に図るよう指導している。

### 初年度教育（導入教育）；「新入生オリエンテーション」

早期に大学生活の基本を身につけさせること及び教員と学生、学生相互の交流を図ることを目的として、入学式の翌日から入学者全員に 1 泊 2 日の宿泊を伴う「新入生オリエンテーション in 河口湖」を実施している。その目的は前述した教員と職員との協働につながることも、学生が建学精神、教育課程、修学上の心得等について理解を深めることで教養教育の素地を身につけること、学生相互で面識を得て、入学後の早い段階での友達作りを後押しすることにある。なお、このオリエンテーションでは、山梨県立美術館や世界遺産富士山の構成資産の一部であり国の天然記念物である忍野八海を訪れるが、このような場所を入学の早期の段階で訪問することによって、学生の感性を磨き、人間としての幅を広げる上で大きな意味を持つとともに教養を高めることにもつながっている。

上記の宿泊を伴うオリエンテーションのほか、学内で 4・5 日間のガイダンスを実施している。内容は、大学生活 4 年間における各学年の位置付け、修学目標、開講科目、『講義要綱』、「学則」等についての説明である。また、履修登録に当たっての注意とその手続きについての説明も丁寧に行っている。さらに課外活動について部・サークルの紹介、施設の使用方法について説明を行い、学生生活が円滑に行われるよう注意を払っている。また、年間を通じて行われるガイダンスでは、学生の勉学への意欲を喚起している。

### 履修サポート、カリキュラム学修支援

#### ( ) 履修相談・履修登録支援【資料 2-3-4】

年度初めのガイダンスにおける履修登録に当たっては、履修についての個別相談を受け付け、さらに履修登録後に学務課で登録状況を点検している。一部未登録、誤登録の学生には訂正を行わせている。履修登録を行っていない学生については、個別に面談して登録を指導している。さらに、学務課では 6 月及び 11 月に再度個別に学生の履修相談に応じている等、履修の確認・実施については細心の注意を払っている。

#### ( ) 学務情報の提供

学生への連絡・学務情報の提供を確実にを行うため、本学では学務に関する情報を学内掲示板に掲示することで周知を図っている。掲示板は 1 カ所に集中しているため、学生は確実に情報を得ることができる。各種ガイダンス日程、休講、教室変更、履修登録、定期試験日程、学生呼出、証明書発行案内、卒業進級の要件、時間割等が掲示されている。また、事務室窓口でも随時職員が対応している。

なお、台風・大雪などの気象状況による全学休校や、やむを得ない理由による休講、授業開始時刻の繰り下げ等の緊急の連絡事項については、掲示板に掲示すると共に、「Nichibun C-Learning」によるメール配信で周知を図るようにしている【資料 2-3-5】。

#### ( ) 情報教育

「PC ルーム」には、職員が常駐しており、学生は自由にパスワードを用いてコンピュータを活用することができる。課題研究やレポート作成及び卒論作成、各種インターネット検索が可能である。なお、学生は、基礎的なパソコンの操作方法、学内 LAN の接続方法等不明な点がある場合は、いつでも職員に相談したり指導を仰いだりすることができる。

#### オフィスアワー

本学では、授業以外に教員が学生からの相談・質問に対応するためのオフィスアワーを設定しており、学生からの相談を随時受ける体制を取っている。本学におけるオフィスアワーの設定時間は、授業時間を除く午前 9 時から午後 5 時までの間であり、学生にとって都合のよい時間に相談に来ることが可能となっている。なお、このことは、『学生便覧』に明記され、学生に周知されている(『平成 28 年度 学生便覧』80 頁【資料 2-3-6】)。このオフィスアワーの時間を活用することにより、学生からの多岐にわたる相談に応じることが可能となるほか、本学の特色である少人数制教育のもたらす教員と学生の距離の近さを重視する観点からも、効果的な学修支援であるといえる。

#### ティーチング・アシスタント(TA)制度

本学では、授業の性質や属性に応じて、ティーチング・アシスタントによる支援が必要であると認められる授業について導入している。これまで、この制度を活用した科目としては、「茶儀」、「簿記原理」、「基礎数学」が挙げられる。

なお、ティーチング・アシスタントとは別形式の授業支援制度として、スチューデント・アシスタント(SA)制度を設けており、具体的には、「スポーツ健康科学 B(剣道)」、「スポーツ健康科学 D(柔道)」、「基礎ゼミ」の一部について同制度が活用されている。

(3) 配慮を要する学生（中途退学者、休学者、留年者）への支援

近年、中途退学の理由として、修学意欲の低下から学修意欲を喪失したことを挙げる学生が少なからず見られるようになってきた。この理由を挙げる学生の多くは、単に、修学意欲が低く学修目的が不明確というだけではなく、学生を取り巻く複雑な周辺環境に起因している。そこで、クラス担任が中心となって必修科目の単位修得状況や出席状況等を点検し、一定の基準に達していない学生に対しては保護者宛に手紙文を年 8 回、通知するとともにクラス担任が保護者を含めた三者面談を実施している【資料 2-3-7】。また、無断欠席が連続している学生に対しては、日常的に学生と接しているクラス担任やゼミ担当教員が、学生本人あるいは保護者に電話して状況を把握している。

さらに、年度終了時には、留年した学生の保護者に対して通知文を送付するとともに三者面談を行い、継続の意志を確認している。留年した学生の履修登録は、その他の学生と別の日時で行っており、そこでは個別の履修指導が行われている。

これらの内容は、「朝礼」や教授会で報告され、教職員で情報の共有化を図っている。

退学防止策の一環として、以前、実施していたものの東日本大震災後に一時取り止めていた「新入生オリエンテーション in 河口湖」を平成 28（2016）年度から再び実施した。宿泊を伴ったオリエンテーションを実施することによって、教職員と学生、学生相互のコミュニケーションを図ることができ、その結果、早い段階における友達作りが可能となる。友達が出来ることによって、様々な悩みや問題が解決され、その後の学生生活を自主的で意欲的なものにすることができ、さらには学習への積極的な姿勢を維持・助長することが期待できる【資料 2-3-8】。

休学者は、海外への語学研修を理由とする者のほか、病気療養のための入院を理由とする者などがいるが、対象の学生に対しては教職員が本人や保護者に対して電話連絡をするとともに、復学の際にはクラス担任による個別面談を行っている。

(4) 学生の意見等を汲み上げる仕組み

本学では、日常的に学生の意見等を汲み上げている。その一例として、「講義が終了時刻より早く終わる」との学生の申し出が事務室窓口にあった。その際には、学務部長が担当教員に厳重に注意し、かつ「朝礼」で教職員に対して周知徹底した。また、学期途中で「授業に関するアンケート」及び 1 年次全員に対するクラス担任による個別面談を実施している。実施以降の授業において、担当者が対応すべきであると判断した事項については対処するようにしている。特に、「授業に関するアンケート」において「自由記述」に書かれた学生の意見については、担当教員がすぐに授業時に対処するように「FD委員会」の委員が指示するとともに、年 2 回全教員が集まって開催される「教育会議」において、その指摘事項を公表して共有化を図っている。

(3) 2 - 3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の特長として、学生と教職員との距離が近いことが挙げられる。この特長を活かして、学生に対しては複数の教員（ゼミ・クラス担任・部・サークル顧問等）が積極的な働きかけを行っている。よって、教員と職員の協働による学修支援体制は概ね適切に行われている。今後とも、教職員が協働して学生への積極的な働きかけを継続すると

もに、より一層の情報共有を図る。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 2-4の視点

#### 2-4- 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

##### (1) 2-4の自己判定

「基準項目2-4を満たしている。」

##### (2) 2-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

単位認定、進級及び卒業要件は、次の通り定められ運用されている。

###### (1) 単位認定について

本学では、厳正な単位認定を専任教員・非常勤講師を問わず徹底している。そのため、年度初め及び後期授業の開始直前に実施する「教育会議」において、学務部より成績評価の基準を説明し、その周知徹底を図っている。特に、新任の教員に対しては、「FD研修」を別に実施し、重ねて個別説明を行っている。

成績評価の具体的な基準について、出席に関しては、通年科目は総欠席数が9回に達した時点で定期試験の受験資格を失い(「無資格」)、半期科目は総欠席数が5回に達した時点で「無資格」となるよう設定している。ただし、「基礎ゼミ」・「基礎ゼミ」・「スポーツ健康科学」・「就職情報概論」については、総欠席数が7回に達した時点で「無資格」としている。なお、「基礎ゼミ」・「基礎ゼミ」・「就職情報概論」については、別に大学行事などへの出席がポイント化され、これら条件を満たさなければ、単位を修得することができないようにしている。

また、「簿記原理」・「簿記原理」・「キャリアマネジメント」・「キャリアマネジメント」は、週2コマの講義を実施しているため、総欠席数が17回に達した時点で無資格となるようにしている。その他、「日本政治思想史」は、総欠席数が7回に達した者及び現地講義を欠席した者を無資格とし、「ファイナンシャル・プランニング」は、総欠席数が9回に達した時点で無資格としている。

以上のように、本学では学生の講義への参加状況を厳密に管理している。そのうえで、履修科目の成績を「秀」(100~90点)、「優」(89~80点)、「良」(79~70点)、「可」(69~60点)、「不可」(59点以下)に分けて判定し、「秀」~「可」を「修得(合格)」、「不可」は「未修得(不合格)」とし、「修得(合格)」の評価を得た科目は、所定の単位を修得する(「学則」【資料2-4-1】第27条及び『平成28年度 学生便覧』35頁【資料2-4-2】)。これらのことは、『学生便覧』に記載し、且つ「履修ガイダンス」時にも単位について説明し、単位制の趣旨を学生が理解した上で授業に臨めるようにしている。

なお、教員に対しては、「秀5%以下、優25%±5%、良30%±5%、可30%±5%、不可20%以下」というかたちで、安易な高評価をしないように注意喚起している【資料2-4-3】。

(2) 進級制度

本学は、厳正な成績評価を行うための一環として、「進学要件」を2段階に分けて設けている。まず、2年次から3年次への「進学要件」がある。これは、「1年次及び2年次の必修科目のうち8科目以上を修得」(「学則」第13条第1項第1号)していなければならない。次に、3年次から4年次であるが、こちらは「1年次から3年次の必修科目(必修選択科目を含む。)のうち、未修得科目が4科目以内でなければ」(「学則」第13条第1項第2号)進学できないというものである。なお、「進学要件」は「学則」に明記するとともに『学生便覧』(『平成28年度 学生便覧』35頁【資料2-4-4】)にも独立の項目を設け、学生に対して周知している。

(3) 卒業要件

卒業要件については、「学則」第30条で「本学に4年以上在学すること。」(同条第1項第1号)と「前条に定める卒業に必要な単位を修得していること。」(同条同項第2号)を規定している。平成28(2016)年度より「学則」を変更して卒業要件を変更したため、現在、平成30(2018)年度までの移行措置を講じているため、入学年によって差異が存する。

(学籍番号2016から始まる学生)

卒業単位数は、124単位以上とする。

各年次配当の科目につき、1年次については44単位以上、2年次については36単位以上、3年次については28単位以上、4年次については16単位以上修得しなければならない。

選択科目については、1・2年次配当科目を24単位以上、3・4年次配当科目を24単位以上修得していなければならない。なお1・2年次の選択科目で24単位を超えて修得した単位のうち、4単位は3・4年次の選択科目に充当することができる。

選択科目のうち、専門科目群の中から4科目16単位以上、教養・語学・体育科目群の中から3科目12単位以上、キャリア・資格科目群の中から1科目4単位以上、これら科目群にかかわらず4科目16単位(自由選択)を修得することを履修の基本型とする。

【図2-4-1】「学籍番号2016から始まる学生の卒業要件」(「学則」別表2-1)

(別表2-1)

(学籍番号2016から始まる学生)

科目区分	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
<b>必修科目</b> <small>(必修選択科目を含む)</small>	32	24	16	4	76
<b>選択科目</b>	12	12	12	12	48
	24以上		24以上		124

24単位を超えた単位数  
(4単位まで)

(学籍番号 2015 から始まる学生)

卒業単位数は、124 単位以上とする。

各年次配当の科目につき、1 年次については 46 単位以上、2 年次については 34 単位以上、3 年次については 28 単位以上、4 年次については 16 単位以上修得しなければならない。

選択科目については、1・2 年次配当科目を 24 単位以上、3・4 年次配当科目を 24 単位以上修得しなければならない。なお 1・2 年次の選択科目で 24 単位を超えて修得した単位のうち、4 単位は 3・4 年次の選択科目に充当することができる。

選択科目のうち、専門科目群の中から 4 科目 16 単位以上、教養・語学・体育科目群の中から 3 科目 12 単位以上、キャリア・資格科目群の中から 1 科目 4 単位以上、これら科目群にかかわらず 4 科目 16 単位以上 (自由選択) を修得することを履修の基本型とする。

【図 2-4-2】「学籍番号 2015 から始まる学生の卒業要件」(「学則」別表 2-2)

(別表2-2)

(学籍番号2015から始まる学生)

科目区分	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
<b>必修科目</b> <small>(必修選択科目を含む)</small>	32	24	16	4	76
<b>選択科目</b>	14	10	12	12	48
	<b>24以上</b>		<b>24以上</b>		<b>124</b>

24単位を超えた単位数  
(4単位まで)

(学籍番号 2014 から始まる学生)

卒業単位数は、130 単位以上とする。

各年次配当の科目につき、1 年次については 46 単位以上、2 年次については 44 単位以上、3 年次については 24 単位以上、4 年次については 16 単位以上修得しなければならない。

選択科目については、1・2 年次配当科目を 34 単位以上、3・4 年次配当科目を 20 単位以上修得しなければならない。なお 1・2 年次の選択科目で 34 単位を超えて修得した単位のうち、4 単位は 3・4 年次の選択科目に充当することができる。

【図 2-4-3】「学籍番号 2014 から始まる学生の卒業要件」(「学則」別表 2-3)

(別表2-3)

(学籍番号2014から始まる学生)

科目区分	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
<b>必修科目</b> <small>(必修選択科目を含む)</small>	32	24	16	4	76
<b>選択科目</b>	14	20	8	12	54
	34以上		20以上		130

34単位を超えた単位数  
(4単位まで)

(学籍番号 2011・2012・2013 から始まる学生)

卒業単位数は、134 単位以上とする。

各年次配当の科目につき、1 年次については 46 単位以上、2 年次については 44 単位以上、3 年次については 28 単位以上、4 年次については 16 単位以上修得しなければならない。

選択科目については、1・2 年次配当科目を 34 単位以上、3・4 年次配当科目を 24 単位以上修得しなければならない。なお 1・2 年次の選択科目で 34 単位を超えて修得した単位のうち、4 単位は 3・4 年次の選択科目に充当することができる。

【図 2-4-4】「学籍番号 2011・2012・2013 から始まる学生の卒業要件」(「学則」別表 2-4)

(別表2-4)

(学籍番号2013・2012・2011からの学生)

科目区分	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
<b>必修科目</b> <small>(必修選択科目を含む)</small>	32	24	16	4	76
<b>選択科目</b>	14	20	12	12	58
	34以上		24以上		134

34単位を超えた単位数  
(4単位まで)

卒業要件に関係する「学則」規定を改正した結果、入学年度によって制度が変更されることになった。そこで、学生に対して卒業要件に関する変更内容を正確に周知させるために、学年ごとに行われた「学年末ガイダンス」や「履修登録」、「履修確認」、「進学式・ガイダンス」の4度に亘って説明をした。

#### (4) 卒業論文

卒業論文は、「ゼミ」(4 単位)に含まれており、4 年次生の全員が作成しなくてはならない。卒業論文には提出期限があり、平成 27 (2015) 年度の最終提出期限は「平成 28 年 1 月 30 日 (土) 15:00 まで」であった。このことは、『学生便覧』に明記して

おり、かつ指導教員及び学生に対し、文面で通知するようにしている【資料 2-4-5】。

最終提出期限に先立つ 11 月最後のゼミの日を期限とし、学生は、卒業論文を各指導教員へ提出しなくてはならない。提出を受けた指導教員は、「卒論提出確認票」【資料 2-4-6】を記入し、12 月最後のゼミの日までに、添削済みの卒業論文を返却しなくてはならない。これを受けた学生は、加筆・訂正を行い、再び指導教員の指導を仰ぐという手順を施している。この作業を実施することにより、卒業論文の精度を高め、未提出によって学位が授与されないことが生じないように努めている。

卒業論文は、製本をして提出しなくてはならない。前述の通り、各ゼミの指導教員から返却されたものを訂正し、許可を得て製本している。その後、「卒論要旨」【資料 2-4-7】に必要事項（題目、年・組・学籍番号・氏名、ゼミ名、指導教員名、要旨、文字数、本文のページ数）を記入し、各ゼミの指導教員から確認の署名を貰うようにしている。各ゼミの担当教員は、「卒論要旨」の内容及び様式を確認し、「合格と証す」場合には、署名して、ゼミの採点記入表を提出している。こうした課程は、学生の卒業論文未定提出の防止と同時に、厳密な論文評価に繋がっている。

さらに、提出された卒業論文は、学務課で様式を再度確認する。その際、不備のあった者には、その旨、電話にて通達をし、別に定めた提出期限までに製本し直すように徹底している。

なお、以上の過程は、『学生便覧』にて示す（『平成 28 年度 学生便覧』18・19 頁及び 132 頁【資料 2-4-8】）とともに年度当初の「4 年次 進学式ガイダンス」【資料 2-4-9】においても説明しており、学生に周知されている。

#### (5) 学位審査実際の手続き

本学の「学位授与の方針（ディプロマポリシー）」は次の通りであり、『学生便覧』（『平成 28 年度 学生便覧』5 頁【資料 2-4-10】）並びにホームページ（<http://www.nihonbunka-u.ac.jp/about/study/index.html>【資料 2-4-11】）で学生に周知している。

「法学部では、本学の建学の精神を身につけ、所定の単位を修得した学生に、学士（法学）の学位を授与します。学士の学位は将来において、さまざまな職務を希望するとき、たとえそれが専門の法政関係でなくとも、それぞれの分野に必要な基本的法政理念と関係法の理解ができる学生、そしてさらに、各級指導者として、豊かな文化教養と理性的判断力と大局把握の建設的能力のある学生、そして、父祖以来の文化の叡智と成果とを受け継ぎ、将来にわたって永続する調和と努力の途を求めようとする優れた自覚ある学生に授与されます。」

この「学位授与の方針（ディプロマポリシー）」に従って、学位審査（卒業判定）が 3 月初旬に開催される教授会において審議され、その意見を基に「学則」第 31 条の規定に従って「学長が卒業を認定し、学士（法学）の学位を授与する」。

#### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

平成 28（2016）年度より卒業要件を変更したため、平成 30（2018）年度までの移行措置が計画通り実施されるよう、学務課を中心として学生への対応を慎重に行っていく。

また、前期・後期試験終了後には、学務部長が中心となって成績の厳正な評価が行わ

れているのか、全教員・全学生の成績評価を検証している。なお、改善が必要な場合には、講義担当教員のみならず、すべての教員が参加する「教育会議」の場において周知している。引き続き、厳正な成績評価がなされるように点検する。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 2-5の視点

#### 2-5- 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

##### (1) 2-5の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

##### (2) 2-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

建学精神に則り、「学問の探究と同時に、品位や教養を磨き、社会に貢献できる人材」(「学長メッセージ」(『大学案内 2017』及びホームページ(<http://www.nihonbunka-u.ac.jp/about/message/index.html>))) 育成を目標としてキャリア支援を行っている。

学生が、自己の個性を理解した上で職業観を涵養し、職業に関する知識や技能を身に付け、就職活動を進めることができるようにするために、学務部に「学生支援課」(主として、就職支援をするための「学生支援室」を中心にして活動している)をおいている。

「学生支援課」は、「学生支援室」の運営管理をするとともに、就職にかかわる行事の企画・運営、希望進路に向けた受験の取組み方の指導、「教養科目模擬試験」及び「就職模擬試験」の実施等を行っている(「事務組織及び分掌規程」【資料 2-5-1】第 8 条)。ちなみに、「就職にかかわる行事」には、「就職活動壮行式」、業界研究・企業セミナー、公務員採用試験説明会等がある【資料 2-5-2】。

「学生支援室」には、国家公務員及び地方公務員の各種採用試験の案内及び受験申込書があり、受験を希望する学生に対して配付されている。特に、警察官採用試験については、全国の都道府県警察から採用案内と受験申込書、ポスターが送付され充実し、学生から好評である。民間企業の案内・採用情報・求人案内については、求人案内コーナーを設置して閲覧に供している。この「学生支援室」では、学生支援課の教員を中心として、学年を問わず、進路や採用試験、将来設計等についての個人面談・相談に応じている。特に、警察官採用試験については、受験者数も多いことから、合格者全員を集めて試験対策の課外授業を行うとともに、個別に面接指導や論文作成指導を行っている。なお、「学生支援室」における相談・指導状況(平成 27(2015)年度実績)【表 2-5-1】は、次の通りである。

【表 2-5-1】「学生支援室」における相談・指導状況（平成 27（2015）年度）

相談等の内容	相談等件数（件）	備 考
(a) 採用試験のための面接指導	145	
警察官採用試験	97	
その他の公務員採用試験	23	消防官、自衛官等
企業採用試験	25	
(b) 採用試験に係る相談	130	
論文作成（添削）	67	
進路全般	25	
就職活動	38	
(c) 採用試験受験に伴う公欠手続き（注）	199	
合 計	474	

（注）就職の採用試験を受験する場合、講義の欠席を一定の条件で認める制度である。

学生の社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力等を育成するために、次のような支援をしている。

#### 資格取得に向けた支援

学生に対して受験勧奨をするとともに本学が受験会場となっている資格としては、日商簿記検定、日本漢字能力検定、日本語検定、秘書検定、ニュース検定がある。このうち簿記検定については、八王子商工会議所の検定会場として平成 27（2015）年まで提供していたが、校舎建て替えのため平成 28（2016）年からは会場が変更された。

一方、個人受験の形ではあるが、実用英語能力検定、TOEIC、TOEFL といった英語の検定試験については、「TOEIC・英検受験講座」を開講し受験を勧めている。

さらに「ファイナンシャル・プランニング」講座や「二種外務員資格試験対策講座（web 講座）」、「パソコン演習（Word）」、「パソコン演習（Excel）」、「パソコン演習（PowerPoint）」といった各講座が開講されている。

法律系の国家資格の取得については、「行政活動と法（行政書士）」、「不動産法」、「不動産経営学」（宅地建物取引士）、「社会保険」、「労働保険」（社会保険労務士）の各講義を開講して、資格取得の支援を行っている。

#### キャリア形成支援

本学では、入学直後から就職活動に直結するプログラムを用意することによって、学生のキャリアに対する意識を早期から持たせ、確固とした職業観を涵養させている。

入学直後にある「新入生オリエンテーション」の実施期間中には、警視庁・神奈川県警察・埼玉県警察・千葉県警察・自衛隊幹部候補生採用説明会を実施しており、多くの新入生が参加している【表 2-5-2】。さらに、「新入生オリエンテーション in 河口湖」においては、卒業生を招いて、現在の職務内容や大学時代に力を注いだことなどを話して頂いている。ちなみに、平成 28（2016）年度は、警察官と消防官の卒業生を招き、トークショー形式で実施した。1・2 年次の段階においては、主として就職活動に必要な基礎的な能力を身に付けさせるとともに、社会人としての素養を修得させることを主眼と

した対策を講じている。このため、「教養科目模擬試験」とその対策講座、クレペリン検査試験、NAAIP（適職診断）テスト、卒業生などを招いた講演「スペシャリストセミナー」等を具体的に行っている。

【表 2-5-2】「平成 28（2016）年度 警察官・自衛官採用試験合同説明会申込者数」

区 分	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計	備 考
埼玉県警	41 人	7 人	8 人	26 人	82 人	4 月 7 日
警視庁	98 人	38 人	30 人	96 人	262 人	4 月 7 日
千葉県警	33 人	6 人	4 人	16 人	59 人	4 月 8 日
神奈川県警	80 人	18 人	12 人	59 人	169 人	4 月 8 日
自衛隊 幹部候補生	12 人	5 人	1 人	9 人	27 人	4 月 8 日
計	264 人	74 人	55 人	206 人	599 人	

3 年次では、1・2 年次で実施している教養対策を継続して実施するほか、将来の就職に向けて、学生自身の職業観を涵養し、職業選択の知識、履歴書【資料 2-5-3】の書き方等、就職活動の手法を習得することを目的とした「就職情報概論」を必修科目として設置している。なお、近年、就職活動において人物試験が重要視されてきていることに鑑み、外部機関が実施している「自己表現テスト」、「エントリー試験」を実施している【資料 2-5-4】。さらに、学生の職業観、勤労観の育成、専門教育の実習のためにインターンシップを推進するため、平成 27（2015）年度から 3 年次の選択科目に「インターンシップ」を開設した【資料 2-5-5】。

教育課程において、学生のキャリア教育・支援のための科目を設置するとともに、「基礎ゼミ」や「基礎ゼミ」、さらには「ゼミ」、「ゼミ」等の授業においても、担当教員と学生支援課の教職員とが連携しながら、学生の就職活動のための支援活動をしている。さらに、保護者に対しては、「入学説明会」や入学式、「就職活動壮行式」の際に就職に関する説明をしている。このように、教職員のみならず保護者と協働して学生のキャリア支援を行っている。

### （3）2-5 の改善・向上方策（将来計画）

「学生支援室」は、適切に運営されている。本学の「3 つのポリシーにおける中長期の視座」を基にした本学の特長でもある充実したキャリア支援体制を継続し実施していく。今後、警察官を始めとする公務員採用試験の選考は、ますます人物を重視したものになっていくものと推察される。よって、学生個人の個性を醸し出すためにも、自己分析を前提とした論文作成や面接対策の指導を強化する必要がある。そこで、学生支援課の教職員とゼミ担当教員とが協働して対策を講じるために、緊密な連携強化を図る。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 2-6の視点

#### 2-6- 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

#### 2-6- 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

##### (1) 2-6の自己判定

「基準項目2-6を満たしている。」

##### (2) 2-6の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 2-6- 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

学生の授業の理解度については、学生の出席状況や成績から判断することができる。そこで、毎年度、全学年の「成績順位表」(これは、必修科目の平均点を上位から並べるとともに、具体的な成績評価について一覧にしたもの)及び、全学生の「不可科目一覧」を作成することによって、教育目的の達成状況の把握に努めている。なお、これらの資料を簡略にしたものを全教職員に回覧することによって、個々の学生の修学状況や理解度を把握するとともに情報の共有化を図っている。

また、教育目的の達成状況の点検・評価手段として、「FD委員会」による「授業に関するアンケート」を実施している【資料2-6-1】。この「授業に関するアンケート」は、段階評価と自由記述欄によって構成され、ゼミ(「基礎ゼミ」)、「基礎ゼミ」)、「ゼミ」)、体育科目(一般体育、剣道、弓道及び柔道)及び履修者10人以下の科目を除くすべての授業について、前期・後期授業の半ばに実施している。

質問項目には、講義要項に基づいていたか、平穏な環境が保持されていたか、教員の説明や板書事項が分かりやすかったか、教員の熱意や創意工夫を感じたか、教材が適切であったか、講義内容は理解しやすかったか、講義内容に興味を持てたかなど、教員の授業運営に関する項目に加え、学生の出席状況や学習状況、関心度を知るための項目もある。

そして、各科目担当教員は、「授業に関するアンケート」結果を基に、教育目標の達成状況を自己点検・評価するとともに、学生の学修行動の実態に即した教育内容や方法等の工夫と開発に努めている。また、授業内容の質保証を図るために、教員相互による授業参観を実施し、その結果については、「FD委員会」を通じて各教員にフィードバックされている【資料2-6-2】。

科目履修状況の点検手段としては、本学では、まず学年ごとに履修単位の上限を設け、履修登録時に、確実に履修科目の単位修得ができるように指導している。また、各教科の授業開始時には、必ず担当教員による出欠確認を行い、これを毎月情報管理課で点検のうえ集計し、出席状況を把握している。

以上のように、教育目的の達成状況については、様々な方法により点検し評価されている。

#### 2-6- 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて評価結果のフィードバック

学生による「授業に関するアンケート」の評価は、教員自らの授業を客観的に見つけ、真摯に反省・改善を検討する参考資料として活用されることを期待されている。そのた

め、アンケート結果を速やかに集計することによって、学生の授業に対する意見を把握するとともに、その後の講義において評価結果について説明するなどして学生の要望に対応するようにしている。

「授業実態調査」【資料 2-6-3】の結果については、その調査に対する科目担当教員の所見を「FD 委員会」に提出するよう義務づけている。所見を作成するにあたって、「授業の良かった点」と「授業の改善すべき点」を、授業のわかりやすさ、授業運営、学習成果、授業の難易度と進度から一つを選択し、それぞれのカテゴリー内で学生の指摘内容に対する意見やコメント、改善方策を記入することになっている【資料 2-6-4】。

これらの調査結果を基礎として、「FD 委員会」において分析をしている。そして、教授会において、「FD 委員会」の分析結果を説明し、時代と社会のニーズに則した質の高い大学教育の実現を目指して、教員相互の情報の共有とその連携を図っている。

ちなみに、平成 27（2015）年度、特に教職員が共有すべき内容として「教育会議」にて学務部長から改善を求めた事項には、私語や板書の多寡、マイクの音量等があった。

また、授業の「出席状況」については、常時、修学指導上の重要な資料として活用され、大学・学生・保護者間で共有することによって、学生の修学意欲の維持・向上に資するとともに、保護者との意思疎通を図ることにつながっている。

以上のように、教育内容・方法及び学習指導等の改善のため、評価結果は適切にフィードバックされている。

### （3）2 - 6 の改善・向上方策（将来計画）

学生による「授業に関するアンケート」をみると、全体として学生の予習・復習時間が短いことを改善する必要がある。そこで、修学の質の向上を図るための施策を講じた。制度を改善したことによる影響について、「FD 委員会」を中心に検証していく。

また、学生の授業出席状況は、修学の根幹をなすものであるから、その情報管理を厳正にするとともに情報共有についてはさらに密に行っていく。

## 2 - 7 学生サービス

### 2 - 7 の視点

#### 2-7- 学生生活の安定のための支援

#### 2-7- 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

##### （1）2 - 7 の自己判定

「基準項目 2 - 7 を満たしている。」

##### （2）2 - 7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-7- 学生生活の安定のための支援

##### （1）学生サービス及び厚生補導の組織

学生サービス及び厚生補導のための学内組織としては、クラス担任（1 年次は 6 人、2 年次は 5 人・3 年次は 4 人・4 年次は 3 人からなり、各年次に担任を取りまとめる学年主任がいる）、「学生指導委員会」、学生課、「学生相談室・学習支援室」、「健康管理室」がある。これらの各学内組織は、相互に連携しながら学生サービスと厚生補導の任にあ

たっている。

「クラス担任」は、原則として各年次の必修科目を担当している教員が務めている。そのため、個々の学生の学習状況を把握しながら学生生活の支援・指導をしている。特に、1年次については、5月下旬から6月中旬にかけて、すべての学生を対象に面談を行っている。なお、面談にあたり、次の項目について事前に記入させている【資料2-7-1】。

通学時間

講義のコマ数及び単位数

将来の進路

アルバイト

現在大変だと思っていること

生活について

現在の悩みや心配事

授業・勉強で心配なこと

現在欠席の多い科目とその理由

その他

面談の概要に関しては、「朝礼」や教授会において、クラス担任から教職員に対して報告され、情報を共有している。

「学生指導委員会」は、4人の委員（専任の教育職員及び事務職員）をもって組織され（「学生指導委員会規程」第2条乃至第3条）、委員のうち1人は学生課長が務める（同規程第2条第2項）。同委員会は、「学生指導に関し委員会で審議することが相当である」と思われる事案が認められたときは、学長は委員会に諮問」（同規程第6条第1項）され、「委員長は委員会を招集」（同条第2項）することによって開催される。

「学生指導委員会」は、蜷川親繼先生奨学生の審査を行い教授会に報告し（同規程第2章）、懲戒事案を審査して処分に関する意見を学長に報告する（同規程第3章）。なお、同委員会の報告に基づいて学長が決定する（「学則」【資料2-7-2】第55条・第56条第1項。同規程第10条・第16条）。

学生課は、「事務組織及び分掌規程」【資料2-7-3】第8条に掲げる事項に関する事務をつかさどる。

- 一 入学、卒業、退学、休学、復学及び学生の身分に関すること。
- 二 学生の出欠席、指導、厚生及び保健衛生に関すること。
- 三 学籍簿及び成績簿の管理に関すること。
- 四 掲示、印刷、菊花節・体育大会及びその他の課外活動に関すること。
- 五 学生の身分証明書、学校学生生徒旅客運賃割引証及び諸証明書発行に関すること。
- 六 蜷川親繼先生奨学生及び日本学生支援機構奨学生の事務に関すること。
- 七 大学行事及びガイダンスに関すること。
- 八 学生便覧に関すること。
- 九 福利厚生（健康診断・学生食堂）及びコミュニティールーム運営に関すること。
- 十 その他学生に関すること。

学生課では、学生が自発的・自主的に行う課外活動に参加し、充実した学生生活を送るための支援活動を行っている。そのため、毎月第1木曜日に「部・サークル代表者会

議」を開き、部やサークルの要望等を聞いている。「部・サークル代表者会議」は、大学行事である「学生親睦会」や「菊花節・体育大会」の実施計画を策定すると共に、会を主催し運営している。なお、部・サークルの活動時間は、午後 1 時から午後 7 時まで、「部・サークル活動時間延長願」を学生課長に提出し承認を受けたときには午後 8 時まで延長することができる。平成 27 (2015) 年度の部・サークル団体は 17 団体である。

部やサークルに加入していない学生が、運動施設（グラウンド、サークルスクエア、トレーニングルーム）を活用したい場合には、その都度、学生課教職員が窓口となって運動施設を開放するとともに必要な道具の貸し出しを行っている。

「学生相談室・学習支援室」は、4 号館 453 教室に設置され、専任教員が相談に応じたり学習支援活動をおこなったりしている（『平成 28 年度 学生便覧』71 頁）。なお、専任教員に対しては、月曜日から土曜日の午前 9 時から午後 5 時までの間、相談や質問をいつでも受け付けられるようにしている（『平成 28 年度 学生便覧』80 頁）。

「健康管理室」には、養護教諭・健康管理士一般指導員が配置され、健康相談や健康指導、応急処置、心理的支援などを行っている（『平成 28 年度 学生便覧』72 頁）。

さらに、AED（自動体外式除細動器）が学内に 1 カ所設置されていることから、2 年次を対象として管轄消防署の消防士による救命講習会を毎年、実施している【資料 2-7-4】。

このように、学生生活の安定のためにクラス担任をはじめ、各講義担当教員とりわけゼミ担当教員、部・サークル担当教員（顧問）が協働して一人ひとりの学生を多面的に細かくみていることが本学の特長である。

## (2) 学生に対する経済的支援

学生に対する経済的支援としては、日本学生支援機構の第一種・第二種奨学金、地方自治体や民間の奨学事業団体などの奨学金、「日本政策金融公庫」（国民生活事業）の教育一般貸付（国の教育ローン）、楽天銀行の「楽天銀行教育ローン（提携型）」、オリエントコーポレーションの「学費サポートプラン」（「日本文化大学指定 教育ローン」）など各種融資・奨学金制度を紹介している。

### 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構の奨学金については、在学新規採用希望の学生に対して、毎年 4 月に定期募集を行い、その枠内で採用されない場合においても二次募集や、緊急採用・応急採用で、奨学金を希望している学生のほぼ全員が採用されている状況である。ちなみに、平成 27 年度、日本学生支援機構を利用した者は 252 人となっている。

### 「蜷川親繼先生奨学生」（学内の奨学金）

本学独自の奨学金として「蜷川親繼先生奨学生」制度がある（「学生指導委員会規程」第 8 条）。この制度は、「本学の建学精神をよく理解し、人物及び学業成績が優れ、他の学生の模範となる者に対しては、審査の上、創学者蜷川親繼先生の建学精神の趣旨に則り、蜷川親繼先生奨学金（以下「奨学金」という。）を給付する」（同規程第 7 条）ものである。

なお、同奨学生は、本学に在学中の学生で、「建学精神をよく理解し、学内外の生活場面においてそれを具現していること。」「人物が特に優れていること。」「学業成績が優れていること。」「平素における生活態度が他の学生の模範となるもので

あること。)(同程則第9条)を満たす者に対して奨学金が給付される。

#### その他奨学金

平成27年度、貸与実績のある奨学金は、大田区「奨学金貸付制度」1人、あしなが育英会の「あしなが奨学金」1人である。

#### 部・サークル活動補助費

部及びサークルの活動は、「日本文化大學 部・サークル活動規約」【資料2-7-5】に則り行われているが、過去の活動実績を勘案して「活動費」が支出されている(『平成28年度 学生便覧』80頁。)

以上のように、学生に対する学生生活の安定のため、担任を始めとして、学生課や「学生指導委員会」の教職員が連携しながら、その支援活動を運営している。

### 2-7- 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生生活全般に関する学生の意見や要望を汲み上げる仕組みとしては、クラス担任制度、オフィスアワー制度、「部・サークル代表者会議」、「ニチブンミライ委員会」等がある。

#### クラス担任制度

クラス担任は、1年次は6人、2年次は5人、3年次は4人、4年次は3人の教員が担当し、各年次には担任を取りまとめる学年主任がいる。「クラス担任」は、原則として各学年の必修科目を担当している教員が務めている。特に1年次については、なるべく「基礎ゼミ」の講義担当者が担任になるように配慮している。

学生の意見や要望は、クラス担任を通して述べられることが多い。1年次の全学生を対象に担任との面談を実施しているが、その面談の際には学生生活全般に話しが及び学生の意見や要望を把握する機会となっている。面談内容については、「朝礼」や教授会の場で報告され、すべての専任教職員が学生の意見や要望の内容を共有している。

欠席や遅刻(特に、電車遅延による場合)をする際には、まず、大学に電話で連絡するように指導している(『平成28年度 学生便覧』67・68頁)。受電した内容については、事務室並びに教員控室に掲示され、全教職員が欠席や遅刻理由を把握できるようにしている。さらに、欠席が多い学生には年4回、保護者宛に欠席状況を知らせる通知を郵送するとともに、担任・学生・保護者の三者面談を実施している。なお、三者面談の内容は、「朝礼」や教授会の場で報告されて、専任教職員が内容を把握するとともに、すぐに対応すべき事案があった場合には必要な改善方を講じるようにしている。

#### オフィスアワー制度

本学の専任教員のオフィスアワー制度は、オフィスアワー担当教員を配置するとともに、学生がいつでも訪ねられるようにするため教員控室に直接学生が訪問することが出来るようにしている。なお、専任教員の研究日や出張、講義時には、他の教員が対応出来る内容であれば代わりに対応している。そのため、専任教員のオフィスアワーは、月曜日から土曜日の午前9時から午後5時までと『平成28年度 学生便覧』80頁に記載されているほか、「教員控室」の入口には次のような内容の掲示がなされている。

学生各位

専任教員のオフィスアワー

9時から5時まで

先生に用事がある学生は、入口でノックをして入室し、  
次の内容を述べること。

年・組

氏名

用件

以上  
オフィスアワー担当

#### 「部・サークル代表者会議」

学生の意見を直接汲み上げる制度として、「部・サークル代表者会議」を設けている。

「部・サークル代表者会議」は、毎月1回、原則として木曜日の昼休みの時間を活用して開催している。「部・サークル代表者会議」には、部・サークルの代表者が出席するとともに、学生課長を始めとして学生課の教職員数人が出席している。議題として、「学生親睦会」や「菊花節・体育大会」の企画や運営、その他、部やサークル活動を中心として学生生活全般に亘って話しが及んでいる。

#### 「ニチブン GIRL'S TALK ~ 女子座談会 ~ 」【資料2-7-6】

女子学生からの率直な意見を汲み上げる制度として、「ニチブン GIRL'S TALK ~ 女子座談会 ~ 」がある。平成27(2015)年から実施しており、その活動内容についてはホームページで紹介することによって学内外に紹介している。平成27(2015)年度は、「学食のデザートメニューを考えよう！」をテーマにして行い、学食の新デザートメニュー「抹茶アイス×梅ジャムバニラアイス」が期間限定で販売された。梅は、学内で採れたものであり、好評であった。

#### 「ニチブンミライ委員会」(通称「ナビ」)

学生からの率直な意見を汲み上げる制度として「ニチブンミライ委員会」がある。

「ニチブンミライ委員会」は、若手教員と学生数十人からなる組織で、具体的にはオープンキャンパスの企画・立案、運営をしたり、学内施設について意見交換をしたりしている。例えば、オープンキャンパスの企画として「ニチブンカフェ」があるが、学内のコミュニティールームを活用して在 student と参加者が様々な会話を自由にしながら大学紹介をしている。なお、「ニチブンカフェ」の運営は学生のみで行っている。

なお、その中の一部学生の「声」については、ホームページで紹介されている。【図2-7-1】

【図 2-7-1】オープンキャンパスナビゲーターに 10 の質問 ( [http://www.nihonbunka-u.ac.jp/oc\\_navigators/](http://www.nihonbunka-u.ac.jp/oc_navigators/) )



さらに、「楽工舎（本館）」の建設にあたっては、学生の意見や要望を反映するように努めている。例えば、個別のパウダールームや十分なスペースと荷物置き場を確保した洗面コーナーを予定し、ラウンジや学生ホールの机・椅子などにも学生の声を反映する予定である。なお、平成 27（2015）年度には、その第一弾として、新校舎の椅子や机について調べるため 1 年次 5 人が KOKUYO 東京ショールームで実物を見学し、その内容についてはホームページにおいて紹介している【資料 2-7-7】。

以上のように、本学では、学生の意見や要望の把握に積極的に取り組んでおり、その結果を的確に分析しながら、学生の「声」を活用しながら実現するようにしている。

近年の例では、「図書館の開館時間を長くして欲しい」という要望があったことから、平成 26（2014）年度後期より所轄警察署の指導に基づいて、学生の安全を考慮したうえで図書館の閉館時間を 20 時とし、また、「走ったり散歩したりしてトレーニングしたい」という要望があったことから平成 27（2015）年に「和敬の道」が完成した。平成 28（2016）年、特に女子学生より「学生食堂の食器が暗い色であったり、トレーが汚かったりするとテンションが上がらず食欲が出ない」という要望があったことから、女子学生の意見を聞いて食器を選定した。

### （3）2-7 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活の安定のための支援や学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握とその活用については、小規模大学である利点を活かしながら今後とも継続的に推進していく。特に、新総合校舎の建設にあたっては、引き続き、学生の意見や要望を活用しながら行っていく。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8の視点

2-8- 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8- 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8- 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

「基準項目2-8を満たしている。」

(2) 2-8の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-8- 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学の教員は、教育目的及び教育課程に即し、確保され、配置されている。

教員の採用については、「教員資格選考基準」により、「教員資格審査委員会」において審議し、理事会に答申され、決定の上、教授会に報告される(「教員資格審査委員会規程」)。採用・昇任については、規程に基づき適正に行われている。

本学の専任教員は26人、そのうち教授13人、准教授6人、専任講師7人であり、大学設置基準第13条に定める必要な専任教員数及び教授数を満たしている。ちなみに、年齢構成については、45歳以下が5人、46～55歳が4人、56～65歳が7人、66歳以上が10人で構成されている。

また、教育課程に即した教員の配置については、教育目的に基づいて編成された教育課程における主要な科目については、概ね本学の専任教員が担当しており、適切に配置されている。また、語学科目については、習熟度別のクラスに分け、学生が無理なく実力をつけることができるように1学年を複数人で担当しており、その中には必ず専任教員を配置している。【表2-8-1】

【表2-8-1】「法学部の専任教員数とその配置」(平成28(2016)年5月1日現在)

	専門	教養	合計
教授	9人	4人	13人
准教授	2人	4人	6人
専任講師	5人	2人	7人
合計	16人	10人	26人

2-8- 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の採用は、「本学の建学の精神及び教育方針に賛同し、かつこれを推進する熱意を有する者で、学位、学歴、学界並びに教育界等における活動、著書及び論文等から教育上及び研究上適格であると認められる者」(「教員資格選考基準」第2条)であることとの方針に基づいて適正に行っている。カリキュラムや教育目的の達成に必要な教員の質と数を確保するため、大学設置基準に則り、本学が定めた教員資格を満たした者を専任

教員として採用している。

教員の採用及び昇任は、理事長、学長及び学長の指名した教授 2 人の委員をもって組織される「教員資格審査委員会」（委員長は学長）において審議されている。教員の採用及び昇任に当たっては、当該教員が「教員資格選考基準」第 2 条の基本原則に照らして適格であるか審議されたうえで、同基準第 3 条における教授、准教授、助教、講師の資格に該当するか否かを審議する。なお、専任教員に欠員が生じた場合は、学長が委員会に諮問し、それを受けて理事長が「教員資格審査委員会」を招集し、専任教員適格者を審議する。同委員会で議決された内容は、理事会に答申し、理事会において決定の上、教授会で報告される（「教員資格審査委員会規程」第 7 条第 2 項及び「教授会規程」第 5 条第 2 項）。

教員を対象とした研修としては、非常勤講師を含む全教員を対象として行う「教育会議」がある。「教育会議」は、新年度に向けて 3 月に 1 回、前期結果を踏まえて 9 月に 1 回の合計 2 回実施している。「教育会議」では、学長の挨拶を始めとして学務、総務、学生指導、就職、「FD 研修」と議題は多岐にわたる。なお、「教育会議」終了後には、新任教員に対して追加の「FD 研修」を行っている。

ちなみに、平成 28（2016）年度前期に開催された「教育会議」では、大学通信の安田賢治氏を講師に招聘して「今年の大学入試の傾向と今後の大学の質の向上について」というテーマでの「FD 研修」を行った【資料 2-8-1】。

専任教員に対する「FD 研修」として、平成 28（2016）年 3 月 24 日には、日本高等評価機構の伊藤敏弘氏を講師に招聘して研修会を実施した。なお、この「FD 研修会」については、全専任教員が出席した。

以上のように、教員の資質・能力向上への取組みは適切に実施されている。

## 2-8- 教養教育実施のための体制の整備

本学では、「教育理念」に基づいて必要とされる教養教育の内容等については、「教養教育検討委員会」、「学務委員会」で適宜検討し、学士課程に必要とされる教養教育の充実を図っている。本学の「教養教育検討委員会」は、平成 27（2015）年度に設置され、平成 28（2016）年度のカリキュラム改革について検討を行った。

教養教育について、委員会で審議することが相当であると考えられる事項が認められた場合には、学長が「教養教育検討委員会」に諮問することになっている（「教養教育検討委員会規程」第 6 条）。その上で、委員長が委員会を招集し、議事を行う。会議において議決された事項については、学長に答申し、学長は理事長及び教授会に報告する。

教養教育の実施にあたっては、各科目担当教員からの意見を「教養教育検討委員会」の委員を中心に集約している。また、平成 27（2015）年度のカリキュラム改革では、前述の通り、「カリキュラム体系図（カリキュラムツリー）」を作成し、教養科目群、語学科目群、体育科目群、キャリア・資格科目群、専門科目群とカリキュラムを分類し、本学の「教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」に即しているか配慮しながら見直し・編成が行われた。

教養科目群では、学びの基礎となる科目を中心に、1 年次生が学習意欲を保持できるよう専門科目の基礎となる科目として「警察学」、「少年非行論」、「心理学」、「経済学」、

「倫理学」などを設置し、基礎学力向上のために「基礎数学」、「数と論理」、教養を高めるものとして「日本美術史」、「ビジュアルコミュニケーション」、「人文地理学」、「自然地理学」等を設置している。

国際社会の理解のために語学教育では、「英会話」、「英語」、「仏語」、「独語」と必修科目の語学以外にも複合的に学べる体系にしている。

また、体力保持と鍛錬のために「スポーツ健康科学」を設置し、一般体育、剣道、弓道、柔道から学生が自由に選択できる。

キャリア形成に役立つ資格取得のための学びとしてキャリア・資格科目群として、「簿記原理」、「TOEIC・英検受験講座」、「パソコン演習」を設置している。

このように1年次では、教養を身につけ、専門科目の教科数を絞り、確実に身につけられるように配慮している。

2年次では、教養科目群配当の科目とキャリア・資格科目群配当の科目、専門科目群配当の科目をほぼ同数となるようにバランスをはかっている。そして、2年次より、選択科目に専門科目群を設置している。3年次では、専門科目群配当科目を多く設置し、教養科目群の科目数を減らしている。学術的な研究を行うことができる能力を1年次から段階的に行うカリキュラムとなっている。

4年次生において、就職活動と平行し、必修科目である「ゼミ」を履修しながら指導教員の指導のもと卒業論文の作成を義務づけている。卒業論文を作成するにあたっては、基礎学力が求められることは言を俟たない。このため、1年次より教養教育を厳正な成績評価をしていくことによって、学士課程において必要とされる学力を身につけ、専門知識の修得ができるように工夫をしている。

このようなカリキュラム編成で、4年間通じて、専門科目群から4科目16単位、キャリア・資格科目群から1科目4単位、教養・語学・体育科目群から3科目12単位、その他学生の自由な選択により、4科目16単位を選択し、学生の履修に偏りがないように配慮する取り組みを行っている。

教養教育の運営上の責任は、学長、学長補佐、学務部長にある。本学は、法学部の単科大学であり、必修科目において教養教育と専門教育を分類していないが、選択科目は、前述の通り分類し、カリキュラムを編成している。

カリキュラムの編成については、「学務委員会」で継続的に教育課程を編成するにあたって、1年次担任を中心とする「基礎ゼミ」担当者から学生との面談結果などを、各年次の学年主任からは成績や面談結果など、その他、「FD委員会」が実施する学生の「授業に関するアンケート」結果や必修科目担当者に授業の状況等を、教授会において出される問題点を適宜共有している。なお、それら問題点については、「教養教育検討委員会」あるいは「学務委員会」で検討し、具体的改善策を立案している。

なお、本学は、大学設置基準で必要とされる専任教員数を確保している。必修科目には、原則、本学の専任教員が配置されている。複数教員で担当する科目（英語科目など）についても、必ず専任教員を含んだ配置となっており、非常勤講師からの情報をまとめ、適正に管理している。また、1年次の「基礎ゼミ」においては、1年次のクラス担任教員が原則として科目を担当している。2年次の「基礎ゼミ」においては、本学の専任教員が担当しており、1クラス15人前後の学生を担当している。このように、教育目

的及び教育課程に即した教員の確保と配置がなされている。

また、教員の採用・昇任については、規程に則り、適正に行われている。FD 活動をはじめとする教員の資質・能力向上への取組みとして、「教育会議」時に、「FD 研修会」を実施している。この他にも専任教員を対象として、外部講師を招くなどの研修会を必要に応じて実施している。

### (3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

年齢バランスについては、従来から課題とされてきたが、近年、30代・40代の教員を採用することによって平均年齢が下がってきており、また、専任教員に占める女性教員の割合も、女性教員の採用をすすめており、これらの課題は徐々に改善されつつある。専任教員の入れ替えは、当然ながら退職を機に行うことになり、直ちに改善することは困難であるが、引き続き若手教員や女性教員を採用していく。

FD 活動については、学内外の教育環境の変化を注視しながら必要に応じて研修会を実施していく。

## 2-9 教育環境の整備

### 2-9 の視点

2-9- 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9- 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-9 の自己判定

「基準項目 2-9 を満たしている。」

#### (2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9- 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理  
「八王子キャンパス」

「八王子キャンパス」は八王子市片倉町977番地に位置し、JR横浜線片倉駅から徒歩約5分、京王線京王片倉駅から徒歩約15分で、周辺を住宅地及び緑地に囲まれた閑静な教育環境にあり、八王子市在の全大学中、2番目に駅から近い恵まれたキャンパスである【図2-9-1】。八王子キャンパス内の校舎の配置は、【図 2-9-2】【図 2-9-3】の通りである。本学の校地面積は92,660.2㎡あり、大学設置基準上必要な校地面積8,000㎡の約11.6倍の面積を有し、基準を大幅に上回っている。校舎面積は、15,760.39㎡あり、大学設置基準上必要な校舎面積の4,958㎡の約3.18倍の面積を有している。【表2-9-1】

【表 2-9-1】「校地・校舎面積」

校地 面積	区分	専用	設置基準上必要な面積
	校舎敷地	63,009.5 m <sup>2</sup>	
運動場用地	29,282.0 m <sup>2</sup>		
小計	92,291.5 m <sup>2</sup>		
その他	368.7 m <sup>2</sup>		
合計	92,660.2 m <sup>2</sup>		
校舎 面積	合計	15,760.4 m <sup>2</sup>	4,958 m <sup>2</sup>

図書館、「学生支援室」、「PC ルーム」の機能を備えた「メディアセンター」は、平成 23 (2011) 年に完成し、本学における教育と研究活動のための情報センターとなっている。

「メディアセンター」の一部として新しく開館した図書館は、1 階には個別間仕切りのある閲覧スペースが 24 席あり、集中して勉強できる場所として学生の人気は高い。また、1 階には自動貸出返却装置があり、学生はカウンターを煩わすことなく図書の貸出、返却が出来るようになっている。2 階には、ゼミ等で利用できる「演習室」のほか、グループワークの出来るスペースを広く取っており、アクティブ・ラーニングが可能となっている。キャスター付きのテーブルと椅子が配置されているので、自由な形にして使うことができる。なお、1 階と 2 階の一部には FSC 認証の椅子が配置され、環境に配慮している。なお、図書館に限らずメディアセンター内は、無線 LAN が自由に使えるので、自分のパソコンを持ち込みインターネットに接続することも出来る。

図書館 2 階には、「法情報総合データベース」D1-Law.com 及び官報情報検索サービスにアクセスできるパソコンが 5 台設置されている。これらの情報検索サービスは、卒業論文の作成をはじめ、学生の発展的な学習に役立てられている。

図書館の活用について、平成 27 (2015) 年度の入館者総数は 53,201 人であり、平成 23 年度と比べるとおよそ 2 倍近くまで伸びている。【表 2-9-2】

【表 2-9-2】「過去 5 年間の図書館入館者数の推移」

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
28,844 人	38,964 人	48,665 人	44,265 人	53,201 人

なお、図書館の開館時間は 9:00 ~ 20:00 となっている（日曜・休日を除く）。

「メディアセンター」には、「PC ルーム」がある。「PC ルーム」は、個人の使用をはじめ、「パソコン演習」や「基礎ゼミ」、「ゼミ」等の講義で使用されている。また、公務員採用試験の直前対策講座である「サバイバルゼミ」では、提携専門学校のweb講義を視聴することができることから、同室にて受講する学生がいる。そのほか「法律討論会」や「模擬裁判」では、それぞれPowerPointを活用しているため、その作成準備をするなど、様々な目的で活用されている。ちなみに、「PC ルーム」には、常時、コン

コンピュータの操作指導のできる職員を配置していることから、学生が個別指導を受けられるようにするとともに、日常の機器の点検・整備を行うことによって、適切な運営・管理をしている。

運動場は、グラウンドの部分と隣接するテニスコート2面、テニスの壁打ちコート半面、フットサルコート1面、バスケットボールコート1面からなる。平成28(2016)年3月に人工芝化(透水性が優れ、衝撃に対してもクッション性があり、防塵効果もある)され【資料2-9-1】、5か所にLED照明を配置して夜間の使用も可能である。なお、これらを総称して、「サークルスクエア」(平成28(2016)年度より体育館と合わせた名称にした。)と呼んでいる。「サークルスクエア」は、「スポーツ健康科学(一般体育)」や部・サークル活動等で使用している。そのほか、大学行事である「学生親睦会」や「菊花節・体育大会」においても活用されている。【資料2-9-2】

「サークルスクエア」の点検・整備は、日常的に管財課職員が行っているほか、施工業者による定期的な点検を実施している。

なお、その他の体育施設として、「五常館」(剣道場)、弓道場、柔道場、体育館(「サークルスクエア」)、トレーニングルームがあり、「スポーツ健康科学」の講義や式典、部・サークル活動等で利用されている。また、キャンパス内には、約1キロに及ぶ「和敬の道」(遊歩道)が整備され、学生の基礎体力の増進に活用されている。これらの体育施設が安全・適切に使用されるよう、学生に対して利用上の注意事項を定めるとともに、学生課担当の教職員が管理・運営している。

なお、駐車場は、本学正門前の「白山通り」を隔てた向かい側に位置し、来訪者のための駐車スペースとして活用している。

以上のように、校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備は適切に運営・管理されている。

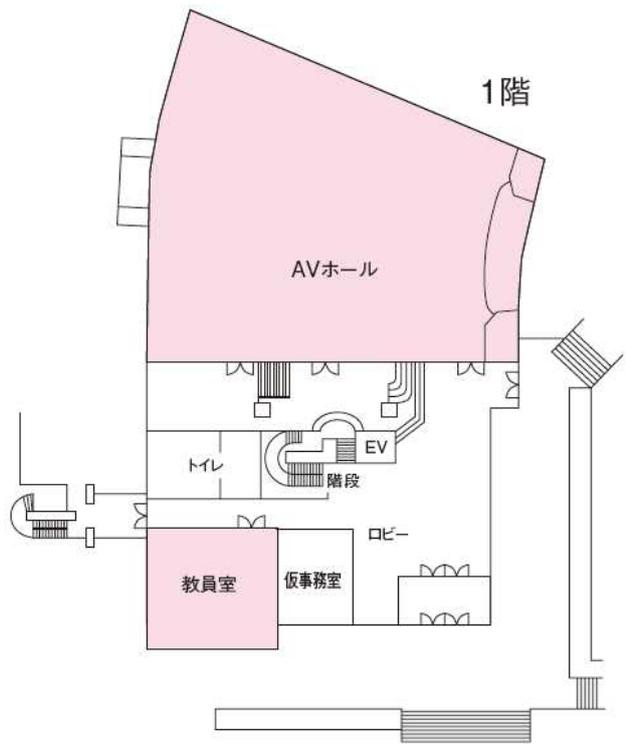
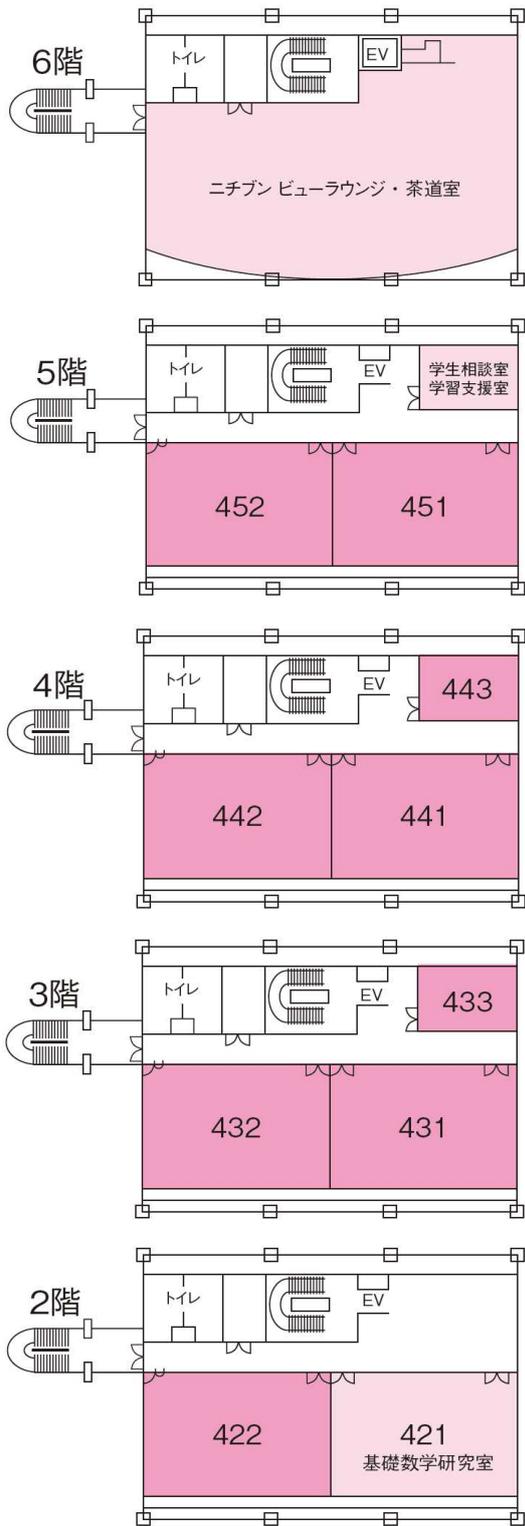


# 日本文化大學

【図 2-9-3】「八王子キャンパス 校舎等の概要」



4号館

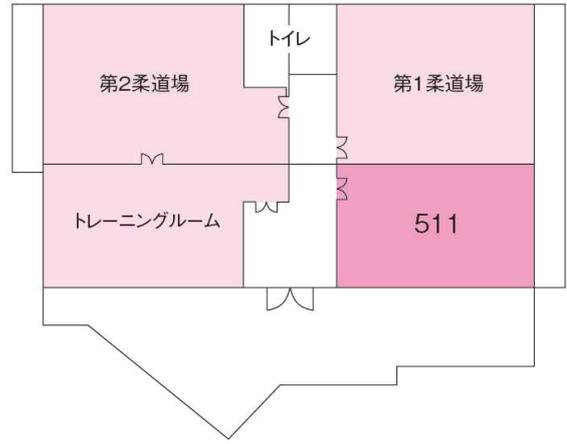


5号館 柏樹記念館

2階



1階



メディアセンター

1階



2階



「高田馬場学習センター」

「高田馬場学習センター」は、JR山手線、地下鉄東西線高田馬場駅から徒歩約1分の位置（新宿区高田馬場4-5-9）にある【図2-9-4】。立地条件の良さから、遠方からの受験生の入学試験会場としても使用されている。

【図 2-9-4】 「高田馬場学習センター」

高田馬場学習センター

所在地

〒169-0075

東京都新宿区高田馬場4-5-9

最寄の駅から

山手線、地下鉄東西線 高田馬場駅から 徒歩約1分



(JR早稲田口改札を出て左手に進み、一つ目の左に入る線路沿いの道を左折し、50M)

「日本文化大學総合グラウンド」

「日本文化大學総合グラウンド」は、京王線山田駅から徒歩約5分の位置（八王子市小比企町1658番）にある【図 2-9-5】。現在、地元の少年サッカーチームやゲートボールチーム、八王子地区の高等学校陸上部等にも定期的開放して有効に活用している。

【図 2-9-5】 「日本文化大學総合グラウンド」

小比企総合グラウンド

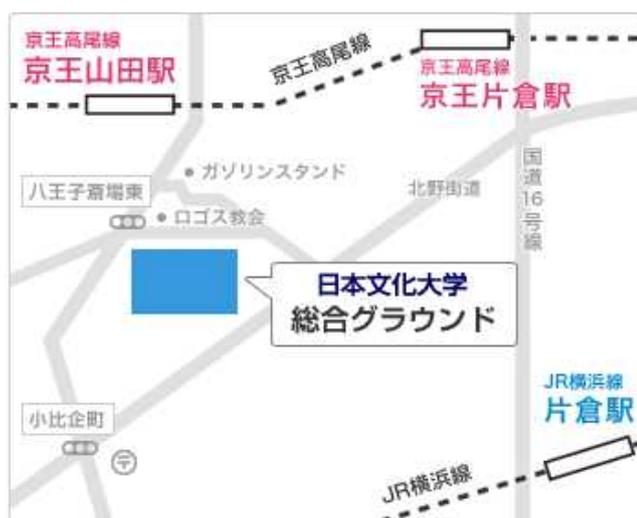
所在地

〒193-0934

東京都八王子市小比企町1658番地

最寄の駅から

- 京王線 山田駅から 徒歩約5分



## 2-9- 授業を行う学生数の適切な管理

本学では、学生一人一人に目の行き届く教育を実現するために、建学以来1学年の定員を200人としている。

1学年を原則6クラスに分け、1クラスは40人前後である。必修科目の履修は、クラスごとに割り当てられている。1年次必修科目である「総合英語」・「文字と表現」、2年次必修科目である「英語コミュニケーション」は、クラス単位で講義を実施し、それ以外の必修科目は原則として2クラス単位で講義を実施している。このため、大半の必修科目は、2クラス単位の講義を週3コマ、同一教員が実施することを基本としていることから、1授業当たりの最大履修者総数は80人前後を原則としている。

さらに、初年度教育を目的とした1年次必修の「基礎ゼミ」は1クラスを2分して15~20人前後、及び専門教育への導入として開設されている2年次必修の「基礎ゼミ」は10~15人前後の履修者数である。3・4年次必修の「ゼミ」は、卒業論文の作成指導を行うため1ゼミあたり10人前後としている。

また、選択科目についても、授業の方法等の教育上の諸条件を考慮しながら授業を行うよう適切に管理している。

### (3) 2-9の改善・向上方策(将来計画)

本学では、現在、「キャンパス整備計画」に則って教育環境の整備・充実を計画的に推進してきている。今後とも、施設設備については、計画的・継続的に充実していく。

授業を行う学生数については、少人数制のメリットがいかされるよう、適切な管理に努める。

### [ 基準2の自己評価 ]

学生の受入れについては、その方針(アドミッションポリシー)を明確に設定し、『大方案内』や『入試要項』、ホームページ等で周知を図っており適切である。また、入学者の選抜方法についても、それぞれの入試区分ごとに「趣旨」が『入試要項』で明示され周知されている。これらの方針に基づいて、入学定員に沿った選抜が行われていることから適切である。

教育課程については、本学の「教育研究上の目的」を踏まえて「教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」が明示されており、この方針に基づいて段階的に授業科目が設置され、体系的に教育課程が編成されていることから適切である。

授業方法については、特に4年間に亘るゼミ制度を中心として双方向の授業やフィールドワークが実現されている。また、クラスを前提とした少人数制の授業を行うことによって、適切に授業を行う学生数が管理されている。授業方法の改善については、「FD委員会」を中心として、組織的に取り組まれている。

学修及び授業の支援については、全学的な支援体制を整備するとともに、教職員が協働しながら日常的に学生に対する支援が行われるような体制が整えられている。

単位認定、進級及び卒業認定については、「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」に従って、具体的な基準については「学則」に規定化されるとともに『学生便覧』に明記され、学生に対しては「ガイダンス」などを通して周知されている。また、教員に対

しては、年に2回開催される非常勤を含めた全教員が参加する「教育会議」において厳正な評価が行われるように周知徹底が図られている。

キャリアガイダンスについては、教育課程内外を通じて各種支援体制が整備され、「学生支援課」を中心としてキャリア形成支援が組織的に行われている。また、就職や進学に対する相談・助言体制についても適切に整備され運用されている。

教育目的の達成状況については、学生の出席状況や成績、各種資格取得状況、「授業に関するアンケート」、「授業実態調査」等の各種データを分析するとともに総合的に点検や評価が行われている。この分析結果については、教授会をはじめ「教育会議」において全教員に対してフィードバックされ、教育内容・方法及び学習指導等の改善に役立てられている。

学生サービスについては、学生生活の安定のため、学生サービス及び厚生補導のための組織が適切に整備されるとともに機能している。また、奨学金等の経済支援や課外活動への支援も行われている。学生生活全般に関して、学生の意見や要望を汲み上げる仕組みが整備され、その一部については学内外に積極的に周知されている。

教員については、本学の教育目的及び教育課程に即して、大学設置基準の規定に従って必要な専任教員数及び教授数が確保され、適切に配置されている。教員の資質及び能力向上のために、「FD 研修」が適切に行われている。教養教育の実施のために、「教養教育検討委員会」が設置され、学士課程に必要とされる教養教育の充実を図っている。

教育環境については、校地、校舎、設備、図書館等の教育環境が適切に整備されるとともに管理運用されている。

授業のクラスサイズについても、少人数制の特長をいかしながら授業形態に応じて適切な規模で行われ、管理されている。

以上のことから、基準2の各基準項目については、いずれもその基準項目を満たしていると評価できる。

### 基準 3 . 経営・管理と財務

#### 3 - 1 経営の規律と誠実性

##### 3 - 1 の視点

3-1- 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1- 使命・目的の実現への継続的努力

3-1- 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1- 環境保全、人権、安全への配慮

3-1- 教育情報・財務情報の公表

##### (1) 3 - 1 の自己判定

「基準項目 3 - 1 を満たしている。」

##### (2) 3 - 1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-1- 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学を設置する法人である「学校法人柏樹式胤学園」は、「歴史と伝統とに立つ悠久の日本文化の根本を尊びこれを学問的に探究して各種の日本学術の発展を伸揚し、父祖の良風と美俗とを継承して、日本文化進運に貢献する至誠の国民を育成するを建学の主旨とし、教育基本法と学校教育法に則り、教育と学問研究とを行うのを目的」（「学校法人柏樹式胤学園寄附行為」【資料 3-1-1】（以下、「寄附行為」という）第 3 条）としている。以上の目的を達成するため、理事会及び評議員会を中心として経営の規律と誠実性の維持に努めている。理事長の業務執行は、理事会の決議のほか、「稟議規程」【資料 3-1-2】、「経理規程」【資料 3-1-3】などの規程に基づいて誠実かつ適切に行われている。

理事、評議員、監事の選任については、「寄附行為」に定められている通り、適切に実施されている。理事会及び評議員会は、定期的で開催され【資料 3-1-4】、監事の業務監査【資料 3-1-5】、監査法人による会計監査も適切に行われている【資料 3-1-6】。なお、利益相反に関しては、「寄附行為」第 15 条第 12 項において「理事会の決議については、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。」と明記されている。

以上のように、「寄附行為」及び他の規程に基づき、経営の規律と誠実性は保たれ、誠実に執行されていると評価できる。

#### 3-1- 使命・目的の実現への継続的努力

本学の使命・目的を継続的に実現するために、教学部門においては、教授会を原則として月 1 回のペースで開催し、さらに必要と認める場合には臨時教授会を開催し（「教授会規程」第 3 条第 2 項）、審議を行っている。経営部門においては、理事会・評議員会を定期的で開催し、また必要に応じて臨時に理事会を開催し、経営に関する事項を審議し、決定している。

このように、本学の使命・目的の実現に向けて、理事会・評議員会・教授会の組織体が協働して継続的に努力していることは、評価できる。

### 3-1- 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

「寄附行為」第 3 条において、「教育基本法と学校教育法に則り、教育と学問研究とを行う」と規定され、本学「学則」を始めとする諸規程は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準に則って整備され、教職員はこれら法令や諸規程を遵守している。また、「就業規則」においても「法令、この規則及びその他の諸規則を遵守し、上司の指揮命令に従ってその職務を誠実に遂行しなければならない。」（「教育職員就業規則」【資料 3-1-7】第 10 条第 1 項、「事務職員就業規則」【資料 3-1-8】第 13 条第 1 項）と定め、いわゆる法令遵守条項を設けている。

なお、平成 26（2014）年 8 月 26 日文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に従って「日本文化大學研究活動の不正行為に関する規程」を整備し、平成 28（2016）年 3 月 1 日から施行させている【資料 3-1-9】。また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25（2013）年法律第 27 号）、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15（2003）年法律第 57 号）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成 26（2014）年 12 月 11 日）に基づき、「特定個人情報取扱規程」【資料 3-1-10】を整備し、平成 28（2016）年 3 月 1 日から施行させている。

以上のように、大学の設置、運営に関する必要な規程を定めるとともに、教育法令の改正にあわせて「学則」等の諸規程が適正に改正され法令遵守に努めていることは、評価できる。

### 3-1- 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、キャンパス内の環境整備や CO2 削減などの省エネルギー対策に取り組んでいる。具体的施策として、裏山に「和敬の道」（遊歩道）を整備し、裏山の森林管理等を行うことができるようにするとともに、新たな学生の憩いの場とした。空調設備については、4 号館及び蜷川会館の設備の改修を行い、省エネ技術を取り入れた機器を導入した。また、夏季の節電対策を実施すると共に、原則として 5 月 1 日から 10 月 31 日までクールビズを毎年実施している。

労働条件については、「教育職員就業規則」・「事務職員就業規則」・「日本文化大學非常勤講師契約書兼労働条件通知書」で、それぞれ定められている。ハラスメント防止については、「セクシャルハラスメント防止規程」【資料 3-1-11】を設けるなど、教育・研究の場である大学で、すべての学生・教職員がお互いに人格を認め合うよう、ハラスメント防止に努めている。個人情報の取り扱いについては「個人情報保護規程」【資料 3-1-12】及び「個人情報保護委員会規程」【資料 3-1-13】を定め対応している。公益通報については、「公益通報に関する規程」【資料 3-1-14】を設けて対応している。

安全への配慮としては、総務部が危機管理体制の業務を行っており、迅速・的確な危機管理を行うことができるように努めている。「危機管理規程」【資料 3-1-15】に則り、火災・震災等の災害予防と人命の安全確保を図っている。さらに、各校舎棟の防火管理者を定める【資料 3-1-16】とともに、年 2 回程度、防災訓練、避難訓練を実施している【資料 3-1-17】。訓練に当たっては、毎年 1 回「八王子消防署北野出張所」より隊長及

び隊員の方々を派遣してもらい、実際に「水消火器」を利用した初期消火訓練や、「AED（自動体外式除細動器）」の操作方法の講習会を実施することによって、教職員及び学生の消防機器の操作方法の習熟に努めている。そのほか、大規模災害発生に備えて、飲料水・簡易食料を800セット備蓄している。

建物・設備については、建築基準法による建築設備の法定点検を専門業者が、毎年行っている【資料 3-1-18】。学内消防設備の点検は、年2回専門業者が行っている【資料 3-1-19】。

警備については、警備保障会社に委託して、夜間宿直も含め、警備員を配置し、学内への不審者侵入防止を図っている。正門には防犯カメラを設置している。防犯対策としては、2人の専門警備員を雇用し、キャンパス内・外を常時巡回し防犯対策に努めている。そのほか教職員3・4人が、曜日を決めて巡回を行い学外者への対応のほか学生の安全面に注意をし警備を強化している。

以上のように、環境保全、人権、安全については、適切に配慮されていると評価できる。

### 3-1- 教育情報・財務情報の公表

学校教育法施行規則第172条の2「教育研究活動等の状況についての情報」のうち、第1項第1号「大学の教育研究上の目的に関する事」から第9号「大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事」及び教育職員免許法施行規則第22条の6「教員の養成の状況についての情報」第1項第1号「教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関する事」から第6号「教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関する事」については、本学のホームページで公開している【資料 3-1-20】。

財務情報については、私立学校法の改正に伴い、「寄附行為」を改正するとともに、「財務書類閲覧規程」【資料 3-1-21】を制定し、財産目録、貸借対照表、収支計算書（資金収支計算書、事業活動収支計算書）及び、事業報告書を大学の事務室に備え付け、本学のステークホルダーから開示請求があった場合は開示するとともに、本学のホームページでも開示している【資料 3-1-22】。その他、全教員に対しては、春の「教育会議」において、学生及び保護者に対しては入学式後の「ガイダンス」【資料 3-1-23】等にてその概要を説明している。

以上のことから、教育情報及び財務情報の公表については、適切に開示されていると評価できる。

### (3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

経営の健全性は、法人全体では引き続き、維持されている。今後も、環境保全や人権、安全に対して配慮するとともに、関係法令の改正に応じて、経営の規律と誠実性の維持向上に努めていく。

### 3-2 理事会の機能

#### 3-2の視点

#### 3-2- 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### (1) 3-2の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

##### (2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学を取り巻く激しい環境変化に対応し、大学の中長期的な成長と発展をもたらす、戦略的な意思決定が迅速に行えるように体制を整備してきている。

法人の最高意思決定機関である理事会は、平成 27（2015）年現在、常勤理事 5 人で構成されており【資料 3-2-1】、すべての理事が、学校法人の管理・運営に責任をもって参画している。その選任区分は、日本文化大學学長、評議員の中から評議員の互選によって選任したものが 1 人、本学園の建学の精神及び趣旨に則る学識経験者の中から理事会において選任したものの 3 人、となっている【資料 3-2-2】。なお、「寄附行為」第 12 条により各理事に代表権はなく、法人の代表権は理事長のみに与えられている。「寄附行為」第 11 条に規定されている通り、「理事長は、法令並びにこの法人の建学の精神及び主旨により寄附行為に規定する職務を執り行うとともに、この法人内部の業務を総括し、この法人の業務について、この法人を代表する」。各理事は理事長を補佐し、法人及び日本文化大學の業務を分掌している。理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開くことができない。議事は、法令及び「寄附行為」に別段の定めがある場合を除き、出席した理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。別段の定めとは、「寄附行為」の変更に関する議決であり、この場合は、出席した理事の 3 分の 2 以上の賛成が必要である。平成 27（2015）年度中に 7 回開催された理事会における理事の出席状況は 100%であり【資料 3-2-3】、適切な意思決定が行われている。

以上のように、理事会は適切に運営され、迅速かつ的確に意思を決定する体制を整えていると評価できる。

##### (3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

理事会の構成員は、豊かな識見と社会経験を有し、法人の運営に寄与しうる人材の参画を求めていくなど、今後とも状況の変化に対応した意思決定ができるよう理事会の機能強化等を図っていく。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

#### 3-3の視点

#### 3-3- 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

#### 3-3- 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

##### (1) 3-3の自己判定

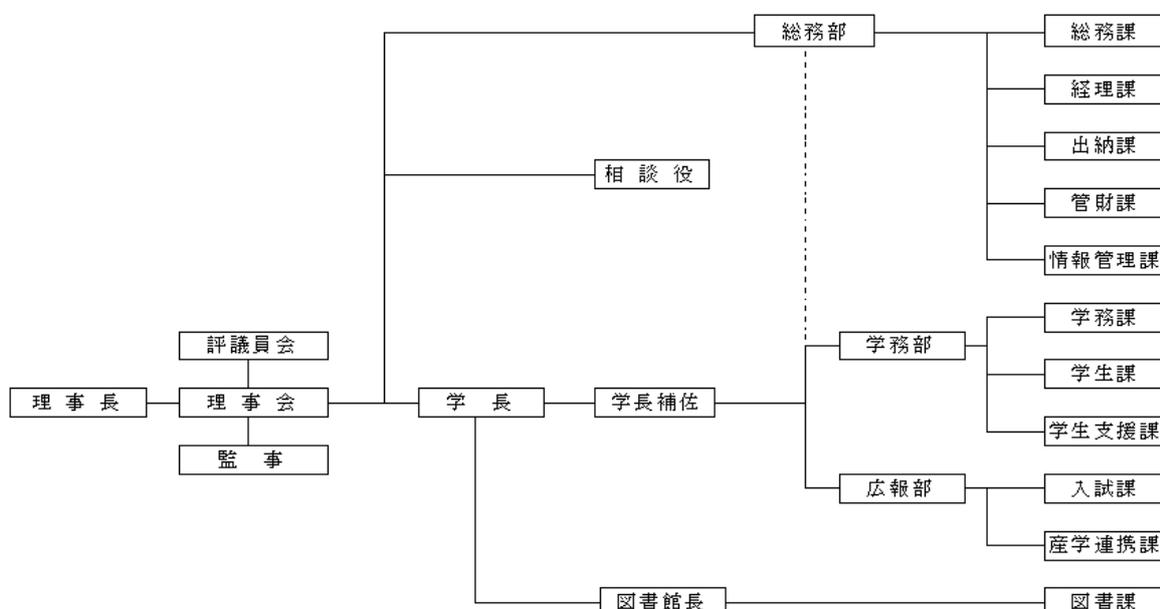
「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由 ( 事実の説明及び自己評価 )

3-3- 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学の教育研究組織及び運営機構は、法人全体を含めて、「学校法人柏樹式胤学園・日本文化大學組織機構図」【図 3-3-1】【資料 3-3-1】の示す通りである。本学では、「学則」【資料 3-3-2】第 64 条に基づき、教授会が設けられている。教授会は、学長が「決定を行うに当たり意見を述べるものとする」(「学則」第 65 条)との規定から明らかなように、審議事項の最終決定の権限と責任は明確に学長が有している。また、学長の職務を補佐する組織として、学長補佐(「学則」第 62 条)が置かれるとともに、教育・研究・校務等の円滑な運営を図るため、「各種委員会」【表 3-3-1】が設置されている。実際に本学学長は、学長補佐・各種委員会・教授会等を通して、様々な課題について学内の意見を聴取し、最適な意思決定を行っており、本学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性は確かなものとなっていると評価できる。

【図 3-3-1】「学校法人柏樹式胤学園・日本文化大學組織機構図」



【表 3-3-1】「各種委員会」

個人情報保護委員会	危機管理委員会	危機対策本部
自己点検・評価検討委員会	学生指導委員会	入学試験委員会
FD 委員会	教職課程指導委員会	セクハラ防止委員会
学務委員会	教養教育検討委員会	図書館専門員会議
柏樹論叢編集委員会	柏樹賞選考委員会	研究者等倫理委員会

3-3- 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長は、「校務をつかさどり、所属職員を統督」(「学則」第 62 条)する本学の最高意思決定者である。学長を補佐する機関として、学長補佐を置いている。学長補佐は「学

長を助け、命を受けて校務をつかさどる」(同条第2項)役割を担い、その限りにおいて権限と責任を有している。

教授会は、「学則」第65条で次のように規定されている。

「本学園寄附行為第3条及び学則第1条に基づき、創学時の教育会議の精神を引継ぎ教育目的を円滑に計ることを目的とし、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 教育課程に関すること。
- 二 学生教育に関すること。
- 三 学生の入学、転学、休学、退学及び卒業に関すること。
- 四 学生の賞罰、指導及び厚生に関すること。
- 五 その他学長の諮問したこと。」

本学では、この規定通り教授会が運営されている。教授会の構成員は「理事長、学長、教育研究に直接携わる教授、准教授、講師及び学長が別に指定する教職員」(「学則」第64条第2項)となっており、本学関係者から幅広く意見を聴取し、学長が適切な意思決定できる体制となっている。学長の意思決定と業務執行における権限の発揮と、適切なリーダーシップを発揮できるようにしている。本学では、毎朝、執行部による打ち合わせを行い、懸案事項については迅速に学長に報告し、学長が適切な判断が下せるようにしている。また、学長の方針は、学長を含む毎朝の全教職員による「朝礼」により遅滞なく伝達され、適切な業務運営がなされている。

以上のことから、本学の意思決定や業務執行における学長のリーダーシップは適切に発揮できるように整えられていると評価できる。

### (3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

今後とも、学内の意思決定がスムーズに行われ、また学長のリーダーシップが適切に発揮できるよう、意思決定組織の整備、調査・企画を含め、総務部を中心として業務執行の補佐体制の充実をさらに図っていく。

## 3-4 コミュニケーションとガバナンス

### 3-4の視点

- 3-4- 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4- 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4- リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

### (1) 3-4の自己判定

「基準項目3-4を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由 ( 事実の説明及び自己評価 )

### 3-4- 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

「寄附行為」【資料 3-4-1】第 6 条により、理事の 1 人は学長であり、現在、学長は理事を兼ねていることから、管理部門と教学部門との連携は保たれている。

教授会には、理事長及び学長がともに出席し、理事会の決定事項等は適宜教授会に報告される。また、同時に、教学部門の状況や課題等を管理部門も遅滞なく把握できる。本学では、毎日 8 時 10 分に「執行部の打ち合せ」が行われる。学務、学生指導をはじめ、各部門で発生する日々の課題や問題を中心に、対応策についての意思統一を図っている。その後、理事長、学長以下、すべての専任教員及び職員が出席する毎朝 8 時 30 分の「朝礼」で、管理部門及び教育部門の各分掌から連絡事項等が報告され、専任の教職員全員が情報を共有し、一致した対応・指導を行っている。

以上のように、本学では日常的な管理部門と教学部門の連携により、情報の共有やコミュニケーションが図られており、意思決定と情報伝達が円滑に行われていると評価できる。

### 3-4- 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

監事は、「寄附行為」第 7 条に基づいて、「理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て、理事長が選任する」。監事は、現在 2 人選任されており【資料 3-4-2】、「寄附行為」第 14 条に掲げられている職務を適切に遂行している。具体的には、監事は、法人の業務及び財産の状況について意見を述べ、その業務執行状況を監査している。さらに、監事は、監査法人と適宜連携し、決算に立ち会って収支決算及び財産の状況について監査を行い、その後、その内容について監査報告書を作成して理事長に監査結果を報告している【資料 3-4-3】。また、文部科学省主催の「学校法人 監事研修会」に毎年参加し、資質・能力の向上に努めている。

評議員会は、「寄附行為」第 18 条に基づいて設置・開催され、「寄附行為」第 22 条に基づき選任され第 20 条に定める事項について理事長の諮問に応え、あるいは役員に意見を述べる。定例の評議員会は、2 月と 5 月に招集される。2 月の評議員会には、理事長より、理事会開催前に補正予算・事業計画及び予算等に係る意見が求められ、5 月には、理事会開催後に前年度事業報告・決算報告等が行われるほか、監事の前年度監査報告等が行われる。

### 3-4- リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は、法人の代表として、建学精神に基づき、理事会等を通して適切なリーダーシップを発揮している。学長は、「校務をつかさどり、所属職員を統督」(「学則」第 62 条及び「学長に関する規程」【資料 3-4-4】第 2 条)し、法人と連携しながら本学の教育改革・改善にリーダーシップを発揮している。

また、ボトムアップに関しては、各種委員会等からの意見・提案等を取り入れるとともに、日々の「執行部の打ち合せ」、理事長から一職員に至るまでが参加する専任教職員全員出席の「朝礼」において、各組織及び各人の意見を取り入れる場がとられている。

一例を述べると、過日の「朝礼」の主な内容は、当日のガイダンスの人員配置・内容・配布物等の確認、昨日の学内巡回の様子、管財関係の工事業者、本日の学校見学者並びに来訪者の予定等である。このように、学務から管財にいたるまで報告と必要に応じた打ち合わせがなされている。

本学では、小規模大学の利点をいかして、日常的にリーダーシップとボトムアップが迅速に図れる場も設けられており、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営がなされていると評価できる。

### (3) 3-4の改善・向上方策(将来計画)

法人と大学間の連携、コミュニケーションは、理事会・評議員会・教授会等を中心に円滑に図られ、ガバナンスも適切に機能している。大学を取り巻く環境が大きく変化する中で、適切に変化に対応できるよう、各部門間のコミュニケーションをとりつつ相互チェックを果たすような大学運営を、さらに推し進めていく。

また、日々の「朝礼」により教職員相互のコミュニケーションは密なものとなっており、引き続き本学の特色として、「朝礼」の効果的な運用を図るなど、小規模法人ならではの利点を生かし、学園全体の更なるコミュニケーションの向上に取り組んでいく。

## 3-5 業務執行体制の機能性

### 3-5の視点

- 3-5- 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編成及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5- 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5- 職員の資質・能力向上の機会の用意

### (1) 3-5の自己判定

「基準項目3-5を満たしている。」

### (2) 3-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

- 3-5- 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編成及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

学校法人柏樹式胤学園日本文化大學は、「学校法人柏樹式胤学園・日本文化大學組織機構図」【図3-3-1】に示す通り、柏樹式胤学園の理事会、評議員会、監事、及び教育研究を担当する日本文化大學で構成されている。

総務部には、総務課、経理課、出納課、管財課、情報管理課が置かれている。学務部には、学務課、学生課、学生支援課が置かれ、広報部には、入試課、産学連携課が置かれている。総務課は、主に学園業務の連絡調整、理事会、評議員会、教職員に関すること等を分掌し、経理課は、予算の編成、予算の実施及び決算に関すること等の業務を、出納課は、出納管理、学費、給与に関すること等を分掌する。管財課は、土地建物その他の施設の営繕及び維持管理に関すること等を分掌する。情報管理課は、入学試験、学籍簿、成績等の情報の管理に関すること等を分掌する。その他、各課の事務分掌については、「事務組織及び分掌規程」【資料3-5-1】に基づき明確に示され、各部課相互に連

携のもと、業務は円滑に執行されている。法人及び大学の事務実務は職員が担当しており、教職員がその連携を図りながら業務を行っている。

以上から、大学の目的を達成するために必要な教職員を適切に配置し、効率的な事務処理を図り、他部署との連携を実現する執行体制が確保されていると評価できる。

### 3-5- 業務執行の管理体制の構築とその機能性

法人における業務執行の管理体制については、理事会が法人全体の業務執行を管理している。大学における業務執行の管理は、毎月開催される「教授会」を中心に行われている。「教授会」では、理事会等の方針及び決定事項を伝達するとともに、各部門からの業務報告を通じて情報を共有化し、教育研究支援の一層の円滑化を図っている。これらに限らず、毎朝の「執行部の打ち合せ」や「朝礼」において各課からの報告や相談が、随時機動的に行われており、事務組織の末端に至るまで徹底するよう図られている。業務執行の管理体制は、理事会、監事、教授会を通じ構築され、理事長、学長、各部長の執行責任者の指揮命令の下、その機能が十分に発揮されており、評価できる。

### 3-5- 職員の資質・能力向上の機会の用意

職員の資質・能力向上のための取り組みの面では、新任職員に対して学内の仕組み等についてOJTベースで研修を実施しているほか、業務全般について、先輩教職員より電話の受け答え、書類の作成方法等、日常の教育業務一つ一つについて、懇切丁寧に指導している【資料3-5-2】。毎日の「朝礼」・「終礼」においては、当日の行事、各部署の業務分担等が議題となり、共有すべき問題についてはその対応策等を教職員が一体となって考案すると共に情報の共有化を図り、教育業務に支障のないよう徹底を図っている。

また、教員の「FD研修会」等にも職員が出席することによって教職員が共通の認識をもち、教員・職員の枠にとらわれない柔軟な姿勢で研修を行っている。なお、「SD・FD研修」として、外部講師を招聘して最近実施した研修は次の通りである。

平成28(2016)年3月19日(土) 安田賢治氏

「今年の大学入試の傾向と今後の大学の質の向上について」

平成28(2016)年3月24日(木) 伊藤敏弘氏

「大学機関別認証評価の概要及び基準項目について」

毎年3月と9月に実施の専任・非常勤教員が一同に会する「教育会議」にも法人役員、事務職員が出席し、大学の教育方針、大学各部課の必要情報を共有している。その他、日本学生支援機構の奨学金説明会、日本私立学校振興・共済事業団の事務担当者説明会、文化庁図書館等職員著作権実務講習会、八王子税務署の講習会等に職員を参加させており、研修の内容を迅速に周知し、その対応にあたるなど、職員の資質向上に努めている【資料3-5-3】。

### (3) 3-5の改善・向上方策(将来計画)

効率的な業務の執行を図るため、全職員は建学精神を基礎とし、各担当部署にとどまらず常に本学全体の職務を把握しながら自身の担当職務を遂行できるよう、職員の資質・能力の向上に取り組んでいく。職員の資質・能力の向上には、定期的な内部研修の

開催、外部研修、「朝礼」・「終礼」をはじめとする日常業務の中での課題の共有化と解決策の検討、それに伴う素早い対応等により業務を執行しているが、引き続いて実施する。さらに、効果的な外部研修会への参加を検討し、職員の資質向上に努める。

### 3-6 財務基盤と収支

#### 3-6の視点

3-6- 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6- 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

「基準項目3-6を満たしている。」

(2) 3-6の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-6- 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

18歳人口の減少時代を迎え入学志願者が減少する中で、本学も平成26(2014)年以降入学者数がやや停滞している。しかし、帰属収支は収入超過を維持している。学生募集・広報の強化については大学全体で創意工夫を図り取り組んでいる。支出面では、まず、教育研究の整備・充実のため平成19(2007)年度より、4か年ベースで「キャンパス整備計画」【資料3-6-1】を立て、平成27(2015)年度から第3次計画に入っている。また、平成28(2016)年度の予算編成に際しては、「平成28(2016)年度事業計画」【資料3-6-2】及び「3年間の中長期的計画」【資料3-6-3】を策定して、収支バランスの確保及び適切な財務運営の確立を目指している。人件費の縮減や管理経費の削減については、無駄を省き、効率的な運営に注力している。

3-6- 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

法人全体の帰属収支のバランスは、帰属支出超過もなく健全で、必要な経費は確保されている。本学の財務状況【資料3-6-4】は、平成23(2011)年～26(2014)年度の帰属収支及び平成27(2015)年度の基本金組入れ前の教育収支差額はいずれも収入超過となっている。また、超過額は減少傾向にあるものの堅調で、財務基盤は確立されている。現金以外の運用資産は、「資金運用規程」【資料3-6-5】に基づき、安全性が高い大手都市銀行の定期預金のみで、有価証券、デリバティブ等による取引は、一切行っていない。なお、本学は、昭和53(1978)年建学以来、今日に至るまで、寄付金及び学校債等は募集していない。

(3) 3-6の改善・向上方策(将来計画)

本学における過去5年間の収支バランスは確保されている。しかし、本学の事業収入は、教育活動のみであるため、学生数の多寡が各事業年度の収入を決定する。平成25(2013)年度までの学生数は、収容定員の800人を大幅に超え、財務基盤は極めて安定していたが、平成26(2014)年度から入学生数の停滞によって収入の減少がみられる。安定した財務基盤を継続的に維持するため、入学者の定員確保及び在学生の減少を防ぐ努力を全学的に推進していく。特に、入学定員の確保に関しては、受験者数を増やすこ

とが重要であり、広報部を中心として、広報活動に一層の創意工夫と努力を図っていくとともに、平成 31 (2019) 年度までには収容定員の学生数 800 人を確保することで、収支バランスの安定に大学をあげて全力を傾注する。なお、平成 27 (2015) 年度は、基本金組入前では収入超過となったが、「楽工舎(本館)」建設による第 2 号基本金の組入れのため、支出超過となっている。これは、特殊事情であるが、今後 3~4 年間続くので、留意していく。中長期の資金運用については、平成 26 (2014) 年度に制定した「資金運用規程」に基づき従来通り、安全・堅実を柱とした資金運用を図っていく。

### 3-7 会計

#### 3-7 の視点

#### 3-7- 会計処理の適正な実施

#### 3-7- 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### (1) 3-7 の自己判定

「基準項目 3-7 を満たしている。」

##### (2) 3-7 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 3-7- 会計処理の適正な実施

会計処理に当たっては、今年度より適用を義務づけられた新学校法人会計基準(平成 25 (2013) 年公布、文部科学省令第 15 号)・企業会計原則等の会計指針、法人税法、所得税法、消費税法その他の税法等の法規及び「寄附行為」、「経理規程」【資料 3-7-1】等の諸規程に基づき適正な会計処理を実施している。これらの会計処理を実施する上で、法令等の解釈が不明確な場合は、その都度、公認会計士及び日本私立学校振興・共済事業団の経営相談センター等に直接確認するほか、税務については、所轄の税務署に判断を求め、これらの業務を適正に実施している。なお、本学では、収益事業は行っていないので、法人税、消費税の納付はなく、所得税のみである。

#### 3-7- 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学では、公認会計士による会計監査(外部監査)と監事による監査を受けている。公認会計士の監査については、監査契約を締結し【資料 3-7-2】、理事会・評議員会の議事録、稟議書等を基に経理伝票や証憑類・取引内容等について監査を受けている。監事 2 人は、理事会及び評議員会に出席し、法人及び大学の業務を監査している【資料 3-7-3】。以上のことから、会計監査体制が適切に整備され厳正に実施されていると評価できる。

##### (3) 3-7 の改善・向上方策(将来計画)

会計処理については、学校法人会計基準等の会計指針、法人税法等の法規及び「寄附行為」、「経理規程」等の諸規程に基づき、適正な会計処理を引き続き行っていく。また、会計監査については、私立学校法及び私立学校振興助成法に基づき、適正に会計監査を実施していく。外部監査と監事との連携を一層図るとともに、不正の防止、コンプライアンスの遵守等、更なる監査体制の構築に向けて取り組んでいく。

**〔基準3の自己評価〕**

法人は、最高意思決定機関である理事会のもとで、コンプライアンスにかかわる法令及び諸規程に則った規律ある経営に努めるとともに、学長を中心とした「教学部門」との有効な連携及び適切な業務管理により、使命・目的の実現のために継続的な努力を積み重ねてきている。また、環境保全、人権、安全に配慮した大学運営を行っている。教育情報及び財務情報は、ホームページ、刊行物、閲覧等により適切に開示されている。理事会の運営は、機動的・戦略的に対応できるように行われており、監事及び評議員会は理事会に対し、チェックを行う仕組みとして、有効に機能している。

本学では、学長の権限と責任は、明確に確立している。また、本学の教育の質の向上及び特色ある教育を推進するために、法人と大学間との相互の連携と意思疎通は充分図られ、理事長及び学長によるリーダーシップとボトムアップのバランスとれた迅速で、的確な意思決定がなされるなど、本学のガバナンスは有効に機能している。業務の執行体制については、「学校法人柏樹式胤学園・日本文化大學組織機構図」により所掌業務の分担範囲及び内容を定め、適切に機能している。また、職員の資質・能力向上のため職員研修を実施している。

財務面については、学生生徒等納付金収入の安定的確保を基盤に、健全な学園経営に取り組んでいる。さらに、収支バランスの適正化に努めている。また、会計については、外部監査、監事による監査との連携による厳重なチェックを行うなど、適正な会計処理と管理体制を敷いている。

以上のように、経営・管理と財務の面で基準3を満たしていると評価できる。

## 基準 4 . 自己点検・評価

### 4 - 1 自己点検・評価の適切性

#### 4 - 1 の視点

4-1- 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1- 自己点検・評価体制の適切性

4-1- 自己点検・評価の周期等の適切性

#### (1) 4 - 1 の自己判定

「基準項目 4 - 1 を満たしている。」

#### (2) 4 - 1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-1- 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学は、「学則」【資料 4-1-1】第 6 条において、「本学の自己点検・評価のため、日本文化大學自己点検・評価検討委員会を設ける。」と定め、自己点検・評価については「自己点検・評価検討委員会」を中心として実施していくことが規定されている。なお、「学則」同条第 2 項には、同「委員会の運営に関する細目は、別に定める。」と規定され、具体的な細則については「自己点検・評価規程」に定められている。

「自己点検・評価規程」【資料 4-1-2】第 1 条には、「学校教育法第 109 条第 1 項の定めるところに基づき、学校法人柏樹式胤学園・日本文化大學の教育・研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育・研究等」という。）の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行う」と規定し、この原則に基づいて自己点検・評価を実施している。

自主的・自律的な点検及び自己評価を担保し、「日本文化大學の教育・研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成する」ことを目的として、「日本文化大學自己点検・評価検討委員会」（同規程第 2 条）を設置している。なお、同委員会の構成員は、「学長及び理事長が推薦した教職員 3 名」及び「総務部長」である（同規程第 3 条）。

本学が、自己点検・評価の対象として設定している事項は、『自己点検・評価規程』施行細則【資料 4-1-3】第 3 条で次のように定められている。

#### （自己点検・評価の対象）

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を基本に評価を実施する。

- 一 建学の精神に基づく教育
- 二 教育課程改善の進捗状況
- 三 学生指導
- 四 専門領域に関する研究活動
- 五 キャリア支援のための施策
- 六 財務
- 七 社会連携
- 八 その他規程第 1 条が定める点検・評価の対象となる事項

以上の項目を踏まえ、本学では公益法人日本高等教育評価機構の評価基準に準拠して、自己点検・評価を実施している。

なお、同施行細則第4条には、「教職員は、平常の勤務に際し、前条各号に関し、業務の改善に資すると考えられる事項を認めるときは、委員会及び関係各部署に連絡することに努めるものとする。」と規定されている。

#### 4-1- 自己点検・評価体制の適切性

「自己点検・評価検討委員会」の事務は、総務課が行う（「自己点検・評価規程」第9条）。「自己点検・評価検討委員会」の委員の1人として、必ず「総務部長」が選任されることが規定化されているため（「自己点検・評価規程」第3条第1項第2号）、自己点検・評価にかかわる事務については円滑に進められるよう配慮されている。

「自己点検・評価検討委員会」委員長は、「委員の互選により決定」（同規程第3条第2項）され、委員長は「委員会を招集し、その議長となる。」（同規程第4条）。同委員会の任務については、「自己点検・評価規程」第7条に定められている。

（委員会の任務）

第7条 委員会は、次の事項を行う。

- 一 自己点検・評価を企画し、実施すること。
- 二 自己点検・評価結果に基づき報告書を作成の上、教授会の議を経て理事会に報告すること。
- 三 学外に公表することを必要としないと認める部分を除き、自己点検・評価実施結果を公表すること。
- 四 学校教育法第109条第2項に基づく認定評価機関による評価を受けることに関する事務
- 五 その他自己点検・評価の実施上必要な事項

なお、同規程第8条には、「理事長及び学長は、自己点検・評価実施結果の活用に努めるものとする。」と規定され、自己点検・評価結果を教育改善の向上に役立てる体制を整え、恒常的な実施体制が適切に構築されている。

#### 4-1- 自己点検・評価の周期等の適切性

本学では、次の通り自己点検評価書を作成し公表してきた。

平成12（2000）年に「自己点検・評価規程」が施行され、本学独自の基準を設定し翌平成13（2001）年6月に『平成12年度自己点検・評価概要』を自主的に作成し公表した。

認証評価制度の開始以降では、平成20（2008）年度に自己点検・評価を行い『平成20（2008）年度自己点検・評価報告書』を平成21（2009）年4月に公表した。

その後、平成22（2010）年度には、日本高等教育評価機構の受審と兼ねて、自己点検・評価を実施した。その結果、同機構より平成23（2011）年3月25日付けで「平成22年度大学機関別認証評価の結果 本評価機構が定める大学評価基準を満たしているこ

とを認定する」旨の認定を受けた【資料 4-1-4】。

そして、平成 26（2014）年度に自己点検・評価を行い『平成 26（2014）年度 自己点検・評価報告書』【資料 4-1-5】を作成し、平成 27（2015）年 4 月に公表した。

平成 28（2016）年度には、再び日本高等教育評価機構による認証評価を受審する。

このように、本学の自己点検・評価の周期は、認証評価制度が開始された以降は、「『自己点検・評価規程』施行細則」第 2 条の「自己点検・評価報告書は、おおむね 4 年に一度作成するものとする。」との規定に従って周期的に適切に行われている。

### （3）4-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の体制及び周期等については、実務上、特段の問題は発生していないが、大学の使命・目的に即した教育研究活動の改善向上を図るため、周期的に自己点検評価を実施していく体制を維持する。

## 4-2 自己点検・評価の誠実性

### 4-2 の視点

4-2- エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2- 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2- 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

#### （1）4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

#### （2）4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-2- エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

自己点検・評価に当たっては、自己点検・評価業務の基幹となる「自己点検・評価検討委員会」から各担当部署・委員会に対して評価基準を明示するとともに、自己点検・評価作業に必須となる学校基本調査や財務諸表等に基づく数値データ、「寄附行為」並びに「学則」を始めとする学内諸規程、各会議体の議事録等のエビデンスに基づいて、関係法令に照らして客観的に行うように周知している。『自己点検・評価報告書』を作成する際には、基準項目に従った記述がなされ、記述内容とエビデンスとの整合性がとれているのか等、検証を繰り返しながらまとめている。このような検証作業は、『自己点検・評価報告書』がエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を担保しているものとして評価できる。

### 4-2- 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

本学の現状を把握し、自己点検・評価のための十分な調査・データを収集するため、「自己点検・評価規程」第 9 条の規程に従って、その事務は、総務課が行うことになっている。総務課は、「学園業務の連絡調整」（「事務組織及び分掌規程」【資料 4-2-1】第 7 条第 1 号）や「理事会及び評議員会に関する」（同規程同条第 3 号）業務、「学則、諸規程の整備及び管理運用に関する」（同規程同条第 7 号）等の事務をつかさどることから、評価基準にかかわる各種数値データと意思決定組織の規程や議事録等のエビデンス

ス資料を適切に収集し整理している。そして、これらの資料を基礎として、各部署においてデータ分析が行われ自己点検・評価の際に活用されている。

#### 4-2- 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

『平成 12 年度 自己点検・評価概要』については、冊子として刊行され、すべての専任の教職員に配布して自己点検・評価結果の共有化を図るとともに、全国の主要な大学に送付した。『平成 20 (2008) 年度 自己点検・評価報告書』、『平成 22 年度 大学機関別認証評価 自己点検評価報告書・本編 [日本高等教育評価機構]』、『平成 26 (2014) 年度 自己点検・評価報告書』については、冊子として刊行しすべての専任教職員に配布したほか本学ホームページに掲載された【資料 4-2-2】。なお、平成 28 (2016) 年 5 月 1 日現在において、『平成 20 (2008) 年度 自己点検・評価報告書』はホームページから削除されている。以上のことから、自己点検・評価結果については、学内共有が図られているとともに社会への公表がなされており、適切であると評価できる。

#### (3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

自己点検・評価をエビデンスに基づいて適切に実施していくため、今後とも十分な調査・データを収集するとともに IR (Institutional Research) の観点を重視し、自己点検・評価報告書を作成する。

#### 4-3 自己点検・評価の有効性

##### 4-3 の視点

#### 4-3- 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

##### (1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

##### (2) 4-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

本学では、自己点検・評価の結果を活用して必要な改善方策を講じているところであるが、特に平成 22 (2010) 年度以降の自己点検・評価については、日本高等教育評価機構から通知された「評価報告書」を学内外に周知するとともに【資料 4-3-1】、各評価基準で指摘された改善事項及び参考意見については、すぐに対応可能なものは改善するとともに、長期的な課題については各部署において改善するように努めた。

その結果、教員の平均年齢を低下させたり、財務情報をホームページで公表したり【資料 4-3-2】、設備、校舎、体育館の拡充を図ったり、オフィスアワーを設定したり、「健康管理室」(校医を委嘱)を設置した。また、学食は大幅に改善され、売店も設置した。以上のような施策が改善されたことは、自己点検・評価の結果を大学運営の改善・向上につなげる PDCA サイクルの仕組みが構築されているといえることができる。

##### (3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

自己点検・評価をする際には、PDCA サイクルが機能しているかを前提としたものになるように「SD 研修会」等を活用して教職員に周知するとともに充実を図る。

**〔基準4の自己評価〕**

これまで本学は、自己点検・評価を一定の周期で自主的・自律的に実施するとともに、その結果内容については大学の教育活動の改革案の策定に活用してきた。自己点検・評価報告書の作成にあたっては、「自己点検・評価検討委員会」と関係部署との間で連携をとり、基準項目への対応やエビデンスとの整合性等の検証を繰り返しながらまとめられ、内容の客観性は担保されている。自己点検・評価の結果については、学内で共有化が図られているとともにホームページなどによって社会に公表されている。また、自己点検・評価結果を踏まえた改善への取り組みも行われており PDCA サイクルの仕組みが確立されていることから、適切であるといえる。

・ 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A . キャンパス整備

A - 1 キャンパス整備の取り組み

A - 1 の視点

A-1- 中長期計画に基づいたキャンパス整備の取り組みの適切性

A-1- 建物名称・建築場所等の妥当性

A-1- 建築物の環境配慮に対する適切性

(1) A - 1 の自己判定

「基準項目 A - 1 を満たしている。」

(2) A - 1 の自己判定の理由 ( 事実の説明及び自己評価 )

A-1- 中長期計画に基づいたキャンパス整備の取り組みの適切性

本学では、教育研究施設の整備・充実のため、次の通り、平成 19 ( 2007 ) 年度より 4 か年ベースで「キャンパス整備計画」を策定し、具現化している。その計画の概要は、次の通りである。

(1) 「第 1 次キャンパス整備計画」( 平成 19 ( 2007 ) ~ 平成 22 ( 2010 ) 年度 )

2 号館を改修し、「法学研究室」、「模擬法廷」教室、「コミュニティールーム」、「ティーラウンジ」、「パウダールーム」等を新設した。また「サークルスクエア ( 体育館 )」を新たに建設し、5 号館に「柔道場」を新設した。

(2) 「第 2 次キャンパス整備計画」( 平成 23 ( 2011 ) ~ 平成 26 ( 2014 ) 年度 )

「メディアセンター」( 新図書館、新 PC ルーム、学生支援室を兼ね備えたもの ) を竣工した。その他 4 号館の空調設備の改修を行った。

(3) 「第 3 次キャンパス整備計画」( 平成 27 ( 2015 ) 年度 ~ )

「サークルスクエア ( グラウンド )」の整備 ( 人工芝化、夜間照明及び防球ネットの設置 )、新「柔道場」及び総合新校舎「楽工舎 ( 本館 )」の建設。

「第 3 次キャンパス整備計画」に従って、旧 1 号館 ( 事務室、研究室 )、旧 3 号館 ( 茶道室、旧図書館 ) の跡地に、「楽工舎 ( 本館 )」が平成 29 ( 2017 ) 年秋完成を目指して、平成 28 ( 2016 ) 年に着工した。「楽工舎 ( 本館 )」の建築面積は 1,575.00 m<sup>2</sup>、延床面積は 5,695.80 m<sup>2</sup>、鉄筋コンクリート造、地上 4 階建ての建物で、総教室数は 17 室である。工事にあたっては、施工会社ともに関係法令を遵守し、学生の安全を第一に考えとともに近隣住民の理解に努めている。

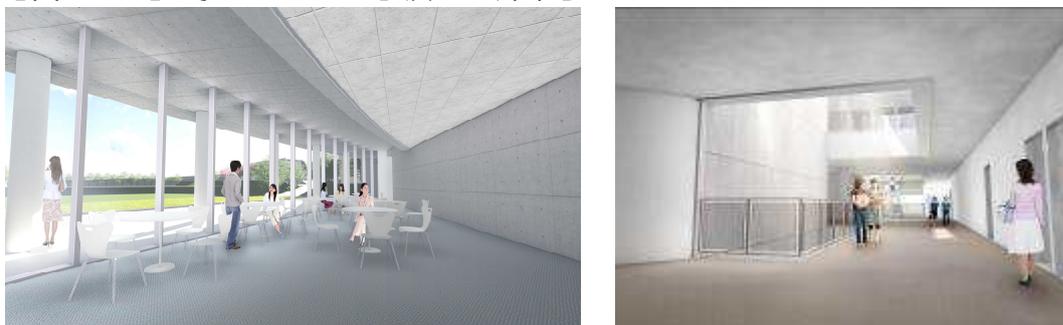
「楽工舎 ( 本館 )」【図 A-1-1】は、地上 4 階建てで、1 階は「事務室、多目的ホール、学生ラウンジ」【図 A-1-2】、2 階は「教室、模擬法廷」【図 A-1-3】、3 階は「教室、茶道室」【図 A-1-4】、4 階は「研究室、会議室」等が設置される。詳細設計にあたっては、学内にプロジェクトチームを設置して施工業者と定期的に意見交換をしながらそれら意見を具現化している。なお、プロジェクトチームの構成員には、法人理事のみならず、各部署の部長、その他実際に施設を活用する教職員も必要に応じて加わり、様々な観点から意見を汲み上げて継続的に段階を踏まえた検討がなされている。また、基準項目の

2-7- で前述したが、学生の意見を反映するように努めている。

【図 A-1-1】「『楽工舎（本館）』の外観」



【図 A-1-2】「学生ラウンジ」及び「廊下」



【図 A-1-3】「教室」



【図 A-1-4】「茶道室」



さらに、「サークルスクエア（体育館）」に隣接するスペースに、国際規格の試合場 2 面を備えた独立した建物の新「柔道場」が平成 28（2016）年 12 月に竣工する。

このように、「キャンパス整備計画」に基づいてキャンパス整備が積極的に行われ、また、教職員や学生の様々な意見を汲み上げながら具現化されていることは評価できる。

#### A-1- 建物名称・建築場所等の妥当性

総合新校舎の名称である「楽工舎」とは、明治初期に本学の創学者の祖父にあたる、柏樹書院第 22 代当主である蜷川式胤が東京丸ノ内の「丸ノ内柏樹書院」【図 A-1-5】の一角に研究所兼印刷所として設立した学舎に由来する。ちなみに、この「楽工舎」には、書画・文書庫や陶器庫があり、公開講座等も行われていたといわれる。さらに同施設に

は、日本で最初に輸入された石版印刷機の一が設置され、蜷川式胤自著の『観古図説陶器之部』が印刷・刊行されたといわれ、近代日本美術史に大きな影響を与えた施設名である。そこで、本館の名称を「楽工舎」とすることによって、この古き良き文化伝統を次代に継承するという建学精神及び本学のルーツである柏樹書院の良き伝統を継承するという崇高な理念と意志が込められている。

【図 A-1-5】「丸ノ内柏樹書院」



なお、「楽工舎」という建物名称の由来については、『大学案内 2017』の1頁目に紹介するとともにホームページにて学内外に周知させている。

この「楽工舎(本館)」は、事務室や研究室、多目的ホール、模擬法廷などといった本学の顔となる施設が含まれた建築物となる。それゆえ、従来からあった創学者の銅像や建学精神等を示した2基の碑文を残しながら、かつて事務室や研究室のあった旧1号館及び旧図書館や茶道室のあった旧3号館の跡地に建設することによって、これまでの建物の機能を残すことが出来る場所が選定されており、評価できる。また、桜の木の下にある創学者の銅像や碑文をそのままの状態に残すことによって、本学の伝統的な風景を保存しながら建物が建築されることは、建学精神のうち的一条目である「祖風継承」の精神を堅持する意志の表れであり評価できる。なお、建築中であっても、創学者の銅像等が見られるように、防護壁をアクリル板としている。

#### A-1- 建築物の環境配慮に対する適切性

「楽工舎(本館)」建築にあたっては、施工業者と協力して、周辺環境との調和を図るために次の取り組みを行っている【資料 A-1-1】。

##### (1) 「工事関係上の配慮事項」

「騒音・振動対策」; 低騒音、低振動型の建設工法を採用し、周辺地域への影響を低減するように配慮すること。

「粉じん対策」; シートの設置や散水などにより、粉じん防止に必要なかつ適切な対策を講ずること。

「工事車両による公害対策」; 周辺地域への騒音、振動、排気ガスなどの影響に配慮し、その低減に努めること。

「周辺環境対策」; 工事現場及び周辺での環境維持に配慮し、建築資材、ごみ等の整

理・整頓を徹底し、建設廃棄物の削減と最終処分率の低減並びに有害物質の適切な管理に努めること。

「建設資材対策」；建設資材については、熱帯材を避け、再利用の可能なものを使用するなど、その材料や工法に配慮する。

## (2) 「建設設計上の配慮事項」

設計・施工・運用・解体にわたる環境負荷低減を目的として、グリーン調達を推進し、また、リサイクル設計を行う環境配慮設計システムを運用して、環境に配慮した有効かつ建築リサイクル設計を実施している。

「LCCO 対策」；建物全使用期間について1年あたりのCO<sub>2</sub>排出量を評価し削減を図ること。

「環境性能対策」；建物のよりよい環境品質・性能を少ない環境負荷で実施するために、建築物総合環境性能評価システムを活用すること。

「日影対策」；近隣住民の生活環境に支障を及ぼさないように、建築計画において日影規制を遵守すること。

「景観対策」；建築物の形態や外観・配置・高さ・色彩等の意匠については、周辺環境との調和を図り、景観形成に配慮した建築設計に努めること。

以上のように、周辺住民の理解と協力の下、周辺住民の静穏な生活環境を維持しつつ安全を確保するために様々な配慮を行っている。また、意匠にあたっては、環境に配慮した様々な対策を講じることによって周辺環境との調和を図っている。

## (3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

現在の「第3次キャンパス整備計画」を着実に実現するとともに、引き続き教職員や学生の様々な意見を反映したキャンパスとなるように継続的にコミュニケーションを深めていく。なお、「楽工舎（本館）」建築にあたっては、施工業者と協力して引き続き周辺環境との調和を図るよう努める。

### 【基準Aの自己評価】

本学では、教育研究施設の整備・充実のため、平成19（2007）年度より4か年ベースの中長期計画を策定し、「キャンパス整備計画」を具現化している。これらの計画の実施にあたってはプロジェクトチームを設置し、法人理事のみならず、各部署の部長、その他実際に施設を活用する教職員も参加して様々な意見を汲み上げながら継続的に段階を踏まえた検討がなされている。また、学生の意見を反映するように努められており、評価できる。

総合新校舎の名称を「楽工舎」とすることによって、建学精神及び本学のルーツである柏樹書院の良き伝統を継承するという崇高な理念と意志を学内外に示していることは評価できる。

さらに、「楽工舎（本館）」建築にあたっては、施工業者と協力して周辺環境との調和を図る取り組みを実施していることは評価できる。

## 基準 B . 社会貢献・社会連携

### B-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

#### B-1 の視点

#### B-1- 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

#### B-1- 大学と地域社会との協力関係の構築

#### (1) B - 1 の自己判定

「基準項目 B - 1 を満たしている。」

#### (2) B - 1 の自己判定の理由 ( 事実の説明及び自己評価 )

#### B-1- 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

本学では、主として八王子キャンパス内の施設を教育研究活動に支障がない限りにおいて、地域社会に提供することによって地域貢献を行っている。

平成 27 ( 2015 ) 年度、八王子商工会議所が実施運営した日商簿記検定の会場を提供して八王子市民等の受験者への便宜を図った。この他、「日本文化大學総合グラウンド」を八王子市民の福祉向上及び青少年の健全育成、地域住民間の交流促進のために提供している。

また、村松伸治教授が総会幹事となり、平成 27 ( 2015 ) 年 6 月 6 日・7 日の 2 日間にわたって「第 122 回日本法政学会 総会および研究会」が開催された。ちなみに、同研究会では、本学からは大森義夫学長が「インテリジェンス機関創設をめぐる諸考察」と題したシンポジウムの特別講演を行った。【資料 B-1-1】

さらに、東京都知事が指定する宅地建物取引士の法定講習の講師を派遣し、不動産業界への貢献を果たしている。この他、文化庁からの要請により、常用漢字を審議する文化庁文化審議会 ( 国語文化会 ) の委員を派遣している。

#### B-1- 大学と地域社会との協力関係の構築

本学のある八王子市には、産学連携の一機関として、25 の大学・短大・高専で構成する「大学コンソーシアム八王子」(平成 27 ( 2015 ) 年から 2 校新たに加わり、現在 25 校となっている)が設けられている。「大学コンソーシアム八王子」では、大学間の交流・発展や地域社会の発展をめざす目的で、種々の活動が行われており、本学もこれに参加をしている。

本学は、「八王子学園都市大学 ( 通称「いちよう塾」)」と連携し、本学の特徴を生かした講座の提供を行っている。「いちよう塾」は、25 大学・短大・高専、企業並びに市民との協働により、市民が意欲を持って学ぶことのできる機会を提供することを目的として、平成 16 ( 2004 ) 年に開学された。本学は、当塾の発足当初より講座を提供してきた。講座は、JR 八王子駅北口「八王子市学園都市センター」で実施される。これまでに、「宅地建物取引主任者 ( 宅建 ) 講座」、「実作短歌講座」、「公開講座 裁判員制度による模擬裁判」等の講座を提供してきた。

「いちよう塾講座」として、本学の「模擬法廷」を活用して平成 20 ( 2008 ) 年度よ

り八王子市民を対象とした「公開講座 裁判員制度による模擬裁判」【資料 B-1-2】を実施している。八王子市民に裁判員の役割を担ってもらい、裁判長、検察官、弁護士、被告人等の役割は本学の教員及び学生が務める形式で進行させ、裁判員裁判の普及活動の一端を担った講座となっている。

また、夏休み時期の毎年 7 月下旬には、「小中高大連携ワーキンググループ」活動の一環として、市内在住の小学 4～6 年生を対象とした「子どもいちょう塾」【資料 B-1-3】が開かれ、本学もこのイベントに参加している。平成 27（2015）年度は、7 月 26 日に実施され、本学からは轉法輪慎治教授による「君も裁判員に挑戦しよう！」（10 時 30 分～12 時、13 時 30 分～15 時まで）の講座が行われ、多数の子供たちが参加をした。なお、平成 28（2016）年度においては、本学は、「君も裁判員に挑戦しよう！」（7 月 24 日）に加え、あらたに「法ってなあに？」（7 月 23 日）に参加することが決定している。

さらに、本学では、近隣の高等学校へ本学の教員を講師として派遣し、社会科学系科目の出張講義を行っている。

八王子市では、毎年 5 月の連休期間に、「八王子学生委員会」が主催し「大学コンソシアム八王子」が協賛、八王子市等が協力する市の行事である「学生天国」が開催される。この行事に本学学生がボランティアとして参加している。「学生天国」で配布する本学のグッズ（本学オリジナルのクリアファイル、シャープペンシル等）は大学が拠出している。

地元へのボランティア活動として、ボランティア・サークルに属する本学学生による八王子駅周辺の清掃活動や防犯パトロール、及び大学通りや大学周辺における清掃活動等が行われている。特に、八王子駅周辺における清掃活動・防犯パトロールに関しては、八王子警察署員及び地元町内会、自治会等によって構成される防犯連絡協議会のメンバーとともにっており、地元住民との交流を深めている。

本学柔道部部員による障害者スポーツの支援活動も、ボランティア活動の一環として行われている。これは、「Special Olympics 日本・神奈川」に協力するものであり、学生たちは神奈川県立武道館において、障害者スポーツの支援活動に取り組んでいる。

「Special Olympics」の神奈川地区大会において各種競技の競技役員を務めるほか、「三多摩地区柔道競技会」及び「東京学生柔道連盟」においては大会協議役として運営に協力している。さらに、平成 28（2016）年 7 月 23 日には、「Special Olympics」の活動の一環として、スウェーデン、オランダとの親善練習試合にも参加し、国際交流を図る予定である。また、剣道部の学生の場合には、八王子市内で開催される剣道の競技会である「八王子市民大会」において、学生が大会役員を務めることで、その運営協力を行っている。

### （3）B-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも、地域社会との良好な協力関係を維持しながら継続していく。

**〔基準Bの自己評価〕**

これまで、本学は、地域社会との関係については、八王子市役所、「大学コンソーシアム八王子」、八王子商工会議所等が行う行事への協力(前述の施設提供、公開講座の実施)及び大学近隣住民との自治会レベルの協力(片倉町会、片倉台自治会の行事への賛助)を中心に置いてきた。本学の姿勢はそれぞれの団体より評価されている。従って、本学の活動は地域に貢献しており、地域社会との協力関係は構築されているといえ、評価できる。

八王子市には 23 の大学・短大及び高専があり、全体で見ればほぼすべての学部・学科が備わっている。八王子市は、この特色を生かした学園都市を目指して「大学コンソーシアム八王子」が組織されている。本学もその会員であり、本学の実践的な法学の特色を生かした講座の提供は、地域社会に対する責任であると認識している。本学が提供している各種の講座等は、八王子市民及び「大学コンソーシアム八王子」より高い評価を得ている。以上から、本学では、大学施設の開放、公開講座、講師派遣等、本学が有する物的・人的資源を社会に提供しているといえ、評価できる。

．エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F - 1】	大学名・所在地等	
【表 F - 2】	設置学部・学科・大学院研究科等 / 開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F - 3】	学部・研究科構成	
【表 F - 4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F - 5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F - 6】	全学の教員組織（学部等）	該当なし
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F - 7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	該当なし
【表 F - 8】	外部評価の実施概要	
【表 2 - 1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2 - 2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2 - 3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	該当なし
【表 2 - 4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2 - 5】	授業科目の概要	
【表 2 - 6】	成績評価基準	
【表 2 - 7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2 - 8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2 - 9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2 - 10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2 - 11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2 - 12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2 - 13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2 - 14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2 - 15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2 - 16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2 - 17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2 - 18】	校地、校舎等の面積	
【表 2 - 19】	教員研究室の概要	
【表 2 - 20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2 - 21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2 - 22】	その他の施設の概要	
【表 2 - 23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2 - 24】	学生閲覧室等	
【表 2 - 25】	情報センター等の状況	
【表 2 - 26】	学生寮等の状況	該当なし
【表 3 - 1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3 - 2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3 - 3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3 - 4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3 - 5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3 - 6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3 - 7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3 - 8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3 - 9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3 - 10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	

日本文化大學

【表3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）	
---------	---------------------------------	--

該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人柏樹式胤学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	『大学案内 2017』	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	日本文化大學学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	『平成 29 年度 入学試験要項』	
	『平成 29 年度 指定校推薦入学試験要項』	
【資料 F-5】	学生便覧	
	『平成 28 年度 学生便覧』	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 28 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 27 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	『大学案内 2017』 56・57 頁	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人柏樹式胤学園規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人柏樹式胤学園理事・監事名簿、評議員名簿	
	平成 27 年度理事会・評議員会開催記録	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	平成 23 年度決算書	
	平成 23 年度監事監査報告書	
	平成 24 年度決算書	
	平成 24 年度監事監査報告書	
	平成 25 年度決算書	
	平成 25 年度監事監査報告書	
	平成 26 年度決算書	
	平成 26 年度監事監査報告書	
平成 27 年度計算書類		
平成 27 年度監事監査報告書		
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	『平成 28 年度 講義要項』	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	学校法人柏樹式胤学園寄附行為	【資料 F-1 に同じ】
【資料 1-1-2】	日本文化大學学則	【資料 F-3 に同じ】

日本文化大學

【資料 1-1-3】	『平成 28 年度 学生便覧』4・5 頁	
【資料 1-1-4】	『大学案内 2017』36 頁	
【資料 1-1-5】	日本文化大學ホームページ「建学の精神」	
【資料 1-1-6】	『平成 29 年度 入学試験要項』3 頁	
【資料 1-1-7】	『平成 29 年度 指定校推薦入学試験要項』9 頁	
【資料 1-1-8】	日本文化大學指定校入試説明会 実施要領	
【資料 1-1-9】	入学準備ゼミナール 時程	
【資料 1-1-10】	入学準備ゼミナール「入学準備学習のお知らせ」	
【資料 1-1-11】	入学準備ゼミナール「入学準備学習確認表」	
【資料 1-1-12】	入学準備ゼミナール ノート	
【資料 1-1-13】	新入生オリエンテーション in 河口湖方面 日程表	
【資料 1-1-14】	新入生オリエンテーション in 河口湖 ワークシート	
【資料 1-1-15】	新入生オリエンテーション in 河口湖 1 日の振り返り	
【資料 1-1-16】	平成 27 年度 後期始業式ガイダンスについて	
【資料 1-1-17】	『平成 28 年度 学生便覧』9～15 頁	
【資料 1-1-18】	日本文化史 新入生オリエンテーション Power Point	
【資料 1-1-19】	『平成 28 年度 学生便覧』24 頁	
【資料 1-1-20】	平成 27 年度 文化学総合演習（伊勢） 日程表	
【資料 1-1-21】	平成 28 年度 文化学総合演習（水戸） 日程表（案）	
【資料 1-1-22】	東京国立博物館ホームページ	
【資料 1-1-23】	『平成 28 年度 学生便覧』167・168 頁	
【資料 1-1-24】	江戸東京博物館ホームページ	
【資料 1-1-25】	『平成 28 年度 学生便覧』10 頁	
【資料 1-1-26】	柏樹記念館 建学精神四条目 写真	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	『平成 28 年度 学生便覧』17 頁	
【資料 1-2-2】	教養科目模擬試験事前講義 時程	
【資料 1-2-3】	教養科目模擬試験問題・解答解説	
【資料 1-2-4】	教養科目模擬試験結果について	
【資料 1-2-5】	教養科目模擬試験結果貼り出し 写真	
【資料 1-2-6】	『平成 28 年度 学生便覧』19～21 頁	
【資料 1-2-7】	『平成 28 年度 学生便覧』18・19 頁	
【資料 1-2-8】	蜷川会館 論文掲示 写真	
【資料 1-2-9】	1 年次ガイダンス 時程及び関係資料	
【資料 1-2-10】	2 年次ガイダンス 時程及び関係資料	
【資料 1-2-11】	NAAIP テスト	
【資料 1-2-12】	SPI3 基礎能力問題	
【資料 1-2-13】	3 年次ガイダンス 時程及び関係資料	
【資料 1-2-14】	サバイバルゼミ講座案内	
【資料 1-2-15】	就職活動壮行式 時程	
【資料 1-2-16】	就職活動壮行式 写真	
【資料 1-2-17】	進学式ガイダンス 時程	
【資料 1-2-18】	学年末ガイダンス 時程	
【資料 1-2-19】	学校法人柏樹式胤学園寄附行為	【資料 F-1 に同じ】
【資料 1-2-20】	教育職員就業規則	
【資料 1-2-21】	事務職員就業規則	
【資料 1-2-22】	日本文化大學学則	【資料 F-3 に同じ】
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		

日本文化大學

【資料 1-3-1】	学校法人柏樹式胤学園寄附行為	【資料 F-1 に同じ】
【資料 1-3-2】	学長に関する規程	
【資料 1-3-3】	就任承諾書（監事）	
【資料 1-3-4】	教育職員就業規則	
【資料 1-3-5】	日本文化大學非常勤講師契約書兼労働条件通知書	
【資料 1-3-6】	事務職員就業規則	
【資料 1-3-7】	「建学精神、沿由と学統」銅像と碑文 写真	
【資料 1-3-8】	柏樹記念館「日本文化大學大學歌」写真	
【資料 1-3-9】	『大学案内 2017』35・36 頁	
【資料 1-3-10】	日本文化大學ホームページ「建学の精神」	
【資料 1-3-11】	日本文化大學ホームページ「本学の教育」	
【資料 1-3-12】	入学説明会 建学精神	
【資料 1-3-13】	『平成 29 年度 入学試験要項』2 頁	
【資料 1-3-14】	新入生オリエンテーション in 河口湖 日程表	
【資料 1-3-15】	平成 27 年度 後期始業式ガイダンス式次第	
【資料 1-3-16】	『平成 28 年度 学生便覧』9～15 頁	
【資料 1-3-17】	3 つのポリシーにおける中長期の視座	
【資料 1-3-18】	事務組織及び分掌規程	
【資料 1-3-19】	教授会規程	
【資料 1-3-20】	日本文化大學学則	【資料 F-3 に同じ】

基準 2 . 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	『大学案内 2017』「入学者の受入の方針（アドミッションポリシー）」55 頁	
【資料 2-1-2】	『平成 29 年度 入学試験要項』1 頁	
【資料 2-1-3】	『平成 29 年度 指定校推薦入学試験要項』おもて表紙裏面	【資料 F-1 に同じ】
【資料 2-1-4】	日本文化大學ホームページ「入学者の受入の方針（アドミッションポリシー）」	
【資料 2-1-5】	『大学案内 2017』「夢をかなえた先輩たち」6～9 頁	
【資料 2-1-6】	オープンキャンパス 2016	
【資料 2-1-7】	定員充足率（過去 5 年間）	
【資料 2-1-8】	平成 27 年度 オープンキャンパス資料	
【資料 2-1-9】	キーワード検索・リスティング広告、LINE メッセージ	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	『大学案内 2017』「教育目的」35 頁	
【資料 2-2-2】	日本文化大學ホームページ「本学の教育」	
【資料 2-2-3】	『平成 28 年度 学生便覧』4 頁	
【資料 2-2-4】	日本文化大學学則	【資料 F-3 に同じ】
【資料 2-2-5】	『平成 28 年度 学生便覧』17 頁	
【資料 2-2-6】	『平成 28 年度 学生便覧』24 頁	
【資料 2-2-7】	裁判傍聴資料	
【資料 2-2-8】	第 31 期柏樹賞推薦論文審査報告書	
【資料 2-2-9】	「平成 28 年度 講義要項」作成要領	
【資料 2-2-10】	「就活」に役立つ新聞の読み方	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	平成 28 年度「新入生オリエンテーション」について	
【資料 2-3-2】	平成 28 年度 1 年次生 面談票	

日本文化大學

【資料 2-3-3】	日本文化大學 学生カード	
【資料 2-3-4】	履修登録資料	
【資料 2-3-5】	『平成 28 年度 学生便覧』66・67 頁	
【資料 2-3-6】	『平成 28 年度 学生便覧』80 頁	
【資料 2-3-7】	平成 28 年度 就学状況の把握と保護者への情報提供の年間計画	
【資料 2-3-8】	新入生オリエンテーション in 河口湖 1 日の振り返り	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	日本文化大學学則	【資料 F-3 に同じ】
【資料 2-4-2】	『平成 28 年度 学生便覧』35 頁	
【資料 2-4-3】	平成 28 年度 教育会議 「日本文化大學 教育改善向上(F D) 活動について」	
【資料 2-4-4】	『平成 28 年度 学生便覧』35 頁	【資料 2-4-2 に同じ】
【資料 2-4-5】	卒業論文の提出まで	
【資料 2-4-6】	卒業論文提出確認票	
【資料 2-4-7】	卒業論文要旨	
【資料 2-4-8】	『平成 28 年度 学生便覧』18・19 頁及び 132 頁	
【資料 2-4-9】	平成 28 年度 新 4 年次 進学式	
【資料 2-4-10】	『平成 28 年度 学生便覧』5 頁	
【資料 2-4-11】	日本文化大學ホームページ 「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	事務組織及び分掌規程	
【資料 2-5-2】	就職活動壮行式・公務員採用説明会	
【資料 2-5-3】	履歴書・自己紹介書	
【資料 2-5-4】	自己表現テスト、エントリー試験	
【資料 2-5-5】	平成 27 年度 インターンシップ実習状況	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	平成 27 年度 授業に関するアンケート	
【資料 2-6-2】	平成 27 年度 授業に関するアンケート集計結果	
【資料 2-6-3】	授業実態調査	
【資料 2-6-4】	平成 27 年度 授業実態調査に対する所見	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	平成 28 年度 1 年次生 面談票	
【資料 2-7-2】	日本文化大學学則	【資料 F-3 に同じ】
【資料 2-7-3】	事務組織及び分掌規程	
【資料 2-7-4】	避難訓練、AED(自動体外式除細動器)救命講習会 写真	
【資料 2-7-5】	平成 27 年度 部・サークル活動補助費	
【資料 2-7-6】	日本文化大學ホームページ「ニチブン GIRL'S TALK ~ 女子座談会 ~	
【資料 2-7-7】	日本文化大學ホームページ「KOKUYO 東京ショールーム見学」 「楽工舎(新本館)誕生!」リーフレット	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	平成 28 年度前期 教育会議 資料 安田賢治氏「今年の大学入試の傾向と今後の大学の質の向上について」	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	ハイブリッドターフの安全性について 分析試験成績書 試験結果報告書	

日本文化大學

【資料 2-9-2】	平成 27 年度 学生親睦会 実施要項 平成 27 年度 菊花節・体育大会（案）	
------------	---	--

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人柏樹式胤学園寄附行為	【資料 F-1 に同じ】
【資料 3-1-2】	稟議規程	
【資料 3-1-3】	経理規程	
【資料 3-1-4】	平成 27 年度理事会・評議員会開催記録	【資料 F-10 に同じ】
【資料 3-1-5】	監事監査報告書	【資料 F-11 に同じ】
【資料 3-1-6】	独立監査人の監査報告書	
【資料 3-1-7】	教育職員就業規則	
【資料 3-1-8】	事務職員就業規則	
【資料 3-1-9】	研究活動の不正行為への対応について	
【資料 3-1-10】	特定個人情報取扱規程	
【資料 3-1-11】	セクシャルハラスメント防止規程	
【資料 3-1-12】	個人情報保護規程	
【資料 3-1-13】	個人情報保護委員会規程	
【資料 3-1-14】	公益通報に関する規程	
【資料 3-1-15】	危機管理規程	
【資料 3-1-16】	消防計画 別表 1	
【資料 3-1-17】	自衛消防訓練通知書	
【資料 3-1-18】	定期検査報告書	
【資料 3-1-19】	消防用設備点検完了確認書	
【資料 3-1-20】	日本文化大學ホームページ 「教育情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2）」 「教職課程に関する情報公開（教育職員免許法施行規則第 22 条の 6）」	
【資料 3-1-21】	財務書類閲覧規程	
【資料 3-1-22】	日本文化大學ホームページ「財務情報」	
【資料 3-1-23】	入学式保護者ガイダンス次第	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	理事・監事名簿	【資料 F-10 に同じ】
【資料 3-2-2】	学校法人柏樹式胤学園寄附行為	【資料 F-1 に同じ】
【資料 3-2-3】	平成 27 年度理事会・評議員会開催記録	【資料 F-10 に同じ】
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	学校法人柏樹式胤学園・日本文化大學組織機構図	
【資料 3-3-2】	日本文化大學学則	【資料 F-3 に同じ】
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人柏樹式胤学園寄附行為	【資料 F-1 に同じ】
【資料 3-4-2】	理事・監事名簿	【資料 F-10 に同じ】
【資料 3-4-3】	監事監査報告書	【資料 F-11 に同じ】
【資料 3-4-4】	学長に関する規程	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	事務組織及び分掌規程	
【資料 3-5-2】	OJT 研修の基本姿勢	
【資料 3-5-3】	外部研修一覧	
3-6. 財務基盤と収支		

日本文化大學

【資料 3-6-1】	中長期キャンパス整備計画について	
【資料 3-6-2】	平成 28 年度事業計画	【資料 F-6 に同じ】
【資料 3-6-3】	平成 28 年度予算並びにその後 3 年間の中長期的計画	
【資料 3-6-4】	過去 5 年間の帰属収支バランス及び経常収支バランスに関する分析について	
【資料 3-6-5】	資金運用規程	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	経理規程	
【資料 3-7-2】	監査契約書	
【資料 3-7-3】	監事監査報告書	【資料 F-11 に同じ】

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	日本文化大學学則	【資料 F-3 に同じ】
【資料 4-1-2】	自己点検・評価規程	
【資料 4-1-3】	自己点検・評価規程施行細則	
【資料 4-1-4】	平成 22 年度 大学機関別認証評価認定証	
【資料 4-1-5】	平成 26 年度 自己点検・評価報告書	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	事務組織及び分掌規程	
【資料 4-2-2】	日本文化大學ホームページ「大学機関別認証評価」	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	日本文化大學ホームページ「大学機関別認証評価」	
【資料 4-3-2】	日本文化大學ホームページ「財務情報」	

基準 A. キャンパス整備

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. キャンパス整備の取り組み		
【資料 A-1-1】	日本文化大學 楽工舎（本館）新築計画	

基準 B. 社会貢献・社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 B-1-1】	第 122 回日本法政学会 総会および研究会	
【資料 B-1-2】	公開講座 裁判員制度による模擬裁判	
【資料 B-1-3】	第 5 回 夏休み 子どもいちょう塾	

必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。